

付属資料

1	討議議事録	30
2	協議議事録	50
3	詳細計画策定調査時協議議事録	60
4	面談・協議記録	92
5	現地調査収集資料	138
6	質問票回答	164
7	PDM(和・中)	195

中国西部地区林業人材育成プロジェクトに係る
日本の技術協力に関する独立行政法人国際協力機構と
中華人民共和国国家林業局との討議議事録

独立行政法人国際協力機構(以下、「JICA」という。)中華人民共和国事務所と中華人民共和国国家林業局は、中国西部地区林業人材育成プロジェクトの有効な実施のため、双方が取るべき措置について一連の討議をおこなった。

討議の結果、双方はそれぞれの政府に対し附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

等しく正文である日本語、中国語による本書各々2通を作成し、双方の合意のもとに署名した。

北京、2009年11月3日



山浦 信幸
独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国事務所 所長



曲 桂林
中華人民共和国
国家林業局
国際合作司 司長

附属文書

I. JICA と中華人民共和国政府の協力

1. JICA と中華人民共和国政府は、中国西部地区林業人材育成プロジェクト(以下、「当該プロジェクト」という。)の実施につき相互に協力をおこなう。
2. 当該プロジェクトは、附表 I の基本計画に基づいて実施される。

II. JICA の取るべき措置

日本国において施行されている法律及び規則に従い、JICA は、JICA の経費負担により日本の技術協力計画の通常手続きに基づき、以下の措置をとる。

1. 日本人専門家の派遣

JICA は、附表 II に掲げる日本人専門家の役務を提供する。

2. 機材供与

JICA は、附表 III に掲げる当該プロジェクトの実施に必要な資機材（以下、「機材」という。）を供与する。機材は、陸揚げ港あるいは空港にて中華人民共和国側関係機関へ CIF 建てにて引き渡されることにより、中華人民共和国政府の所有となる。

3. 研修員受入れ

JICA は、日本における技術研修のため当該プロジェクトに関係する中国側人員を受け入れる。

4. 特別措置

JICA は、日本国において施工されている法律および規則に従い、当該プロジェクトの円滑な実施を保証するために、研修実施に必要な経費の一部を負担する特別措置を取る。

III. 中華人民共和国政府の取るべき措置

1. 中華人民共和国政府は、全ての関係者、受益者グループ及び団体を当該プロジェクトに積極的に参加させることにより、日本の技術協力期間中及び終了後、当該プロジェクトの自立的運営が持続されることを確保するために、必要な措置をとる。

2. 中華人民共和国政府は、日本の技術協力の結果として中国国民が獲得する技術及び知識が、中国の経済及び社会発展に貢献することを確保する。
3. 中華人民共和国政府は、上記Ⅱ－1にいう日本人専門家及びその家族に対し附表Ⅳに掲げる特別待遇、免税及び便宜を与えるとともに、同様の任務を遂行する第三国または国際機関の専門家に劣らない特別待遇、免税及び便宜を与える。
4. 中華人民共和国政府は、上記Ⅱ－2にいう機材が附表Ⅱに掲げる日本人専門家との協議のもとに、当該プロジェクト実施のために有効に使用されることを確保する。
5. 中華人民共和国政府は、中国人が日本における技術研修から得た知識及び経験が、当該プロジェクト実施のために有効に用いられることを確保するために必要な措置をとる。
6. 中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、中華人民共和国政府は中華人民共和国側の負担において、当該プロジェクトへ以下のものを提供するために必要な措置をとる。
 - (1) 附表Ⅴに掲げる中国側カウンターパートの配置
 - (2) 附表Ⅵに掲げる土地、建物及び附帯施設
 - (3) 上記Ⅱ－2にいう JICA によって供与される機材以外の当該プロジェクトの実施に必要な機械、装置、器具、車両、工具、予備部品及びその他の物品の提供もしくは更新
 - (4) 中華人民共和国における日本人専門家の公務出張に対する交通の便宜及び市内交通費
7. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、以下の必要な措置をとる。
 - (1) 上記Ⅱ－2に掲げる機材の中華人民共和国国内における輸送、据付、操作及び維持に必要な経費
 - (2) 上記Ⅱ－2に掲げる機材に対し中華人民共和国において課せられる関税、国

の

10

内税及びその他の課徴金

(3)当該プロジェクトの実施に必要な運営費

IV. 当該プロジェクトの管理

1. 国家林業局人事司主管司長は、総括責任者として、当該プロジェクトの管理及び実施に係る全体の責任を負う。
2. 国家林業局管理幹部学院主管院長は、実施責任者として、当該プロジェクトの運営及び管理について責任を負う。
3. 日本人専門家は、当該プロジェクトの実施に関する事項に関し、当該プロジェクトの総括責任者及び実施責任者に対し、必要な提言及び助言を与える。
4. 日本人専門家は、中国人カウンターパートに対して当該プロジェクトの実施に関する技術的事項において、必要な技術的提言及び助言を与える。
5. 当該プロジェクトを効果的にかつ成功裏に実施するために、附表Ⅶに記述される機能及び構成による合同調整委員会が設置される。

V. 合同評価

当該プロジェクトの評価は、協力期間の中間時及び終了前6ヶ月の間に、達成レベルを検討するためにJICAと中華人民共和国関係機関により行われる。

VI. 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、日本人専門家の中華人民共和国内における職務の遂行に起因し、またその遂行中もしくはその遂行に関連して、日本人専門家に対する請求事由が発生した場合には、日本人専門家の故意または重大な過失による場合を除き、関連する法律に基づき、その請求に関する責任を負う。

VII. 相互協議

JICAと中華人民共和国政府は、本附属文書から生ずる、あるいは本附属文書に関連する主要事項について相互に協議を行う。

VIII. 当該プロジェクトに関する理解及び支援の促進

中華人民共和国政府は、当該プロジェクトに対する中華人民共和国内における理

解及び支援の促進のため、当該プロジェクトを中華人民共和国国民に知らしめるために適切な措置をとる。

IX. 協力期間

この附属文書における当該プロジェクトのための技術協力期間は、日本人専門家の派遣される日から4年間とする。

附表Ⅰ 基本計画

附表Ⅱ 日本人専門家

附表Ⅲ 機材及び機器

附表Ⅳ 日本人専門家に対する特別待遇、免税及び便宜

附表Ⅴ カウンターパート及び事務職員

附表Ⅵ 土地、建物及び附帯施設

附表Ⅶ 合同調整委員会

附表 I 基本計画

1. 上位目標

西部地区において、集体林権制度改革及び国有林場改革を推進するための県レベル以下の林業関係者を対象とした研修方式(注)の普及を通じて、両改革の円滑な実施が促進される。

(注)プロジェクトでいう「研修方式」とは、研修形式、研修カリキュラム、研修方法、研修教材及び研修評価方法等を指す。

2. プロジェクト目標

パイロット省(自治区)における試行を通じ、西部地区に適用可能な、集体林権制度改革及び国有林場改革を推進するための県レベル以下の林業関係者を対象とした研修方式が整備される。

3. 期待される成果(アウトプット)

- (1) パイロット省(自治区)において、両改革にかかる研修のための連携が省(自治区)林業庁(局)関連部門間で強化される。
- (2) パイロット省(自治区)において、研修実施を通じて、両改革を推進するための県レベル以下の林業関係者を対象とした研修方式が整備される。
- (3) 多様な方法で両改革に関する政策、優良事例、参考情報及び研修方式に関する情報共有・交流が促進される。

4. 活動

- (1-1)パイロット省(自治区)における両改革にかかる研修の現状を把握する。
- (1-2) 両改革にかかる研修に対する関連部門の役割について、各省(自治区)林業庁(局)と共通認識を形成する。
- (1-3)関係部門間で、両改革にかかる研修の連絡・調整を行う。
- (2-1)パイロット省(自治区)における両改革の方針、進捗状況及び課題、研修ニーズを把握する。
- (2-2)パイロット省(自治区)において代表的な集体林及び国有林場を複数タイプ選定し、改革及び森林経営の現状と研修ニーズ等についての分析を行う。
- (2-3)上記(2-1)、(2-2)に基づき、対象者別に研修コースを開発する。
- (2-4)上記(2-3)の研修を実施する。
- (2-5)研修参加者による研修評価結果を踏まえ、研修を改善する。
- (2-6)研修参加者の普及研修実施を支援する。
- (2-7)研修効果のモニタリングを行い、結果を研修内容にフィードバックする。

- (3-1) 全国の省主管部門の幹部向け研修を実施し、両改革の政策の理解を促進する。
- (3-2) セミナー等を開催し、知見・経験に関する情報交換を行い、プロジェクト成果の共有を図る。
- (3-3) プロジェクト成果や両改革に関する参考情報をインターネット及びプロジェクト・ニュースレター等を通じて発信する。

の

の

附表Ⅱ 日本人専門家

以下の分野の専門家を派遣する。

1. 長期専門家

チーフアドバイザー、業務調整員、林業技術・経営、人材育成

* チーフアドバイザーおよび業務調整員は林業技術・経営あるいは人材育成を兼務することができる。

2. 短期専門家

当該プロジェクトに関する分野の短期専門家については、プロジェクトの円滑な実施のために必要に応じて派遣される。

附表Ⅲ 機材及び機器

1. 車輛

2. その他研修実施に必要な機材

附表Ⅳ 日本人専門家に対する特別待遇、免税及び便宜

1. 日本人専門家及びその家族に海外から送金される報酬に対して、または、これに関連して課せられる所得税及びその他の課徴金が免除される。

2. 日本人専門家及びその家族が持ち込む個人的私用品及び業務に関連する機材に対して関税が免除される。

3. 日本人専門家及びその家族に対して、医療の便宜が提供される。



附表V カウンターパート及び事務職員

1. プロジェクト総括責任者

国家林業局人事司主管司長

2. プロジェクト実施責任者

国家林業局管理幹部学院主管院長

3. カウンターパート

プロジェクトの管理事務局は国家林業局管理幹部学院に設置し、研修開発・実施促進・評価、情報蓄積・発信、全体調整等を行う専任のカウンターパートを配置する。同時に必要に応じて兼任カウンターパートを配置する。

また、国家林業局の農村林業改革発展司及び国有林場・林木種苗作業総ステーションからも兼任のカウンターパートを配置する。

パイロット省（自治区）林業庁（局）にプロジェクトに関する業務の調整のための指導者グループを設置する。そのグループは、林業庁（局）長級の幹部をグループ長とし、集体林権制度改革、国有林場改革、人材育成、財務等の部門責任者から成る。指導者グループの事務局は省（自治区）の研修拠点に設置する。パイロット省（自治区）は日中双方で協議の上、決定する。

4. 事務職員等

以下の職員等を必要に応じて配置する。

- (1) 事務職員
- (2) 通訳
- (3) 運転手
- (4) その他プロジェクト実施に必要な人員

附表VI 土地、建物及び附帯施設

1. 専門家のための適切な事務室及び必要施設
2. 研修実施のための施設
3. その他プロジェクト活動の実施に必要な施設

附表Ⅶ 合同調整委員会

1. 機能

合同調整委員会は、少なくとも年1回、または必要が生じたときに開催し、次の機能を持つものとする。

- (1) 討議議事録に沿って策定される当該プロジェクトの年次活動計画を承認する。
- (2) 上記の年次計画により遂行される技術協力活動の全体の進捗に関する検討を行う。
- (3) 技術協力計画から生ずる、あるいは技術協力計画に関連する主要事項につき、検討し意見交換を行う。

2. 構成

- (1) 委員長：国家林業局国際合作司長
- (2) 副委員長：国家林業局人事司主管司長
- (3) 中国側構成員：
 - ・ 日中技術協力主務官庁代表
 - ・ 国家林業局国際合作司代表
 - ・ 国家林業局人事司代表
 - ・ 国家林業局農村林業改革発展司代表
 - ・ 国家林業局国有林場・林木種苗作業総ステーション代表
 - ・ 国家林業局管理幹部学院代表
 - ・ パイロット省（自治区）林業庁（局）代表
 - ・ その他委員長が必要と認めた関係者
- (4) 日本側構成員：
 - ・ 日本人専門家
 - ・ JICA 中華人民共和国事務所代表
 - ・ JICA が必要と認めた関係者

(注) 在中華人民共和国日本大使館員はオブザーバーとして出席できる。

ア

カ

中华人民共和国国家林业局与日本国际协力机构
关于中国西部地区林业人才培养项目

实施协议会谈纪要

中华人民共和国国家林业局与日本国际协力机构（以下称“JICA”）中华人民共和国事务所，为中国西部地区林业人才培养项目的有效实施，就双方应采取的必要措施进行了协商。

协商的结果，双方一致同意按附件所列内容向各自政府提出建议。

本纪要用中文及日文作成，正本各一式两份，两种文本具同等效力，经双方同意签署。

2009年11月3日
于北京市



曲 桂林
中华人民共和国国家林业局
国际合作司
司长



山浦 信幸
日本国际协力机构
中华人民共和国事务所
所长

一. 中华人民共和国政府与 JICA 的合作

1. 中华人民共和国政府与 JICA 就实施中国西部地区林业人才培养项目（以下称“项目”）进行合作。
2. 项目依照附表 1 的基本计划实施。

二. JICA 应采取的措施

根据日本国政府现行法律和法规，按照 JICA 技术合作的一般程序，由 JICA 负担费用，采取以下措施。

1. 派遣日本专家
JICA 提供附表 2 所列日本专家的服务。
2. 提供器材
JICA 提供附表 3 所列的实施项目所必需的仪器、设备及其他材料（以下称“器材”）。器材在卸货港或机场以到岸价格（CIF）交付中华人民共和国政府有关部门，并归中华人民共和国政府所有。
3. 接受进修人员
JICA 接受与项目有关的中方人员赴日进行技术进修。
4. 特别措施
根据日本国政府现行法律和法规，为保证项目顺利执行，JICA 采取特别措施，负担举办培训的部分必要经费。

三. 中华人民共和国政府应采取的措施

1. 中华人民共和国政府通过所有有关人士、受益单位及团体参与项目，在项目实施中及结束后，采取必要的措施确保项目自主运行。
2. 中华人民共和国政府应确保中国有关人员在合作项目中掌握的技术、知识作为与日本技术合作的成果，贡献于中华人民共和国经济和社会的发展。
3. 中华人民共和国政府为上述二之 1 中的日本专家及其家属提供附表 4 所列的在中国境内享有的特殊待遇、免税及方便，提供不低于第三国或国际机构所派遣执行同样任务的专家所享有的特殊待遇、免税及方便。
4. 中华人民共和国政府应确保在与附表 2 所列的日本专家协商的基础上，使上述二之 2 的器材在项目的实施中得到有效利用。
5. 中华人民共和国政府应为确保中方进修人员在日本技术进修中获得的知识和经验有效地应用于项目的实施而采取必要的措施。

6. 按照中华人民共和国现行法律和法规，由中方负担费用，为项目实施采取以下必要的措施：

- (1) 配备附表 5 所列的中方对口人员及办事人员。
- (2) 配备附表 6 所列的土地、建筑物及附带设施。
- (3) 除上述二之 2 中 JICA 提供的器材以外，提供或更换项目中所必要的机器、设备、器具、车辆、工具、备件及其他物品。
- (4) 为日本专家提供公务出差时的交通方便及项目所在地的市内交通费。

7. 按照中华人民共和国现行法律和法规，中华人民共和国政府采取以下必要的措施：

- (1) 负担上述二之 2 中的器材在中华人民共和国境内的运输、安装、操作及维护所必需的费用。
- (2) 负担上述二之 2 中的器材在中华人民共和国境内所需缴纳的关税、国内税及其他税费。
- (3) 负担项目实施所必要的费用。

四. 项目管理

1. 国家林业局人事司主管司长，作为项目负责人对项目的管理及实施负总责。
2. 国家林业局管理干部学院主管院长，作为项目主任对项目的运行及管理负责。
3. 日本专家对实施项目的有关事项向项目负责人及项目主任提出必要的意见及建议。
4. 日本专家就项目实施的有关技术事项对中方对口人员提供必要的技术指导和建议。
5. 为了有效且成功地实施项目，按附表 7 所述职能和组织机构设立联合委员会。

五. 联合评估

为确认项目的进展程度，在项目实施中期及合作结束前 6 个月，由 JICA 和中华人民共和国有关部门共同对项目进行评估。

六. 对日本专家的赔偿要求

日本专家在华执行本职工作中，或在项目执行当中，或在执行与项目有关的工作中，发生被提出赔偿要求的情况时，中华人民共和国政府承担有关赔偿的责任。但若系日本专家故意或因其重大过失而产生的赔偿要求则不在此规定之内。

七. 相互协商

中华人民共和国政府和 JICA 对由本附件产生的或与本附件相关的主要事项进

行协商。

八. 促进对项目的理解和支持

为促进对项目的理解和支持，中华人民共和国政府将采取适当的措施，使项目为中华人民共和国人民广泛了解。

九. 合作期限

本项目合作期限从派出日本专家之日起，为期4年。

附表1 基本计划

附表2 日本专家

附表3 器材

附表4 日本专家享有的权益及方便

附表5 对口专家及办事人员

附表6 土地、建筑物及附带设施

附表7 联合委员会

07

ND

附表1 基本计划

1. 总体目标

在西部地区通过推广面向县级及其以下林业工作者的培训方式方法（注），促进集体林权制度改革和国有林场改革顺利实施。

（注）：项目所说的培训方式方法是指培训形式、培训课程、培训方法、培训教材以及培训评估方法等。

2. 项目目标

在试点省（自治区）开展示范培训等，完善适合西部地区的、为推进集体林权制度改革和国有林场改革而培养县级及其以下林业工作者的培训方式方法。

3. 项目成果

- （1）在试点省（自治区），省（自治区）林业厅（局）相关职能部门在集体林权制度改革和国有林场改革培训方面的协作得到加强。
- （2）通过在试点省（自治区）实施培训，为推进集体林权制度改革和国有林场改革而培养县级及其以下林业工作者的培训方式方法得到完善。
- （3）通过多种形式，交流与分享了有关集体林权制度改革和国有林场改革的政策、成功经验、信息和培训方式方法。

4. 项目活动

- （1-1）把握试点省（自治区）在集体林权制度改革和国有林场改革方面的培训现状。
- （1-2）与省（自治区）林业厅（局）就其相关职能部门在集体林权制度改革和国有林场改革培训方面的业务分工形成共识。
- （1-3）在相关部门间进行有关集体林权制度改革和国有林场改革方面的培训的协调、联系。
- （2-1）把握试点省（自治区）集体林权制度改革和国有林场改革的实施办法、进展情况、存在问题和培训需求。
- （2-2）在试点省（自治区）选择数个有代表性的集体林权制度改革试点县和国有林场，就其改革及森林经营的现状和培训需求等进行分析。
- （2-3）根据上述（2-1）、（2-2），针对不同对象开发培训课程。
- （2-4）实施上述（2-3）的培训。
- （2-5）根据学员对培训的评价结果，改进培训。
- （2-6）支持学员开展推广培训。
- （2-7）跟踪调查培训效果，将结果反馈到培训内容中。
- （3-1）实施全国省级主管部门干部的培训，促进其对两项改革政策的理解和掌握。
- （3-2）举办研讨会等，交流经验、分享项目成果。
- （3-3）通过项目网站、项目通讯等介绍项目成果和两项改革的相关信息。

附表 2 日本专家

派出以下领域的专家。

1. 长期专家

首席顾问、业务协调员、林业技术及经营、人才培养

*首席顾问及业务协调员可同时兼任林业技术及经营或人才培养方面的专家。

2. 短期专家

为保证项目的顺利实施，根据需要派出针对本项目相关领域的短期专家。

附表 3 器材

1. 车辆

2. 其他实施培训所需的器材

附表 4 日本专家享有的权益及方便

1. 免征日本专家及其家属从国外汇来的报酬需要缴的所得税及其他税金。

2. 免征日本专家及其家属携带的个人用品及与业务有关的器材的关税。

3. 为日本专家及其家属提供医疗上的方便。

附表5 对口人员及办事人员

1. 项目总负责人

国家林业局人事司主管司长

2. 项目实施负责人

国家林业局管理干部学院主管院长

3. 对口人员

项目办公室设在国家林业局管理干部学院，配备负责开发实施评估培训、收集发布信息、整体协调等专职对口人员。同时，根据需要配备兼职对口人员。

另外，国家林业局农村林业改革发展司、国有林场和林木种苗工作总站也将配备兼职对口人员。

在试点省（自治区）林业厅（局）成立省（自治区）级项目协调领导小组，由厅（局）领导担任组长，集体林权制度改革、国有林场改革、教育培训、计财、省级培训基地等部门的负责人参加，负责协调省（自治区）内项目相关工作。领导小组办公室设在省（自治区）级培训基地内。试点省（自治区）由中日双方协商决定。

4. 办事人员等

根据需要配备以下人员。

(1) 办事人员

(2) 翻译

(3) 司机

(4) 其他执行项目所需的人员

07

UB

附表 6 土地、建筑物及附带设施

1. 适于专家办公的办公室及必要设施

2. 举办培训的设施

3. 其他执行项目所需的设施

07



附表7 联合协调委员会

1. 职能

联合协调委员会一年至少召开一次会议，或在必要时召开，具有以下职能：

- (1) 根据实施协议会谈纪要，审核批准项目的年度实施计划。
- (2) 根据上述年度实施计划，探讨技术合作整体进展的情况。
- (3) 针对技术合作计划中发生的、或与技术合作计划有关的主要事项进行研究，交换意见。

2. 构成

- (1) 主席：国家林业局国际合作司 司长
- (2) 副主席：国家林业局人事司 主管司长
- (3) 中方成员
 - 中日技术合作主管部门代表
 - 国家林业局国际合作司代表
 - 国家林业局人事司代表
 - 国家林业局农村林业改革发展司代表
 - 国家林业局国有林场和林木种苗工作总站代表
 - 国家林业局管理干部学院代表
 - 试点省（自治区）林业厅（局）代表
 - 其他主席认为必要的有关人员
- (4) 日方成员
 - 日方专家
 - JICA 中国事务所代表
 - JICA 认为必要的有关人员

注：驻中国日本大使馆官员可以观察员身份参加会议。

中華人民共和国
中国西部地区林業人材育成プロジェクトに関する
協議議事録

独立行政法人国際協力機構(以下、「JICA」という。)は、JICA 中華人民共和国事務所を通じて中華人民共和国国家林業局関係部局と、「中国西部地区林業人材育成プロジェクト」(以下、「プロジェクト」という。)の討議議事録について一連の協議を行った。その結果、附属文書に記載した内容について日中双方で合意した。

協議議事録は、等しく正文である日本語、中国語による各 2 通を作成した。

北京市 2009 年 11 月 3 日


山浦 信幸

日本国
独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国事務所 所長


曲 桂林

中華人民共和国
国家林業局国際合作司
司長

附属文書

1. プロジェクト・デザイン・マトリックス

JICA と中華人民共和国国家林業局関係部局は本プロジェクトの基本枠組みとして別添1のプロジェクト・デザイン・マトリックス(以下、PDM という)について合意した。PDM はプロジェクトのモニタリング、評価に活用されるもので、必要に応じて改定される。PDM の改定についてはプロジェクトの合同調整委員会で協議するものとする。

なお、別添1のPDM上の「指標」とその「入手手段」は、プロジェクト開始後に日中双方のプロジェクト関係者による協議を通じて提案され、プロジェクト開始後6ヶ月以内に、合同調整委員会の承認により確定される。別添1のPDMの指標及びその「入手手段」は例示のものである。

2. プラン・オブ・オペレーション

別添2のプラン・オブ・オペレーション(以下 PO という)案はプロジェクトの暫定的な活動計画である。別添2のPO案はプロジェクト開始後に日中双方のプロジェクト関係者による協議を通じて提案され、プロジェクト開始後6ヶ月以内に、合同調整委員会の承認により確定される。

別添1 プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)

別添2 プラン・オブ・オペレーション(PO)案

プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM)

プロジェクト名：中国西部地区林業人材育成プロジェクト
 (Project on Forestry Human Resource Development in Western Region of China)
 プロジェクト対象地域：中国西部地区(四川、陝西、広西、寧夏、内モンゴル、新疆、甘肅、青海、チベット、
 雲南、貴州、重慶)

協力期間：2010年 月 日～2014年 月 日(4年間)
 ターゲットグループ：西部地区の林業関係者

パイロット省：四川省、陝西省、広西チワン族自治区、寧夏回族自治区
 実施機関：国家林業局管理幹部学院、パイロット省林業庁、パイロット省林業研修機関

Ver.1

要約	指標*	入手手段*	外部条件
<p>上位目標 西部地区において、集体林権制度改革及び国有林場改革を推進するための県レベル以下の林業関係者を対象とした研修方式(注)の普及を通じて、両改革の円滑な実施が促進される。</p> <p>プロジェクト目標 パイロット省(自治区)における試行を通じ、西部地区に適用可能な、集体林権制度改革及び国有林場改革を推進するための県レベル以下の林業関係者を対象とした研修方式が整備される。</p> <p>アウトプット 1. パイロット省(自治区)において、両改革にかかる研修のための連携が省(自治区)林業庁(局)関連部門間で強化される。</p>	<p>1)パイロット省以外の西部地区●省でプロジェクトで開発した研修方式が適用される。 2)西部地区において、集体林権制度改革及び国有林場改革に関する研修を●人が受講する。</p> <p>1)パイロット省における研修方式が、自然・社会・経済条件及び改革の進捗状況を考慮しつつ、管理幹部学院によって研修方式集として取りまとめられる。</p>	<p>1)管理幹部学院及び西部地区各省林業庁へのインタビュー、質問票 2)西部地区各省に対する質問票</p> <p>1)管理幹部学院へのインタビュー、質問票、研修方式集</p>	<p>・集体林権制度改革及び国有林場改革推進の方針が変更されない。 ・両改革に関する予算が大幅に減少しない。</p>
<p>2. パイロット省(自治区)において、研修実施を通じて、両改革を推進するための県レベル以下の林業関係者を対象とした研修方式が整備される。</p>	<p>1)県レベル、郷鎮レベル、村・農民レベルの集体林権制度改革に関する研修カリキュラムが各4コース以上、教材が●種類以上、整備される。 2)県レベル、林場レベルの国有林場改革に関する研修カリキュラムが各4コース以上、教材が●種類以上、整備される。 3) 集体林権制度改革に関する研修が少なくとも県レベルで12回、郷鎮レベルで12回、村・農民レベルで12回、実施される。 4)国有林場改革に関する研修が少なくとも県レベルで12回、林場レベルで12回実施される。 5) 集体林権制度改革に関する研修に1,800人以上が参加する。 6)国有林場改革に関する研修に1,200人以上が参加する。 7)研修参加者の80%以上が研修目標を達成する。</p>	<p>1)パイロット省林業庁へのインタビュー、質問票、プロジェクト報告書 2)パイロット省林業庁へのインタビュー報告書</p> <p>1)パイロット省林業庁へのインタビュー報告書 2)パイロット省林業庁へのインタビュー報告書 3)～8)研修実施報告書 9)研修モニタリング報告書、パイロット省林業庁、研修機関へのインタビュー、質問票</p>	<p>・十分なカウンタートパートが継続的に配置される。</p>

<p>3. 多様な方法で両改革に関する政策、優良事例、参考情報及び研修方式に関する情報共有・交流が促進される。</p>	<p>8)研修参加者の80%以上が普及研修を実施する。 9)研修効果のモニタリングが●回以上実施される。</p> <p>1)年1回以上省幹部向けの研修が実施される。 2)研修参加者の80%以上が研修目標を達成する。 3)年1回以上セミナーが開催される。 4)ホームページに年間●種類以上のプロジェクト及び両改革に関する情報が登録される。 5)ホームページ、ニュースレター等の各種メディアを通じて、年間24回以上、情報が発信される。</p>	<p>1)2)研修実施報告書 3)セミナー報告書 4)プロジェクト・ホームページ 5)ニュースレター、プロジェクト報告書</p>	
<p>活動</p> <p>1-1. パイロット省(自治区)における両改革にかかわる研修の現状を把握する。 1-2. 両改革にかかわる研修に対する関連部門の役割について、各省(自治区)林業庁(局)と共通認識を形成する。 1-3. 関係部門間で、両改革にかかわる研修の連絡・調整を行う。</p> <p>2-1. パイロット省(自治区)における両改革の方針、進捗状況及び課題、研修ニーズを把握する。 2-2. パイロット省(自治区)において代表的な集体林及び国有林場を複数タイプ選定し、改革及び森林経営の現状と研修ニーズ等についての分析を行う。 2-3. 上記2-1、2-2に基づき、対象者別に研修コースを開発する。 2-4. 上記2-3の研修を実施する。 2-5. 研修参加者による研修評価結果を踏まえ、研修を改善する。 2-6. 研修参加者の普及研修実施を支援する。 2-7. 研修効果のモニタリングを行い、結果を研修内容にフィードバックする。</p> <p>3-1. 全国の省主管部門の幹部向け研修を実施し、両改革の政策の理解を促進する。 3-2. セミナー等を開催し、知見・経験に関する情報交換を行い、プロジェクト成果の共有を図る。 3-3. プロジェクト成果や両改革に関する参考情報をインターネット、プロジェクト・ニュースレター等を通じて発信する。</p>	<p>8)研修参加者の80%以上が普及研修を実施する。 9)研修効果のモニタリングが●回以上実施される。</p> <p>1)年1回以上省幹部向けの研修が実施される。 2)研修参加者の80%以上が研修目標を達成する。 3)年1回以上セミナーが開催される。 4)ホームページに年間●種類以上のプロジェクト及び両改革に関する情報が登録される。 5)ホームページ、ニュースレター等の各種メディアを通じて、年間24回以上、情報が発信される。</p> <p>日本側投入</p> <p>1. 長期専門家 2. 短期専門家 3. 研修生受入れ 4. 機材供与 5. ローカルコストの一部負担</p>	<p>中国側投入</p> <p>1. 専門家執務室、研修場所の提供 2. カウンターパートの配属 3. ローカルコストの一部負担</p>	<p>前提条件</p> <p>・国家林業局、管理幹部学院、パイロット省林業庁、パイロット省林業研修機関がプロジェクトに主体的に参加する。</p>

(注)プロジェクトという「研修方式」とは、研修形式、研修カリキュラム、研修方法、研修教材及び研修評価方法を指す。

* 本PDMに記載している指標及び入手手段は例示のものである。



活動	プロジェクト実施期間												
	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	
アウトプット1:パイロット省(自治区)において、両改革にかかると関係部門間で連携が省(自治区)林業庁(局)関係部門間で強化される。													
1-1 パイロット省(自治区)における両改革にかかると関係部門間の現状を把握する。													
1-2 両改革にかかると関係部門の役割について、各省(自治区)林業庁(局)と共通認識を形成する。													
1-3 関係部門間で、両改革にかかると関係部門間の連携・調整を行う。													
アウトプット2:パイロット省(自治区)において、研修実施を通じて、両改革を推進するための県レベル以下の林業関係者を対象とした研修方式が整備される。													
2-1 パイロット省(自治区)における両改革の方針、進捗状況及び課題、研修ニーズを把握する。													
2-2 パイロット省(自治区)において代表的な集約林及び国有林場を複数タイプ選定し、改革及び森林経営の現状と研修ニーズ等についての分析を行う。													
2-3 上記2-1、2-2に基づき、対象者別に研修コースを開発する。													
2-4 上記2-3の研修を実施する。													
2-5 研修参加者による研修評価結果を踏まえ、研修を改善する。													
2-6 研修参加者の普及研修実施を支援する。													
2-7 研修効果のモニタリングを行い、結果を研修内容にフィードバックする。													
アウトプット3:多様な方法で両改革に関する政策、優良事例、参考情報及び研修方式に関する情報共有・交流が促進される。													
3-1 全国の省主官部門の幹部向け研修を実施し、両改革の政策の理解を促進する。													
3-2 セミナー等を開催し、知見・経験に関する情報交換を行い、プロジェクト成果の共有を図る。													
3-3 プロジェクト成果や両改革に関する参考情報をインターネット、プロジェクト・ニュースレター等を通じて発信する。													

中华人民共和国西部地区人才培养项目
会谈纪要

日本国际协力机构（以下称“JICA”）通过 JICA 中华人民共和国事务所，与中华人民共和国国家林业局的相关部门，就“中华人民共和国西部地区人才培养项目”（以下称“项目”）的实施协议会谈纪要进行了一系列的协商。

协商结果，双方一致同意附件所列内容。

本纪要用中文及日文作成，正本各一式两份，两种文本具同等效力。

2009年11月3日
于北京市



曲 桂林
中华人民共和国国家林业局
国际合作司
司长



山浦 信幸
日本国际协力机构
中华人民共和国事务所
所长

1. 项目概要表

中华人民共和国国家林业局的相关部门和 JICA 一致同意将附件 1 项目概要表（以下称 PDM）作为项目的基本框架。PDM 将用于项目的监测、评估，可以根据需要进行修订。PDM 的修订由项目联合协调委员会协商决定。

附件 1PDM 中的“指标”及“指标数据的采集方法”，在项目启动后由中日双方项目有关人员协商并提出方案，项目启动后 6 个月内由联合协调委员会批准后决定。

2. 总体活动计划

附件 2（以下称 PO）是暂定的项目活动计划。附件 2 总体活动计划方案，在项目启动后由中日双方项目有关人员协商并提出方案，项目启动后 6 个月内由联合协调委员会批准后决定。

附件 1 项目概要表（PDM）

附件 2 总体活动计划（PO）方案

制作日期: 2009 年 11 月 3 日

项目概要表 (PDM)

项目名称: 中国西部地区林业人才培养项目
(Project on Forestry Human Resource Development in Western Region of China)
项目实施时间: 2010 年 月 日 ~ 2014 年 月 日 (4 年)
受益人群: 西部地区林业工作者

项目对象地区: 中国西部地区 (四川、陕西、广西、宁夏、内蒙古、新疆、西藏、贵州、云南、甘肃、青海、重庆)

试点省 (自治区): 四川省、陕西省、广西壮族自治区、宁夏回族自治区

实施机构: 国家林业局管理干部学院、试点省 (自治区) 林业厅、试点省 (自治区) 林业培训机构

Ver. 1

概要	指标 *	指标数据的采集方法 *	外部条件
<p>总体目标 在西部地区通过推广面向县级及其以下林业工作者的培训方式方法 (注), 促进集体林权制度改革和国有林场改革顺利实施。</p>	<p>1) 在试点省 (自治区) 以外的西部地区 ● 省应用项目开发培训方式方法。 2) 在西部地区, ● 人接受关于集体林权制度改革和国有林场改革的培训。</p>	<p>1) 对管理干部学院及西部地区各省林业厅进行访谈式调查、问卷调查 2) 对西部地区各省进行问卷调查</p>	<p>· 推进集体林权制度改革和国有林场改革的方针不变。 · 有关集体林权制度改革和国有林场改革的预算没有大幅减少。</p>
<p>项目目标 在试点省 (自治区) 开展示范培训等, 完善适合西部地区的、为推进集体林权制度改革和国有林场改革而培养县级及其以下林业工作者的培训方式方法。</p>	<p>1) 干部学院根据自然、社会和经济条件以及改革的进展情况, 把试点省 (自治区) 的培训方式方法汇总为培训方式方法集。 2) 在试点省 (自治区), 建立相关部门组成的培训领导小组。 3) 实施培训时, 召开领导小组联系、协调会议。</p>	<p>1) 对管理干部学院进行访谈式调查、问卷调查, 培训方式方法集 2) 对试点省 (自治区) 林业厅进行调查、问卷调查, 项目报告书 3) 对试点省 (自治区) 林业厅进行调查、问卷调查, 项目报告书</p>	<p>· 持续配备对口人员。</p>
<p>成果 1. 在试点省 (自治区), 省 (自治区) 林业厅 (局) 相关职能部门在集体林权制度改革和国有林场改革培训方面的协作得到加强。</p>	<p>1) 完善县、乡镇、村及农民各级的集体林权制度改革培训课程各 4 门以上、教材 ● 种以上。 2) 完善县及林场各级的国有林场改革培训课程各 4 门以上、教材 ● 种以上。 3) 实施集体林权制度改革培训, 县级至少 12 期, 乡镇级至少 12 期, 村及农民级至少 12 期。 4) 实施国有林场改革培训, 县级至少 12 期, 林场级至少 12 期。 5) 参加集体林权制度改革培训的学员在 1,800 人以上。 6) 参加国有林场改革的学员在 1,200 人以上。</p>	<p>1) 开发的培训课程、教材 2) 培训实施报告 3) 培训跟踪调查报告、对试点省 (自治区) 林业厅和培训机构进行访谈式调查、问卷调查</p>	
<p>2. 通过在试点省 (自治区) 实施培训, 为推进集体林权制度改革和国有林场改革而培养县级及其以下林业工作者的培训方式方法得到完善。</p>			

<p>3. 通过多种形式, 交流与分享了有关集体林权制度改革和国有林场改革的政策、成功经验、信息和培训方式方法。</p>	<p>7) 80%的学员达到培训目标。 8) 80%以上的学员开展推广培训。 9) 就培训的效果实施●次以上的跟踪调查。 1) 每年至少举办 1 期省级干部培训。 2) 80%以上的学员达到培训目标。 3) 每年至少举办 1 次研讨会 4) 项目网站每年积累●种以上的有关项目和两项改革的信息。 5) 通过项目网站、项目通讯等各种媒介, 每年发布信息不少于 24 期。</p>	<p>1)、2) 培训实施报告 3) 研讨会报告书 4) 项目网站 5) 项目通讯、项目报告书</p>	
<p>活动</p> <p>1-1. 把握试点省(自治区)在集体林权制度改革和国有林场改革方面的培训现状。 1-2. 与省(自治区)林业厅(局)就其相关职能部门在集体林权制度改革和国有林场改革培训方面的业务分工形成共识。 1-3. 在相关部门间进行有关集体林权制度改革和国有林场改革的培训的协调、联系。 2-1. 把握试点省(自治区)集体林权制度改革和国有林场改革的实施办法、进展情况、存在问题和培训需求。 2-2. 在试点省(自治区)选择数个有代表性的集体林权制度改革试点县和国有林场, 就其改革及森林经营的现状和培训需求等进行分析。 2-3. 根据上述 2-1、2-2, 针对不同对象开发培训课程。 2-4. 实施上述 2-3 的培训。 2-5. 根据学员对培训的评价结果, 改进培训。 2-6. 支持学员开展推广培训。 2-7. 跟踪调查培训效果, 将结果反馈到培训内容中。 3-1. 实施全国省级主管部門干部的培训, 促进其对两项改革政策的理解和掌握。 3-2. 举办研讨会等, 交流经验、分享项目成果。 3-3. 通过项目网站、项目通讯等介绍项目成果和两项改革的相关信息。</p>	<p>日方投入</p> <p>1. 长期专家 2. 短期专家 3. 赴日培训 4. 器材 5. 负担部分活动经费</p>	<p>中方投入</p> <p>1. 提供专家办公室、培训场地 2. 配备对口人员 3. 负担部分活动经费</p>	<p>前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> · 有关集体林权制度改革和国有林场改革的预算得到确保。 · 国家林业局、管理干部学院、试点省(自治区)林业厅、试点省(自治区)林业培训机构积极参与项目。

(注): 项目所说的培训方式方法是指培训形式、培训课程、培训方法、培训教材以及培训评估方法等。

* 本 PDM 草案中所记述的指标及其采集方法仅供参考。



中華人民共和国
中国西部地区林業人材育成プロジェクト詳細計画策定調査に関する
協議議事録

独立行政法人国際協力機構(以下、「JICA」という。)により組織された、松本高次郎 JICA 中国事務所次長を団長とする詳細計画策定調査団(以下、「調査団」という。)は、中華人民共和国国家林業局関係部局と、「中国西部地区林業人材育成プロジェクト」(以下、「プロジェクト」という。)の基本計画等について一連の協議を行い、日中双方で協議結果を附属文書に記載した内容のとおりであることを確認した。

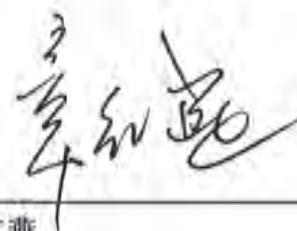
協議議事録は、等しく正文である日本語、中国語による各2通を作成した。

北京市 2009年9月28日



松本 高次郎

日本国
独立行政法人国際協力機構
詳細計画策定調査団長



章 紅燕

中華人民共和国
国家林業局国際合作司
副司長

附属文書

1. プロジェクトの枠組み

プロジェクトの枠組みに関し、本調査時に双方により協議・合意・提言された討議議事録(以下「R/D」という)案は別添のとおりである。今後この R/D 案を基にした双方政府の最終調整・修正を経て、日本側及び中国側代表との間で R/D が署名される。

2. 特記事項

1) 本プロジェクトの案件名は下記のとおりである。

案件名(和)中国西部地区林業人材育成プロジェクト

案件名(中)中国西部地区林业人才培养项目

案件名(英) Project on Forestry Human Resource Development in Western Region of China

2) 本プロジェクトは林業分野の中でも現在の中国における最重要課題である集体林権制度改革と国有林場改革(以下、「両改革」という)に焦点を当てて人材の育成を行うものである。

3) 両改革の実施を担っているのは県レベル以下の林業関係者であるため、プロジェクトでは県レベル以下の林業関係者の人材育成を重点とする。ただし、国・省レベルの人材も改革推進のためには重要であり、必要に応じ、国・省レベルの人材を対象とした研修等も実施する。

4) プロジェクトではパイロット省(自治区)における試行的な研修等を通じて両改革の推進のための人材育成方法を検討し、その成果を他省にも普及することとする。パイロット省(自治区)は、(1)両改革に積極的に取り組んでおり、その人材育成に力を入れていて、プロジェクトを実施する意思と能力がある、(2)中国の生態環境保全上重要な地域である、(3)省内に典型的なタイプの集体林権制度改革試行県、国有林場がある、(4)パイロット省(自治区)間で自然環境に異なる特徴がある、といった条件を勘案して決定する。今回の調査で日中で協議した結果、四川省、陝西省、寧夏回族自治区、広西チワン族自治区をパイロット省(自治区)の候補とすることで合意した。なお、パイロット省(自治区)を変更する必要がある場合は、日中双方で協議の上、変更について決定する。



- 5) プロジェクトの成果を効果的に普及するため、パイロット省(自治区)以外の西部の省も可能な限り巻き込んでいく。ただし、省主管部門の幹部対象の研修は西部の省(自治区)に限定しない。また、成果発表のセミナー等には林業関係者の幅広い参加を図る。
- 6) プロジェクトを効果的に実施していくため、プロジェクト実施機関である国家林業局管理幹部学院においては国際合作部を中心に研修関係部門が連携してプロジェクト実施に当たる。
- 7) プロジェクト・デザイン・マトリックス(以下 PDM という)上の「指標」とその「入手手段」及びプラン・オブ・オペレーション(以下 PO という)は、プロジェクト開始後に日中双方のプロジェクト関係者による協議を通じて提案され、プロジェクト開始後6ヶ月以内に、合同調整委員会の承認により確定される。今回協議議事録に添付された PDM の指標等は例示のものである。
- 8) 研修実施や研修のフォローアップ等のプロジェクト実施に伴い中国国内で必要となる事業経費は、日中双方が同等程度負担する。ただし、中国側はより多くの財源を確保し、研修を拡大できるよう努力する。
- 9) 供与される機材の詳細は、プロジェクト開始前後に、JICA とプロジェクト・ディレクターによる協議・合意のうえ決定する。

3. その他

- 1) 本プロジェクトは、JICA 中国事務所長及び中国側代表の R/D への署名をもって正式に発効する。
- 2) プロジェクトの成果を広範囲に活用するため、中国側は必要な人員配置や予算措置等を行う。

別添1 討議議事録案

別添2 プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)案

別添3 プラン・オブ・オペレーション(PO)案

中国西部地区林業人材育成プロジェクトに係る
日本の技術協力に関する独立行政法人国際協力機構と
中華人民共和国国家林業局との討議議事録（案）

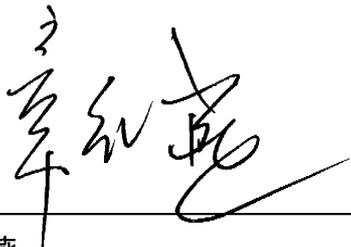
独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）中華人民共和国事務所と中華人民共和国国家林業局は、中国西部地区林業人材育成プロジェクトの有効な実施のため、双方が取るべき措置について一連の討議をおこなった。

討議の結果、双方はそれぞれの政府に対し附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

等しく正文である日本語、中国語による本書各々2通を作成し、双方の合意のもとに署名した。

北京、2009年 月 日

山浦 信幸
独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国事務所 所長



章 紅燕
中華人民共和国
国家林業局
国際合作司 副司長



附属文書

I. JICA と中華人民共和国政府の協力

1. JICA と中華人民共和国政府は、中国西部地区林業人材育成プロジェクト(以下、「当該プロジェクト」という。)の実施につき相互に協力をおこなう。
2. 当該プロジェクトは、附表 I の基本計画に基づいて実施される。

II. JICA の取るべき措置

日本国において施行されている法律及び規則に従い、JICA は、JICA の経費負担により日本の技術協力計画の通常手続きに基づき、以下の措置をとる。

1. 日本人専門家の派遣

JICA は、附表 II に掲げる日本人専門家の役務を提供する。

2. 機材供与

JICA は、附表 III に掲げる当該プロジェクトの実施に必要な資機材（以下、「機材」という。）を供与する。機材は、陸揚げ港あるいは空港にて中華人民共和国側関係機関へ CIF 建てにて引き渡されることにより、中華人民共和国政府の所有となる。

3. 研修員受入れ

JICA は、日本における技術研修のため当該プロジェクトに関係する中国側人員を受け入れる。

4. 特別措置

JICA は、日本国において施工されている法律および規則に従い、当該プロジェクトの円滑な実施を保証するために、研修実施に必要な経費の一部を負担する特別措置を取る。

III. 中華人民共和国政府の取るべき措置

1. 中華人民共和国政府は、全ての関係者、受益者グループ及び団体を当該プロジェクトに積極的に参加させることにより、日本の技術協力期間中及び終了後、当該プロジェクトの自立的運営が持続されることを確保するために、必要な措置をとる。

2. 中華人民共和国政府は、日本の技術協力の結果として中国国民が獲得する技術及び知識が、中国の経済及び社会発展に貢献することを確保する。
3. 中華人民共和国政府は、上記Ⅱ－1にいう日本人専門家及びその家族に対し附表Ⅳに掲げる特別待遇、免税及び便宜を与えるとともに、同様の任務を遂行する第三国または国際機関の専門家に劣らない特別待遇、免税及び便宜を与える。
4. 中華人民共和国政府は、上記Ⅱ－2にいう機材が附表Ⅱに掲げる日本人専門家との協議のもとに、当該プロジェクト実施のために有効に使用されることを確保する。
5. 中華人民共和国政府は、中国人が日本における技術研修から得た知識及び経験が、当該プロジェクト実施のために有効に用いられることを確保するために必要な措置をとる。
6. 中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、中華人民共和国政府は中華人民共和国側の負担において、当該プロジェクトへ以下のものを提供するために必要な措置をとる。
 - (1) 附表Ⅴに掲げる中国側カウンターパートの配置
 - (2) 附表Ⅵに掲げる土地、建物及び附帯施設
 - (3) 上記Ⅱ－2にいう JICA によって供与される機材以外の当該プロジェクトの実施に必要な機械、装置、器具、車両、工具、予備部品及びその他の物品の提供もしくは更新
 - (4) 中華人民共和国における日本人専門家の公務出張に対する交通の便宜及び市内交通費
7. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、以下の必要な措置をとる。
 - (1) 上記Ⅱ－2に掲げる機材の中華人民共和国内における輸送、据付、操作及び維持に必要な経費
 - (2) 上記Ⅱ－2に掲げる機材に対し中華人民共和国において課せられる関税、国

Jun

2

内税及びその他の課徴金

(3)当該プロジェクトの実施に必要な運営費

IV. 当該プロジェクトの管理

1. 国家林業局人事司主管司長は、総括責任者として、当該プロジェクトの管理及び実施に係る全体の責任を負う。
2. 国家林業局管理幹部学院主管院長は、実施責任者として、当該プロジェクトの運営及び管理について責任を負う。
3. 日本人専門家は、当該プロジェクトの実施に関する事項に関し、当該プロジェクトの総括責任者及び実施責任者に対し、必要な提言及び助言を与える。
4. 日本人専門家は、中国人カウンターパートに対して当該プロジェクトの実施に関する技術的事項において、必要な技術的提言及び助言を与える。
5. 当該プロジェクトを効果的にかつ成功裏に実施するために、附表VIIに記述される機能及び構成による合同調整委員会が設置される。

V. 合同評価

当該プロジェクトの評価は、協力期間の中間時及び終了前6ヶ月の間に、達成レベルを検討するためにJICAと中華人民共和国関係機関により行われる。

VI. 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、日本人専門家の中華人民共和国内における職務の遂行に起因し、またその遂行中もしくはその遂行に関連して、日本人専門家に対する請求事由が発生した場合には、日本人専門家の故意または重大な過失による場合を除き、関連する法律に基づき、その請求に関する責任を負う。

VII. 相互協議

JICAと中華人民共和国政府は、本附属文書から生ずる、あるいは本附属文書に関連する主要事項について相互に協議を行う。

VIII. 当該プロジェクトに関する理解及び支援の促進

中華人民共和国政府は、当該プロジェクトに対する中華人民共和国内における理

解及び支援の促進のため、当該プロジェクトを中華人民共和国国民に知らしめるために適切な措置をとる。

IX. 協力期間

この附属文書における当該プロジェクトのための技術協力期間は、日本人専門家の派遣される日から4年間とする。

附表 I 基本計画

附表 II 日本人専門家

附表 III 機材及び機器

附表 IV 日本人専門家に対する特別待遇、免税及び便宜

附表 V カウンターパート及び事務職員

附表 VI 土地、建物及び附帯施設

附表 VII 合同調整委員会

附表 I 基本計画

1. 上位目標

西部地区において、集体林権制度改革及び国有林場改革を推進するための県レベル以下の林業関係者を対象とした研修方式(注)の普及を通じて、両改革の円滑な実施が促進される。

(注)プロジェクトでいう「研修方式」とは、研修形式、研修カリキュラム、研修方法、研修教材及び研修評価方法等を指す。

2. プロジェクト目標

パイロット省(自治区)における試行を通じ、西部地区に適用可能な、集体林権制度改革及び国有林場改革を推進するための県レベル以下の林業関係者を対象とした研修方式が整備される。

3. 期待される成果(アウトプット)

- (1) パイロット省(自治区)において、両改革にかかる研修のための連携が省(自治区)林業庁(局)関連部門間で強化される。
- (2) パイロット省(自治区)において、研修実施を通じて、両改革を推進するための県レベル以下の林業関係者を対象とした研修方式が整備される。
- (3) 多様な方法で両改革に関する政策、優良事例、参考情報及び研修方式に関する情報共有・交流が促進される。

4. 活動

- (1-1)パイロット省(自治区)における両改革にかかる研修の現状を把握する。
- (1-2) 両改革にかかる研修に対する関連部門の役割について、各省(自治区)林業庁(局)と共通認識を形成する。
- (1-3)関係部門間で、両改革にかかる研修の連絡・調整を行う。
- (2-1)パイロット省(自治区)における両改革の方針、進捗状況及び課題、研修ニーズを把握する。
- (2-2)パイロット省(自治区)において代表的な集体林及び国有林場を複数タイプ選定し、改革及び森林経営の現状と研修ニーズ等についての分析を行う。
- (2-3)上記(2-1)、(2-2)に基づき、対象者別に研修コースを開発する。
- (2-4)上記(2-3)の研修を実施する。
- (2-5)研修参加者による研修評価結果を踏まえ、研修を改善する。
- (2-6)研修参加者の普及研修実施を支援する。
- (2-7)研修効果のモニタリングを行い、結果を研修内容にフィードバックする。

Jun

7

- (3-1) 全国の省主管部門の幹部向け研修を実施し、両改革の政策の理解を促進する。
- (3-2) セミナー等を開催し、知見・経験に関する情報交換を行い、プロジェクト成果の共有を図る。
- (3-3) プロジェクト成果や両改革に関する参考情報をインターネット及びプロジェクト・ニュースレター等を通じて発信する。

手

7

附表Ⅱ 日本人専門家

以下の分野の専門家を派遣する。

1. 長期専門家

チーフアドバイザー、業務調整員、林業技術・経営、人材育成

* チーフアドバイザーおよび業務調整員は林業技術・経営あるいは人材育成を兼務することができる。

2. 短期専門家

当該プロジェクトに関する分野の短期専門家については、プロジェクトの円滑な実施のために必要に応じて派遣される。

附表Ⅲ 機材及び機器

1. 車輛

2. その他研修実施に必要な機材

附表Ⅳ 日本人専門家に対する特別待遇、免税及び便宜

1. 日本人専門家及びその家族に海外から送金される報酬に対して、または、これに関連して課せられる所得税及びその他の課徴金が免除される。

2. 日本人専門家及びその家族が持ち込む個人的私用品及び業務に関連する機材に対して関税が免除される。

3. 日本人専門家及びその家族に対して、医療の便宜が提供される。

附表V カウンターパート及び事務職員

1. プロジェクト総括責任者

国家林業局人事司主管司長

2. プロジェクト実施責任者

国家林業局管理幹部学院主管院長

3. カウンターパート

プロジェクトの管理事務局は国家林業局管理幹部学院に設置し、研修開発・実施促進・評価、情報蓄積・発信、全体調整等を行う専任のカウンターパートを配置する。同時に必要に応じて兼任カウンターパートを配置する。

また、国家林業局の農村林業改革発展司及び国有林場・林木種苗作業総ステーションからも兼任のカウンターパートを配置する。

パイロット省（自治区）林業庁（局）にプロジェクトに関する業務の調整のための指導者グループを設置する。そのグループは、林業庁（局）長級の幹部をグループ長とし、集体林権制度改革、国有林場改革、人材育成、財務等の部門責任者から成る。指導者グループの事務局は省（自治区）の研修拠点に設置する。パイロット省（自治区）は日中双方で協議の上、決定する。

4. 事務職員等

以下の職員等を必要に応じて配置する。

- (1) 事務職員
- (2) 通訳
- (3) 運転手
- (4) その他プロジェクト実施に必要な人員

附表VI 土地、建物及び附帯施設

1. 専門家のための適切な事務室及び必要施設
2. 研修実施のための施設
3. その他プロジェクト活動の実施に必要な施設

Sm

7

附表Ⅶ 合同調整委員会

1. 機能

合同調整委員会は、少なくとも年1回、または必要が生じたときに開催し、次の機能を持つものとする。

- (1) 討議議事録に沿って策定される当該プロジェクトの年次活動計画を承認する。
- (2) 上記の年次計画により遂行される技術協力活動の全体の進捗に関する検討を行う。
- (3) 技術協力計画から生ずる、あるいは技術協力計画に関連する主要事項につき、検討し意見交換を行う。

2. 構成

- (1) 委員長：国家林業局国際合作司長
- (2) 副委員長：国家林業局人事司主管司長
- (3) 中国側構成員：
 - ・日中技術協力主務官庁代表
 - ・国家林業局国際合作司代表
 - ・国家林業局人事司代表
 - ・国家林業局農村林業改革発展司代表
 - ・国家林業局国有林場・林木種苗作業総ステーション代表
 - ・国家林業局管理幹部学院代表
 - ・パイロット省（自治区）林業庁（局）代表
 - ・その他委員長が必要と認めた関係者
- (4) 日本側構成員：
 - ・日本人専門家
 - ・JICA 中華人民共和国事務所代表
 - ・JICA が必要と認めた関係者

(注) 在中華人民共和国日本大使館員はオブザーバーとして出席できる。



プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)案

プロジェクト名：中国西部地区林業人材育成プロジェクト
(Project on Forestry Human Resource Development in Western Region of China)
協力期間：2010年9月～2014年9月(4年間)
ターゲットグループ：西部地区の林業関係者

プロジェクト対象地域：中国西部地区(四川、陝西、広西、陝西、広西、寧夏、内モンゴル、新疆、甘肅、青海、チベット、雲南、貴州、重慶)

パイロット省：四川省、陝西省、広西チワン族自治区、寧夏回族自治区
実施機関：国家林業局管理幹部学院、パイロット省林業庁、パイロット省林業研修機関

Ver.0

要約	指標*	入手手段*	外部条件
<p>上位目標 西部地区において、集体林権制度改革及び国有林場改革を推進するための県レベル以下の林業関係者を対象とした研修方式(注)の普及を通じて、両改革の円滑な実施が促進される。</p>	<p>1)パイロット省以外の西部地区●省でプロジェクトで開発した研修方式が適用される。 2)西部地区において、集体林権制度改革及び国有林場改革に関する研修を●人が受講する。</p>	<p>1)管理幹部学院及び西部地区各省林業庁へのインタビュー、質問票 2)西部地区各省に対する質問票</p>	<p>・集体林権制度改革及び国有林場改革推進の方針が変更されない。 ・両改革に関する予算が大幅に減少しない。</p>
<p>プロジェクト目標 パイロット省(自治区)における試行を通じ、西部地区に適用可能な、集体林権制度改革及び国有林場改革を推進するための県レベル以下の林業関係者を対象とした研修方式が整備される。</p>	<p>1)パイロット省における研修方式が、自然・社会・経済条件及び改革の進捗状況を考慮しつつ、管理幹部学院によって取りまとめられる。</p>	<p>1)管理幹部学院へのインタビュー、質問票、研修方式集</p>	<p>・十分なカウンタートパートが継続的に配置される。</p>
<p>アウトプット 1. パイロット省(自治区)において、両改革にかかる研修のための連携が省(自治区)林業庁(局)関連部門間で強化される。</p>	<p>1)パイロット省において関連部門による研修のための指導者グループが設置される。 2)研修実施に当たり、指導者グループによる連絡・調整が実施される。</p>	<p>1)パイロット省林業庁へのインタビュー、質問票、プロジェクト報告書 2)パイロット省林業庁へのインタビュー、質問票、プロジェクト報告書</p>	<p>・十分なカウンタートパートが継続的に配置される。</p>
<p>2. パイロット省(自治区)において、研修実施を通じて、両改革を推進するための県レベル以下の林業関係者を対象とした研修方式が整備される。</p>	<p>1)県レベル、郷鎮レベル、村・農民レベルの集体林権制度改革に関する研修カリキュラムが各4コース以上、教材が●種類以上、整備される。 2)県レベル、林場レベルの国有林場改革に関する研修カリキュラムが各4コース以上、教材が●種類以上、整備される。 3)集体林権制度改革に関する研修が少なくとも県レベルで12回、郷鎮レベルで12回、村・農民レベルで12回、実施される。 4)国有林場改革に関する研修が少なくとも県レベルで12回、林場レベルで12回実施される。 5)集体林権制度改革に関する研修に1,800人以上が参加する。 6)国有林場改革に関する研修に1,200人以上が参加する。 7)研修参加者の80%以上が研修目標を達成する。</p>	<p>1)、2)開発された研修カリキュラム、教材 3)～8)研修実施報告書 9)研修モニタリング報告書、パイロット省林業庁、研修機関へのインタビュー、質問票</p>	<p>・十分なカウンタートパートが継続的に配置される。</p>

<p>3. 多様な方法で両改革に関する政策、優良事例、参考情報及び研修方式に関する情報共有・交流が促進される。</p>	<p>8)研修参加者の80%以上が普及研修を実施する。 9)研修のモニタリングが実施される。 1)年1回以上省幹部向けの研修が実施される。 2)年1回以上セミナーが開催される。 3)ホームページに年間●種類以上のプロジェクト及び両改革に関する情報が蓄積される。 4) ホームページ、ニュースレター等の各種メディアを通じ、年間24回以上、情報が発信される。</p>	<p>1)研修実施報告書 2)セミナー報告書 3) プロジェクト・ホームページ 4) ニュースレター、プロジェクト報告書</p>	<p>・両改革に関する予算が大幅に減少しない。 前提条件 ・国家林業局、管理幹部学院、パイロット省林業庁、パイロット省林業研修機関がプロジェクトに主体的に参加する。</p>
<p>活動 1-1. パイロット省(自治区)における両改革にかかる研修の現状を把握する。 1-2. 両改革にかかる研修に対する関連部門の役割について、各省(自治区)林業庁(局)と共通認識を形成する。 1-3. 関係部門間で、両改革にかかる研修の連絡・調整を行う。 2-1. パイロット省(自治区)における両改革の方針、進捗状況及び課題、研修ニーズを把握する。 2-2. パイロット省(自治区)において代表的な集休林及び国有林場を複数タイプ選定し、改革及び森林経営の現状と研修ニーズ等についての分析を行う。 2-3. 上記2-1、2-2に基づき、対象者別に研修コースを開発する。 2-4. 上記2-3の研修を実施する。 2-5. 研修参加者による研修評価結果を踏まえ、研修を改善する。 2-6. 研修参加者の普及研修実施を支援する。 2-7. 研修効果のモニタリングを行い、結果を研修内容にフィードバックする。 3-1. 全国の省主管部門の幹部向け研修を実施し、両改革の政策の理解を促進する。 3-2. セミナー等を開催し、知見・経験に関する情報交換を行い、プロジェクト成果の共有を図る。 3-3. プロジェクト成果や両改革に関する参考情報をインターネット、プロジェクト・ニュースレター等を通じて発信する。</p>	<p>中国側投入 1. 専門家執務室、研修場所の提供 2. カウンターパートの配置 3. ローカルコストの一部負担</p>	<p>日本側投入 1. 長期専門家 2. 短期専門家 3. 研修生受入れ 4. 機材供与 5. ローカルコストの一部負担</p>	<p>・両改革に関する予算が大幅に減少しない。 前提条件 ・国家林業局、管理幹部学院、パイロット省林業庁、パイロット省林業研修機関がプロジェクトに主体的に参加する。</p>

(注)プロジェクトでいう「研修方式」とは、研修形式、研修カリキュラム、研修方法、研修教材及び研修評価方法を指す。

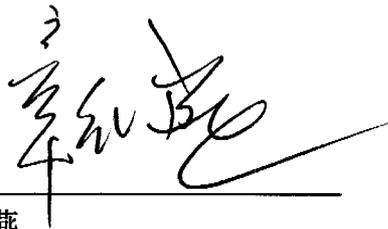
* 本 PDM 案に記載している指標及び入手手段は例示のものである。

中华人民共和国
中国西部地区林业人才培养项目详细计划制定调查
协议备忘录

由日本国际协力机构（以下称“JICA”）组织、JICA 中国事务所副所长松本高次郎任团长的详细计划制定调查团（以下称“调查团”），与中华人民共和国国家林业局有关部门就“中国西部地区林业人才培养项目”（以下称“项目”）的基本计划等进行了一系列协商，经中日双方确认，协商结果如附属文件所述。

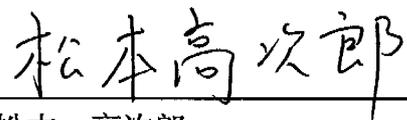
本备忘录正本一式两份，每份含中文、日文文本各一份，两种文本同等有效。

北京市 2009年9月28日



章 红燕

中华人民共和国国家林业局
国际合作司 副司长



松本 高次郎

日本国际协力机构
详细计划制定调查团 团长

附属文件

1. 项目的框架

关于项目的框架，本次调查中双方经协商一致同意并提出《实施协议会谈纪要（以下称“R/D”）》草案，详见附件。今后，双方政府将在该草案的基础上进行最终调整和修改，最后由中日代表签署 R/D。

2. 特别记述事项

1) 本项目名称如下：

项目名称(日)中国西部地区林业人材育成プロジェクト

项目名称(中)中国西部地区林业人才培养项目

项目名称(英) Project on Forestry Human Resource Development in
Western Region of China

2) 本项目着眼于目前中国林业领域最重要的课题——集体林权制度改革和国有林场改革（以下称“两项改革”），培养合格的森林经营人才。

3) 由于负责两项改革实施的是县级及其以下林业相关人员，因此本项目重点培养县级及其以下林业相关人员。但国家及省级人才也不排除在对象之外，根据需要项目也会对国家及省级人才进行培训等。

4) 项目在试点省（自治区）实施示范培训，探讨两项改革所需人才的培训方式方法，并将成果推广到其他省份。试点省（自治区）根据下列条件进行选定：(1)积极推进两项改革，重视人才培养工作，有实施项目的意愿和能力；(2)是中国生态环境建设的重要地区；(3)省内有典型的集体林权制度改革试点县、国有林场；(4)各试点省（自治区）的自然条件各具不同特征。在这次调查中，中日双方协商同意，候选试点省（自治区）定为四川省、陕西省、宁夏回族自治区和广西壮族自治区。另，需要变更试点省（自治区）时，中日双方在协商的基础上决定。

5) 为了有效地普及项目成果，将来有可能涉及到试点省（自治区）以外的西部省份。但是，针对省级主管部门干部的培训不限于西部省（自治区）。争取更多的林业相关人员参加成果发布会等。

2

Long

- 6) 为了有效开展项目工作，在项目实施单位国家林业局管理干部学院内部由国际合作部牵头，相关部门协作实施项目。
- 7) 项目计划概要表(以下称“PDM”)中的“指标”及其“采集方法”、还有项目总体活动计划表(以下称“PO”)将于项目开始后由中日项目相关人员通过协商提出草案，并于项目开始后6个月内经联合协调委员会认可后确定。本次协议备忘录附件中的指标仅供参考。
- 8) 培训及其后续工作等在中国国内实施项目所需的经费，由中日双方均摊。但是，中方将努力争取更多的资金用于培训。
- 9) 器材提供的具体情况，在项目开始前后，由JICA与项目实施负责人协商决定。

3. 其他

- 1) 本项目在JICA中国事务所所长及中方代表签署R/D后正式生效。
- 2) 为使项目成果能够顺利推广，中方应配置必要的人员，采取必要的预算措施。

附件1 实施协议会谈纪要草案

附件2 项目活动计划表(PDM)草案

附件3 总体活动计划(PO)草案

7

Handwritten signature

中华人民共和国国家林业局与日本国际协力机构
关于中国西部地区林业人才培养项目

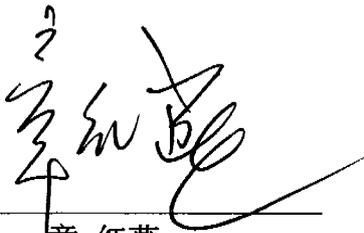
实施协议会谈纪要（草案）

中华人民共和国国家林业局与日本国际协力机构（以下称“JICA”）中华人民共和国事务所，为中国西部地区林业人才培养项目的有效实施，就双方应采取的必要措施进行了协商。

协商的结果，双方一致同意按附件所列内容向各自政府提出建议。

本纪要用中文及日文作成，正本各一式两份，两种文本具同等效力，经双方同意签署。

2009年 月 日
于北京市



章红燕
中华人民共和国国家林业局
国际合作司
副司长

山浦 信幸
日本国际协力机构
中华人民共和国事务所
所长



一. 中华人民共和国政府与 JICA 的合作

1. 中华人民共和国政府与 JICA 就实施中国西部地区林业人才培养项目（以下称“项目”）进行合作。
2. 项目依照附表 1 的基本计划实施。

二. JICA 应采取的措施

根据日本国政府现行法律和法规，按照 JICA 技术合作的一般程序，由 JICA 负担费用，采取以下措施。

1. 派遣日本专家
JICA 提供附表 2 所列日本专家的服务。
2. 提供器材
JICA 提供附表 3 所列的实施项目所必需的仪器、设备及其他材料（以下称“器材”）。器材在卸货港或机场以到岸价格（CIF）交付中华人民共和国政府有关部门，并归中华人民共和国政府所有。
3. 接受进修人员
JICA 接受与项目有关的中方人员赴日进行技术进修。
4. 特别措施
根据日本国政府现行法律和法规，为保证项目顺利执行，JICA 采取特别措施，负担举办培训的部分必要经费。

三. 中华人民共和国政府应采取的措施

1. 中华人民共和国政府通过所有有关人士、受益单位及团体参与项目，在项目实施中及结束后，采取必要的措施确保项目自主运行。
2. 中华人民共和国政府应确保中国有关人员在合作项目中掌握的技术、知识作为与日本技术合作的成果，贡献于中华人民共和国经济和社会的发展。
3. 中华人民共和国政府为上述二之 1 中的日本专家及其家属提供附表 4 所列的在中国境内享有的特殊待遇、免税及方便，提供不低于第三国或国际机构所派遣执行同样任务的专家所享有的特殊待遇、免税及方便。
4. 中华人民共和国政府应确保在与附表 2 所列的日本专家协商的基础上，使上述二之 2 的器材在项目的实施中得到有效利用。
5. 中华人民共和国政府应为确保中方进修人员在日本技术进修中获得的知识和经验有效地应用于项目的实施而采取必要的措施。

2

2

6. 按照中华人民共和国现行法律和法规，由中方负担费用，为项目实施采取以下必要的措施：

- (1) 配备附表 5 所列的中方对口人员及办事人员。
- (2) 配备附表 6 所列的土地、建筑物及附带设施。
- (3) 除上述二之 2 中 JICA 提供的器材以外，提供或更换项目中所必要的机器、设备、器具、车辆、工具、备件及其他物品。
- (4) 为日本专家提供公务出差时的交通方便及项目所在地的市内交通费。

7. 按照中华人民共和国现行法律和法规，中华人民共和国政府采取以下必要的措施：

- (1) 负担上述二之 2 中的器材在中华人民共和国境内的运输、安装、操作及维护所必需的费用。
- (2) 负担上述二之 2 中的器材在中华人民共和国境内所需缴纳的关税、国内税及其他税费。
- (3) 负担项目实施所必要的费用。

四. 项目管理

1. 国家林业局人事司主管司长，作为项目负责人对项目的管理及实施负总责。
2. 国家林业局管理干部学院主管院长，作为项目主任对项目的运行及管理负责。
3. 日本专家对实施项目的有关事项向项目负责人及项目主任提出必要的意见及建议。
4. 日本专家就项目实施的有关技术事项对中方对口人员提供必要的技术指导和建议。
5. 为了有效且成功地实施项目，按附表 7 所述职能和组织机构设立联合委员会。

五. 联合评估

为确认项目的进展程度，在项目实施中期及合作结束前 6 个月，由 JICA 和中华人民共和国有关部门共同对项目进行评估。

六. 对日本专家的赔偿要求

日本专家在华执行本职工作中，或在项目执行当中，或在执行与项目有关的工作中，发生被提出赔偿要求的情况时，中华人民共和国政府承担有关赔偿的责任。但若系日本专家故意或因其重大过失而产生的赔偿要求则不在此规定之内。

七. 相互协商

中华人民共和国政府和 JICA 对由本附件产生的或与本附件相关的主要事项进

2

lm

行协商。

八. 促进对项目的理解和支持

为促进对项目的理解和支持，中华人民共和国政府将采取适当的措施，使项目为中华人民共和国人民广泛了解。

九. 合作期限

本项目合作期限从派出日本专家之日起，为期 4 年。

附表 1 基本计划

附表 2 日本专家

附表 3 器材

附表 4 日本专家享有的权益及方便

附表 5 对口专家及办事人员

附表 6 土地、建筑物及附带设施

附表 7 联合委员会



附表1 基本计划

1. 总体目标

在西部地区通过推广面向县级及其以下林业工作者的培训方式方法(注),促进集体林权制度改革和国有林场改革顺利实施。

(注):项目所说的培训方式方法是指培训形式、培训课程、培训方法、培训教材以及培训评估方法等。

2. 项目目标

在试点省(自治区)开展示范培训等,完善适合西部地区的、为推进集体林权制度改革和国有林场改革而培养县级及其以下林业工作者的培训方式方法。

3. 项目成果

- (1) 在试点省(自治区),省(自治区)林业厅(局)相关职能部门在集体林权制度改革和国有林场改革培训方面的协作得到加强。
- (2) 通过在试点省(自治区)实施培训,为推进集体林权制度改革和国有林场改革而培养县级及其以下林业工作者的培训方式方法得到完善。
- (3) 通过多种形式,交流与分享了有关集体林权制度改革和国有林场改革的政策、成功经验、信息和培训方式方法。

4. 项目活动

- (1-1) 把握试点省(自治区)在集体林权制度改革和国有林场改革方面的培训现状。
- (1-2) 与省(自治区)林业厅(局)就其相关职能部门在集体林权制度改革和国有林场改革培训方面的业务分工形成共识。
- (1-3) 在相关部门间进行有关集体林权制度改革和国有林场改革方面的培训的协调、联系。
- (2-1) 把握试点省(自治区)集体林权制度改革和国有林场改革的实施办法、进展情况、存在问题和培训需求。
- (2-2) 在试点省(自治区)选择数个有代表性的集体林权制度改革试点县和国有林场,就其改革及森林经营的现状和培训需求等进行分析。
- (2-3) 根据上述(2-1)、(2-2),针对不同对象开发培训课程。
- (2-4) 实施上述(2-3)的培训。
- (2-5) 根据学员对培训的评价结果,改进培训。
- (2-6) 支持学员开展推广培训。
- (2-7) 跟踪调查培训效果,将结果反馈到培训内容中。
- (3-1) 实施全国省级主管部门干部的培训,促进其对两项改革政策的理解和掌握。
- (3-2) 举办研讨会等,交流经验、分享项目成果。
- (3-3) 通过项目网站、项目通讯等介绍项目成果和两项改革的相关信息。

附表 2 日本专家

派出以下领域的专家。

1. 长期专家

首席顾问、业务协调员、林业技术及经营、人才培养

*首席顾问及业务协调员可同时兼任林业技术及经营或人才培养方面的专家。

2. 短期专家

为保证项目的顺利实施，根据需要派出针对本项目相关领域的短期专家。

附表 3 器材

1. 车辆

2. 其他实施培训所需的器材

附表 4 日本专家享有的权益及方便

1. 免征日本专家及其家属从国外汇来的报酬需要缴的所得税及其他税金。

2. 免征日本专家及其家属携带的个人用品及与业务有关的器材的关税。

3. 为日本专家及其家属提供医疗上的方便。

附表5 对口人员及办事人员

1. 项目总负责人

国家林业局人事司主管司长

2. 项目实施负责人

国家林业局管理干部学院主管院长

3. 对口人员

项目办公室设在国家林业局管理干部学院，配备负责开发实施评估培训、收集发布信息、整体协调等专职对口人员。同时，根据需要配备兼职对口人员。

另外，国家林业局农村林业改革发展司、国有林场和林木种苗工作总站也将配备兼职对口人员。

在试点省（自治区）林业厅（局）成立省（自治区）级项目协调领导小组，由厅（局）领导担任组长，集体林权制度改革、国有林场改革、教育培训、计财、省级培训基地等部门的负责人参加，负责协调省（自治区）内项目相关工作。领导小组办公室设在省（自治区）级培训基地内。试点省（自治区）由中日双方协商决定。

4. 办事人员等

根据需要配备以下人员。

- (1) 办事人员
- (2) 翻译
- (3) 司机
- (4) 其他执行项目所需的人员

附表 6 土地、建筑物及附带设施

1. 适于专家办公的办公室及必要设施
2. 举办培训的设施
3. 其他执行项目所需的设施

7

Jan

附表7 联合协调委员会

1. 职能

联合协调委员会一年至少召开一次会议，或在必要时召开，具有以下职能：

- (1) 根据实施协议会谈纪要, 审核批准项目的年度实施计划。
- (2) 根据上述年度实施计划, 探讨技术合作整体进展的情况。
- (3) 针对技术合作计划中发生的、或与技术合作计划有关的主要事项进行研究, 交换意见。

2. 构成

- (1) 主席: 国家林业局国际合作司 司长
- (2) 副主席: 国家林业局人事司 主管司长
- (3) 中方成员
 - 中日技术合作主管部门代表
 - 国家林业局国际合作司代表
 - 国家林业局人事司代表
 - 国家林业局农村林业改革发展司代表
 - 国家林业局国有林场和林木种苗工作总站代表
 - 国家林业局管理干部学院代表
 - 试点省（自治区）林业厅（局）代表
 - 其他主席认为必要的有关人员
- (4) 日方成员
 - 日方专家
 - JICA 中国事务所代表
 - JICA 认为必要的有关人员

注: 驻中国日本大使馆官员可以观察员身份参加会议。

制作日期：2009 年 9 月 28 日

项目概要表 (PDM) 草案

项目名称：中国西部地区林业人才培养项目

(Project on Forestry Human Resource Development in Western Region of China)

项目对象地区：中国西部地区（四川、陕西、广西、宁夏、内蒙古、新疆、西藏、贵州、云南、甘肃、青海、重庆）

试点省（自治区）：四川省、陕西省、广西壮族自治区、宁夏回族自治区

实施机构：国家林业局管理干部学院、试点省（自治区）林业厅、林业培训机构

项目实施时间：2010 年 月 日 ~ 2014 年 月 日 (4 年)

受益人群：西部地区林业工作者

Ver. 0

概要	指标 *	指标的采集方法 *	外部条件
<p>总体目标 在西部地区通过推广面向县级及其以下林业工作者的培训方式方法(注)，促进集体林权制度改革和国有林场改革顺利实施。</p>	<p>指标 * 1) 在试点省（自治区）以外的西部地区 ● 省应用项目开发 的培训方式方法。 2) 在西部地区，● 人接受关于集体林权制度改革和国有林场改革的培训。</p>	<p>1) 对管理干部学院及西部地区各省林业厅进行访谈式调查、问卷调查 2) 对西部地区各省进行问卷调查</p>	<p>·</p>
<p>项目目标 在试点省（自治区）开展示范培训等，完善适合西部地区的、为推进集体林权制度改革和国有林场改革而培养县级及其以下林业工作者的培训方式方法。</p>	<p>1) 干部学院根据自然、社会和经济条件以及改革的进展情况，总结试点省（自治区）的培训方式方法。</p>	<p>1) 对管理干部学院进行访谈式调查、问卷调查，培训方式方法集</p>	<p>· 推进集体林权制度改革和国有林场改革的方针不变。 · 有关集体林权制度改革和国有林场改革的预算没有大幅减少。</p>
<p>成果 1. 在试点省（自治区），省（自治区）林业厅（局）相关职能部门在集体林权制度改革和国有林场改革培训方面的协作得到加强。</p>	<p>1) 在试点省（自治区），建立相关部门组成的培训指导小组。 2) 实施培训时，指导小组进行联系、协调。</p>	<p>1) 对试点省（自治区）林业厅进行访谈式调查、问卷调查，项目报告书 2) 对试点省（自治区）林业厅进行访谈式调查、问卷调查，项目报告书</p>	<p>· 持续配备对口人员。</p>
<p>2. 通过在试点省（自治区）实施培训，为推进集体林权制度改革和国有林场改革而培养县级及其以下林业工作者的培训方式方法得到完善。</p>	<p>1) 完善县、乡镇、村及农民各级的集体林权制度改革培训课程各 4 期以上、教材 ● 种以上。 2) 完善县及林场各级的国有林场改革培训课程各 4 期以上、教材 ● 种以上。 3) 实施集体林权制度改革培训，县级至少 12 期，乡镇级至少 12 期，村及农民级至少 12 期。 4) 实施国有林场改革培训，县级至少 12 期，林场级至少 12 期。 5) 参加集体林权制度改革培训的学员在 1,800 人以上。 6) 参加国有林场改革的学员在 1,200 人以上。</p>	<p>1)、2) 开发的培训课程、教材 3) ~ 8) 培训实施报告 9) 培训跟踪调查报告书、对试点省（自治区）林业厅和培训机构进行访谈式调查、问卷调查</p>	

7

<p>3. 通过多种形式，交流与分享了有关集体林权制度改革和国有林场改革的政策、成功经验、信息和培训方式方法。</p>	<p>7) 80%的学员达到培训目标。 8) 80%以上的学员开展推广培训。 9) 对培训实施跟踪调查。 1) 每年至少举办1期省级干部培训。 2) 每年至少举办1次研讨会 3) 项目网站每年积累●种以上的有关项目和两项改革的信息。 4) 通过项目网站、项目通讯等各种媒介，每年发布信息不少于24期。</p>	<p>1) 培训实施报告 2) 研讨会报告 3) 项目网站 4) 项目通讯、项目报告书</p>	
<p>活动 1-1. 把握试点省（自治区）在集体林权制度改革和国有林场改革方面的培训现状。 1-2. 与省（自治区）林业厅（局）就其相关职能部门在集体林权制度改革和国有林场改革培训方面的业务分工形成共识。 1-3. 在相关部门间进行有关集体林权制度改革和国有林场改革的培训的协调、联系。 2-1. 把握试点省（自治区）集体林权制度改革和国有林场改革的实施办法、进展情况、存在问题和培训需求。 2-2. 在试点省（自治区）选择数个有代表性的集体林权制度改革试点县和国有林场，就其改革及森林经营的现状和培训需求等进行分析。 2-3. 根据上述2-1、2-2，针对不同对象开发培训课程。 2-4. 实施上述2-3的培训。 2-5. 根据学员对培训的评价结果，改进培训。 2-6. 支持学员开展推广培训。 2-7. 跟踪调查培训效果，将结果反馈到培训内容中。 3-1. 实施全国省级主管部门干部的培训，促进其对两项改革政策的理解和掌握。 3-2. 举办研讨会等，交流经验、分享项目成果。 3-3. 通过项目网站、项目通讯等介绍项目成果和两项改革的相关信息。</p>	<p>巨方投入 1. 长期专家 2. 短期专家 3. 赴日培训 4. 器材 5. 负担部分活动经费</p>	<p>中方投入 1. 提供专家办公室、培训场地 2. 配备对口人员 3. 负担部分活动经费</p>	<p>• 有关集体林权制度改革和国有林场改革的预算没有大幅减少。</p> <p>前提条件 • 有关集体林权制度改革和国有林场改革的预算得到确保。 • 国家林业局、管理干部学院、试点省（自治区）林业厅、试点省（自治区）林业培训机构积极参与项目。</p>

(注)：项目所说的培训方式方法是指培训形式、培训课程、培训方法、培训教材以及培训评估方法等。

* 本PDM草案中所记述的指标及其采集方法仅供参考。

付属資料4 面談・協議記録

日時:2009年9月9日(水)09:30~11:45、13:20~13:40

場所:国家林業局管理幹部学院

出席者:

〔国家林業局管理幹部学院〕

汪 国中 国家林業局管理幹部学院国際合作部主任
劉 凱峰 国家林業局管理幹部学院国際合作部副主任
玉 宝 国家林業局管理幹部学院国際合作部技術助理

〔調査団〕

澤池 多恵子、李 春燕

議事内容:

幹部学院概況(汪 国中 氏)

業務①国家林業局の公務員、各省林業局幹部への研修、②林業研修に関する研究、

③国際協力(世界銀行、GTZ、JICA等)

幹部学院附属施設(同じ構内にあり)

①成人教育(生涯教育)、②調査研究センター、③共産党学校林業キャンパス

これまでの研修実績:合計600回、延べ3万人

2007年度は95回、延べ4,957人、2008年度は90回、延べ5,005人、2009年度は6月18日までに20回、1,203人。研修は毎年7月~12月に実施されることが多い。

2001年からは途上国の幹部や林業関係者に第三国研修も実施。

「日中林業生態研修センター計画プロジェクト」の成果

①研修実施フローの制度化、②政府、関係機関、企業との良好なコミュニケーション確立、

③県レベルの林業関係者に研修の機会を提供、④日中の林業関連機関の交流を促進

2大改革に関する幹部学院での研修について(汪 国中 氏)

集体林権制度改革については省幹部に対して政策内容を学ぶための研修を実施した。

国有林場改革については、林業局傘下の国有林場協会に数回、研修を実施したことがある。

受講費用の負担は様々である。個人が負担する場合もあれば、省や県の幹部が受講する場合に幹部育成費用から支給される場合もある。

2大改革に対する研修ニーズ(汪 国中 氏、劉 凱峰 氏)

集体林権制度改革では管理者がグループ(県、郷、鎮、村)から個人(家庭)に代わる。そのため近隣で病虫害防除をしない人がいると、自分は防除をしたにも関わらず病虫害の被害が出てくる林地が出てくるかもしれない。また、森林火災が発生した場合も、行政ではなく個人が補償をしなければならなくなる。こうした変化に対する制度設計について研修したらどうか。

集体林権や国有林場の抱える問題については、中国側は既に理解しているので改めて研修する必要はない。林産物加工など、具体的なノウハウの研修に需要がある。

また、民有林への公共サービスの経験や教訓も日本から学びたい点である。

国有林場については、まず国有林場の特徴を分析することから始める必要がある。

まず、国有林場を商品林(経営林)と生態林(保安林など)に類型化する。商品林については、森林経営のための人材育成を図る。研修対象は林場長か、管理するための幹部となる。余剰人員に対しては、再就職のための職業訓練も必要。国有林場改革については、これから政策が打ち出される予定なので、省や県の幹部に対して、その解説をする研修も考えられる。

以上

日 時:2009年9月9日(水)13:45~15:00

場 所:国家林業局管理幹部学院

出席者:

〔日中林業生態研修センター計画プロジェクト〕

増田 巳喜男	チーフアドバイザー
西川 晃由	造林プロジェクト管理専門家
大門 誠	林業技術

〔調査団〕

澤池 多恵子

議事内容:

新プロジェクトへの助言

- ・ 新プロジェクトは郷・鎮レベルを対象としているので、日中林業生態研修センター計画プロジェクトで実施している県レベルの幹部を省都に集めての一斉研修という形式では困難で、研修方法を検討する必要がある。
- ・ 郷・鎮レベルを指導するのは県レベルの林業職員であり、郷・鎮への指導方法について県レベルの人材を対象に研修することも考えられる。
- ・ 集体林については、制度の普及のほか、経営管理の研修もニーズがあるだろう。また、中国では日本の森林組合に関心を持っている。
- ・ 幹部学院を中心として、林業分野の研修機関ネットワークが構築されているので、モデル省の取り組みを他省へ普及していく際には、このネットワークは活用できるだろう。
- ・ モデル省については、四川、陝西の2省は現在のプロジェクトの対象省である。この2省は意欲、能力ともに優れている。寧夏はこれまでJICAでプロジェクトを実施しているし、無償協力の実績もある。広西についてはこれまで関係がなく、不明である。
- ・ 四川、陝西では研修体系が確立しているので、寧夏、広西で初めて研修をする際には、日本の専門家だけでなく、四川、陝西からも林業研修関係者を同行してはどうか。
- ・ 日本からの長期専門家は研修全体の指針作りとマネジメントに集中し、教材作成は短期専門家で対応するとよい。
- ・ 日中林業生態研修センター計画プロジェクトで作成したカリキュラムは1週間の研修だけである。新プロジェクトではカリキュラム開発を行い、長期の研修や実習の導入も検討したらどうか。
- ・ 省での活動には中国語は必須。モデル省に対して、日本人専門家には日中の通訳を手配することを予め決めておいたらどうか。1ヶ月や2ヶ月の滞在となると、中央でいつも手配できるとは限らない。
- ・ 中国では山農問題に国策として取り組んでいるので、林業関連の支援は歓迎されるだろう。

以上

日時:2009年9月11日(金)09:30~11:45

場所:広西チワン族自治区緑都大酒店会議室

出席者:

[広西チワン族自治区林業局]

張 振玉 營林処 処員
呉 練榮 人事教育処 主任科員

[広西チワン族自治区林業幹部学校]

宋 毅克 校長
頼 文安 副校長

[国家林業局管理幹部学院]

玉 宝 国家林業局管理幹部学院国際合作部技術助理

[調査団]

澤池 多恵子、李 春燕

議事内容:

張 振玉 氏の説明

広西チワン族自治区林業局營林処について
省内の国有林場を管轄する部署

広西チワン族自治区の国有林場概況

- ・ 省内の国有林場数 151カ所(省管轄 14、市管轄 14、県管轄 122、中国林科院管轄 1)
 - ※ 広西チワン族自治区内には市が14、県が90余りあるが、国有林場のない市・県もあれば、2カ所以上の国有林場を管理している市・県もある。
 - ※ 2つ以上の市・県を跨る国有林場を省管轄としている。
 - ※ 管轄は省・市・県であるが、所在しているのは郷・鎮レベルになる。
- ・ 従業員数 3万人(内省管轄下の林場に14,000人)、退職者 18,000人
- ・ 総面積 119万ha、内林業地 112万ha(内有林地 94万ha)
 - ※ 「林業地」には、植林予定の荒廃地も含まれる。
- ・ 活木蓄積量 6,000万m³
- ・ 固定資産 21億元
- ・ 年間生産高 28億元(合板 25万t、八角 3千t、玉桂 750t、松種 1万4千t、松脂 2万t)

国有林場改革の実施体制

省林業庁が計画立案し、營林処が実施。市では營林科、県では營林股が日常の管理業務を行っている。省・市・県の担当部署は縦に繋がっている。

国有林場改革の進捗

- ・ 1995年から制度改革「国有民営」
 - ・ 国有地を民間企業や農民に貸す。借り手は持ち株で管理。
 - ・ エコ産業の振興:第一次産業から第三次産業までを一体化(部門、地域を跨った経営)
 - ・ 従業員自ら経済振興:私営産業の容認→所得増加
- ・ 1999年 改革を促進するため省林業庁の規定発布
 - ※ 省管轄の国有林場では改革が進んでいるが、市・県管轄の林場では改革が進んでいない。
- ・ 改革プロセスには海外ドナーからの支援もあった。日本の民間企業も木材輸出に貢献した。

私営産業の方法

①従業員への委託

林場は開発計画を立案し、従業員が投入を行う。従業員は20ムー(約1.3ha)から30ムー(約2ha)を所有。従業員の生活費は、収入が入るまで国有林場から仮払い。従業員は国有林場に賃貸料を支払う。

- ② 国有林場が開発した経済林を従業員に割り当て、従業員が個人で管理。収入は割合を決めて配当。
- ③ 最低収入ラインを決めて従業員の生活保障を行い、従業員は10ムー(約0.7ha)から20ムー(約1.3ha)の有林地を経営。

国有林場改革の課題

- ① インフラの遅れ
元々荒廢地に造林したのが国有林場であり、地理的条件が悪く、道も整備されていない場合がある。水道、電気等、生活インフラが未整備の林場もある。
国家予算からの投資は難しく、国有林場の自己予算で行うしかないが、コストが高い。
- ② 余剰人員
1980年代まで、「就職自然成長」という制度があり、従業員の子供が進学できない場合は自動的に林場の職員になっていた。そのため、従業員数が必要以上に増えた。余剰人員はいるものの、従業員の学歴は低く、他産業への転職は難しい。
- ③ 国有林場従業員の位置づけが不明確
林場長は、管轄している自治体(省、市、県)の公務員であるが、従業員は公務員でもなければ、企業社員でもなく、農民でもない。社会的補償も不明。
- ④ 国有林場改革推進のための投融资体制が不備であり、資金繰りが苦しい。

国有林場改革の課題への取り組み(試行段階)

- ① 経営管理体制の改革
比較的條件の良い林場を選定し、株式経営やパートナーシップ、株所有といった形態で森林経営を行う。
- ② 商品林の持続的発展
省管轄の国有林場のみ実践。早生多収穫の品種を栽培。
- ③ 森林の類型化
生態公益林: 保護すべき森林。管理費は国もしくは省が負担(補助金による運営)
商品林: 森林経営。開放型管理。
生態林が60%以上を占める林場を「生態公益林場」とし、60%未満の林場を「商品林」とする。
省内151カ所の国有林場のうち、生態公益林は30%、商品林は70%となった。
省内の国有林場151カ所のうち90%が敷地内に生態公益林を持つ。
類型化の過程で、以前は4カ所に分かれていた林場を3カ所にしたケースもある。
現在、省直轄の国有林場のうち5カ所が生態公益林場となっている。

国有林場の組織

林場によって異なるが、一般的に弁公室、財務室、林行室、生産管理室、森林公安室といった部署によって運営されている。

国有林場の経営状況

省管轄の林場は黒字、市管轄は収支が均衡、県管轄は赤字。省や市の林場も補助金がなければ赤字となる。生態公益林には補助金が出る。

国有林場改革に関する研修ニーズ

- ① 従業員の生産技能の改善
- ② 従業員の理念教育(意識改革によって森林保護の理念を普及)
- ③ 森林経営手法(現在は単一で非合理的な経営を行っている)
- ④ 国有林場の科学レベルの向上(単位面積当りの生産量増大)
- ⑤ 環境保全と有機林業を合わせた効率的な森林経営手法
- ⑥ 投資システム(株式化等)
- ⑦ 現役従業員の研修制度の確立(長期的に規範化された技能教育)

※ 国有林場従業員は3万人であり、新プロジェクトの対象者をその6割とすると、18,000人が対象となる。従業員の学歴は小学校卒、中学校卒が多いので、カリキュラム、指導内容にも工夫が必要。

宋 毅克 氏(林業幹部学校校長)の説明

研修実施体制・方法

・体制:

毎年10月に、林業庁人事教育処が職員の受講希望をまとめ、幹部学校に指示がある。幹部学校はコース、対象者等を勘案しつつ、担当部局と相談しながらカリキュラムを作成していく。研修方針は「実用性と方向性のある研修」。

林業庁職員以外にも、市や県、国有林場長への研修も実施している。

林場から個別に研修実施の要望があり、現場で研修を行うこともある。

・研修日数:

1回につき3日～6日。

集中講義7日、実習3日の合計10日間の研修コースもある。

・研修人数:

1回に70～80人。

・受講費用:

研修のタイプによる。

現場での研修は受講者が負担。管理学校は利益を出す必要はなく、交通費、講師料等の実費のみ。

・新プロジェクトでの研修体制・方法:

一般従業員を対象とすると国有林場(現場)での講義になる。

林場の規模、研修対象者によって研修内容・方法が変わる。

幹部学校の研修実績

国有林場幹部への研修は年2～3回、国有林場長への研修は年1回開催。一般従業員を対象にした研修実績はない。

以上

日 時:2009年9月11日(金)15:30～17:30

場 所:広西チワン族自治区林業幹部学校

出席者:

[広西チワン族自治区林業幹部学校]

宋 毅克	校長
頼 文安	副校長
王 巧蓮	副校長
凌 尚松	弁公室主任
榮 幸	財務室主任

[広西チワン族自治区林業局]

呉 練榮	人事教育処 主任科員
------	------------

[国家林業局管理幹部学院]

玉 宝	国家林業局管理幹部学院国際合作部技術助理
-----	----------------------

[調査団]

澤池 多恵子、李 春燕

議事内容:

宋 校長の説明

幹部学校の概要

- ・ 省林業庁直属の学校で、行政クラスとしては処に当る。
- ・ 敷地面積 30 ムー(約 2ha)で、教務棟 2 棟、宿舎 2 棟、職員住宅 1 棟の 5 つの建物から成る。
- ・ 学校組織は、校長兼党書記長 1 名、副校長兼党副書記長 2 名の幹部計 3 名のほか、弁公室、教務科、財務科があり、幹部 3 名を含む職員数は合計 22 名。教師は 12 名で、内 6 名は修士号(専門は企業管理、林業管理、工商管理、森林法規・規律等)を持つ。

業務内容

- ① 林業分野の幹部への研修(特に異動後の着任研修)
- ② 全省林業関係機関の従業員研修
- ③ 東北林業大学、南京林業大学と協力して学歴教育

3 年間の研修実績(2006 年 1 月～2008 年 12 月)

- ・ 研修回数は合計 68 回、延べ 6,200 人が参加。
- ・ 内、国有林場幹部に対する研修は 15 回、延べ 1,510 人。
- ・ 従業員の資格試験のための研修受講者は延べ 2,636 人。
- ・ 学歴教育における学生育成は 1,117 名。現在在学中の学生数 700 名(3 年間のコース)。
- ・ 学歴教育は、高卒後に入る 3 年コースの他、中卒後の専門課程 2 年コースもある。

2009 年度の幹部研修

- ・ 計 19 回、延べ 2,000 人が参加。テーマは森林公安(4 回)、国有林場(4 回)等。
- ・ 費用は受講生(林場)が負担。講師費用、交通費等の必要経費だけであり、高くはない。
- ・ 国有林場長を対象とした研修は、2009 年には 16 回目が実施された。1 回につき 70～80 人が参加し、1 回当たり 6 日間開催。場長に対する研修はマニュアルもなく、業務フローも未整備。

研修の特徴

- ① 省林業局:年 1 回、省林業局の研修ニーズをまとめることで以前より効率化が図れている。
- ② 全省:受講者のニーズ分析と個別対応を意識
- ③ 省レベルの研修拠点:受講生のニーズに合わせたカリキュラム作成
- ④ 他機関との協力体制:広西大学林業学院から講師の派遣あり
- ⑤ 学校建設:ハードウェア、ソフトウェア(関連規定・条件)の整備。2006 年から着手。国家林業局管理幹部学院との間にネットワークも構築している。
- ⑥ 省は 2008-2012 年の林業管理幹部研修計画を立案したが、幹部学校も立案過程に参加し、立案された研修計画には学院の意向が反映されている。
- ⑦ 学歴教育のゼミは国有林場で行われている。

取り組み中の課題

- ① 研究の実施:林業教育管理における刷新研究、国有林場の業務能力向上研究の 2 つのテーマで研究を国家林業局からの委託で実施(広西省の他に 5～6 省で実施)。
- ② 教材研究:幹部学校の教師が、受講者のレベルによって教え方の違いがあることを研究して発表。cf.「国有林場長の業務能力に関する調査研究」
- ③ 要望調査:国家林業局や省林業局の委託により取りまとめ。それぞれ 3 年計画、5 年計画の根拠となっている。

解決できない課題

- ① 投入不足:インフラが不足している。道路が不備な場所に行くには四駆が必要だが、購入できない。
- ② 教材レベルが低い:受講生に対応した教材作成を試みているが、教材編集の専門家はコストが高くて依頼できず、結局レベルの低い教材になってしまう。
- ③ 広西チワン族自治区の貧困:省内での林業分野の位置づけは高いが、中国国内で広西省は

立ち遅れている。他省との格差は、講師陣の力不足にもつながっている。

幹部学校の研修ニーズ

- ① 管理レベルの向上と講師育成
- ② 受講生の研修ニーズ調査(定性的、定量的)
- ③ 研修設備の充足(車両、プロジェクタ等)

その他/補足

- ・ 全国林業研修体系建設のモデル省 4 つのうちの 1 つに選ばれている
- ・ 幹部学校は 3 年後に移転予定で、現在建設許可の手続き中
- ・ 外国の専門家と共に幹部学校内で執務をした経験あり(日本人ではない)
- ・ 敷地内の宿泊施設は1部屋にベッド数 2、シャワールームがついて、1泊 40～50 元(一部屋で 80 元～100 元)
- ・ 研修シーズンは毎年 6 月から 10 月。5 月までは播種、育種で現場は多忙であり、11 月以降は祭事が多いため。

以上

日 時:2009 年 9 月 12 日(土)10:30～14:00

場 所:広西チワン族自治区欽廉国有林場

出席者:

[欽廉国有林場]

陳 国有林場長

程 チーフエンジニア

潘 財務科スタッフ

梁 産業科スタッフ

雇 スタッフ

[広西チワン族自治区林業局]

張 振玉 営林処

[広西チワン族自治区林業幹部学校]

頼 文安 副校長

[国家林業局管理幹部学院]

玉 宝 国家林業局管理幹部学院国際合作部技術助理

[調査団]

澤池 多恵子、李 春燕

議事内容:

程チーフエンジニアの説明

欽廉国有林場の概要

- ・ 欽廉国有林場は広西省が管理する 14 の国有林場の内の 1 つ。省管轄の国有林場では、面積と人口は第 2 位、経済は第 4～5 位。類型は「商品林」。
- ・ 降水量は年間 2,300mm、標高は平均 30～50m。山地は 500mのところもあるが、殆どは 100m 以下。
- ・ 総面積は 89 万ムー(約 5 万 9 千 ha)で、北海市、欽州市、2 つの県に跨る。(本部の住所は北海市合浦)
- ・ 有林地は 55 万ムー(約 3 万 6 千 ha)。内 4 万ムー(約 2,600ha)は生態公益林。
- ・ 1 ムー(約 6.67a)当りの森林蓄積量は 3.6 m³。
- ・ 林場内には本部の他、支部が 9 ヶ所、合板工場がある。
- ・ 林場内の人口は 6,800 人、内 2,700 人が従業員(現役 1,200 人、定年退職者 1,500 人)
- ・ 現役従業員 1,200 人には、管理者、技術者(240 名)、私営産業従業員(請負で生産活動を行う従業員)、非私営産業従業員(国有林場直轄で病虫害防除、伐採を行う従業員)、合板工場従

業員が含まれる。内、高卒以上は160名(大卒含む)。

欽廉国有林場の組織

・本部

幹部8名:林場長(1名)、副林場長(4名)、党書記(正1名、副1名)、チーフエンジニア(1名)

※ 任期は林場長が8年、副林場長が10年。任期が終わると他の省管轄国有林場に異動

事務局:弁公室、財務科、営林科、産業部(支部の管理)、林政科、森林公安科、総務課、調査研究センター、基本建設科、生産安全事務室(労災防止)

※ 1つの室・科に5~6名が属し、事務局全体では110名が勤務

※ 従業員の研修を企画している科はなし。財務科では研修費用を予算化している。

・支部(9つ)

・加工工場(1つ)

欽廉国有林場の業務

① 営林

林場の中心業務。構内だけでなく、周辺の集体林(約8千ha)の植林・保育も行う。

森林は数だけではなく質も重視しているため保育(地拵え、種苗、管理、間伐、防火、病虫害防除等)にも力を入れている。樹種はユーカリ(速生種)、松、果樹(龍眼、ライチ)、砂糖キビ等。在来種(モクレン)の植林も開始している。

② 木工品の加工(合板工場)

③ 従業員による私営産業

従業員1人当たり15~20ムー(約1~1.3ha)が請負による自由栽培。果物、農作物、用材等を生産している。林場からの給与支払いが困難になったため、従業員に土地を分けて収入増を図った。従業員は1ムー(約6.67a)当り年間40~45元の賃貸料を支払う。社会保険は林場が負担する。従業員の中には、清掃等の林場活動によっても収入を得ている者(月に100~200元)、林場直営の森林伐採・加工を行う者(時給もしくは量単位での給与)もいる。

欽廉国有林場の経済状況

- ・ 収支バランスは均衡。補助金がなければ赤字になる。
- ・ 収入は年間700万元~800万元、補助金を含めると約1,000万元。

今後の発展事項

- ・ 森林資源の保全と発展
- ・ 経営規模の拡大
- ・ 従業員の収入増(林業製品の開発) cf. 森林下の灌木、牧草を利用した牧畜とメタンガス生産産業チェーン(植林から一次加工、二次加工まで)を長くし、立体的経営を行うことを目指す。

今後の課題

- ① 経済改革により第一次産業から第三次産業までのバランスが崩れた。第一次産業の収入が低レベル。
- ② 従業員の私営産業が市場経済の影響で不安定。
- ③ 従業員の数は多いが質が低い。そのため新技術や新システムが実務に生かせない。
- ④ 資金不足により各種整備ができない。人材についても研修経費が少なく、質を向上できない。

今後の取り組み

- ① 国有林場の社会効果を上げる:投資の増大、政策の立案・実施
- ② 従業員の研修強化と研修体制整備:活動レベル、管理レベルの向上

研修について

- ・ 幹部は研修受講機会がある(特に異動時の着任研修)。
- ・ 職員の資格試験はあるが、そのための研修は実施していない。(従業員には、初級・中級・上級とクラスがある)
- ・ 本部の科長、副科長は年に2回に分け(上半期1回、下半期1回)、1週間の研修が行われている。講師を招聘する場合もあれば、林業学校に通う場合もある。
- ・ 従業員に対して研修は行っていない。

研修費用

- ・ 林場が負担。講師を招聘する場合は、講師料、交通費だけで良いが、派遣する場合は参加者全員の交通費、宿泊費、日当が必要となり、支出が増える。
- ・ 研修費用は、給与総額の1.5%を予算化している(実際の支出は林場の経済状況による)
- ・ 研修を計画したが、費用が高すぎる事が判明してキャンセルしたことがある。

従業員研修が行われない理由

- ・ 9つの支部は距離が遠く、本部に集まるのは困難
- ・ 従業員の教育レベルが低く、研修実施が困難
- ・ 研修を行うとすると私営産業に関するものになるが、従業員ごとに目的が異なるため、テーマ設定が困難

合板工場見学

- ・ 生産量は硬質板5万^m、薄合板5万^mで合計10万^m(場内の民間工場は25万^m)
- ・ 硬質板は、広西省内ではこの工場だけで生産されている。
- ・ 合板は廃材や丸太等には使えない細い樹木を加工したもの。
- ・ 環境も重視し、加工の過程で出た廃液は電気処理し、生活用水で使える程である。污水处理施設は数百万円を投資して設置した。

実験林場見学

- ・ 2001年から様々な種を植え、観察している。
- ・ 用材用のユーカリが多い。
- ・ ユーカリは速生種であり、植林から4年で伐採できて経済性が高い。また、伐採後に芽が出てくるので、1度の植林で2回収穫できるのも利点。
- ・ この地域は台風の被害による損失が出やすい。
- ・ その他、キャッサバも育成しているが食用ではなくバイオ燃料に使われる。

その他/補足

- ・ 幹部、本部職員、支部職員、従業員まで全員に研修ニーズがあるとのこと。
- ・ 従業員請負による私営産業にしたが、移行に当たって技術指導をした訳ではないようである。また、果樹や農産物を生産した後の流通が確立しておらず、従って販路がなく、果樹栽培から用材林、牧草に転換するケースが多い。
- ・ 林場管理の学校、病院があるが、自治体管轄に移行するか、閉鎖するか検討中。

以上

日時:2009年9月14日(月)09:00~10:00

場所:国際連合食糧農業機関(FAO)

出席者:

[FAO]

姜 晗(Ms Jiang Han)	項目官員(Programme Officer)
廖 崇光(Mr. Liao Chongguang)	項目官員(Programme Officer)
姜 春前(Mr Jiang Chunqian)	Project Director

[調査団]

澤池 多恵子、李 春燕

議事内容:

廖 崇光 氏の説明

中国林業分野に対するFAOの取り組み

- ・ 過去10年間、中国における林地の植林を支援してきた。
- ・ モンゴルや東南アジア等、他国の森林被覆率を高めるための支援も実施している。
- ・ 最近では植林の数だけではなく、質も重視するようになり、保全を意識している。
- ・ FAOはAPF Net (Asia-Pacific Network for Sustainable Forest Management and Rehabilitation)¹の活動を支援している。
- ・ この10年間の活動は、国家の森林政策及び法律整備に重点を置いてきた。2002年から2008年にかけては、政策支援のプログラムも実施した。
- ・ アジア地域の協力も重視している。2009年6月、FAOアジア太平洋地域事務所(在バンコク)主催のワークショップにも参加した。
- ・ 集体林権制度改革支援プログラムの他、四川大地震で被災した森林地域の復興支援を行う予定。日本大使館とも協議した。被災地は遠隔地であり、地勢、環境、被害の規模(深刻さの度合い)、影響等の情報が不足しているため、情報収集から始めなければならない。日本とも協力していきたい。

姜 春前 氏の説明

集体林権制度改革支援プログラムについて

正式名称:

Supporting policy, legal and institutional frameworks for the reform of forest tenure in China's collective forests and promoting knowledge exchange

概要:

- ・ FAO本部、FAO中国事務所、中国国家林業局の三者が協力してプロジェクトの準備を実施。
- ・ カウンターパートは、国家林業局政策法規司。
- ・ 2008年に契約締結、2009年7月にキックオフのワークショップ(Inception Workshop)を開催。
- ・ 現在はプロジェクト・オフィスが設置されたところ。姜 Project Directorの他、2名のアシスタントが配置された。
- ・ プロジェクト予算:2.7百万ドル(2百万ユーロ)。EUが80%、FAOが12%、中国政府が8%を負担する。
- ・ プロジェクト期間:2009年~2012年(3年間)
- ・ プロジェクト対象地:南部6省8県(16の村でパイロットプロジェクト実施)
- ・ 南部6省:安徽省、福建省、貴州省、湖南省、江西省、浙江省

受益者:

- ・ 16村のパイロット地域:6,000世帯
- ・ 6省、8県、16の林場ステーションのスタッフ(数不明)
- ・ サービスを受ける林農:30万人

プロジェクトの活動:

¹ APF Net のウェブサイト <http://en.apfnet.cn/>

- ① 森林組合(FFC:Forest Farmer Cooperatives)の支援
FFC の設立後、FFC の運営、ガバナンス等を支援。30 の事例を予定。
事例を基に、最終的には、FFC 開発を国家の政策文書(Policy Document)に反映させる。
- ② 集体林所有権・使用権移転センター(Trade Center)の支援
都市と山村では情報量が異なるが、円滑に所有権・使用権の移転が行われるように、センター
設立・運営を支援し、評価する(省・市・県レベル)。省では集体林の所有権、使用権移転に関
する法案を作成する。
- ③ 集体林権制度改革に関する政策文書作成
16村のパイロット地域のうち、2~3を選択し、省・市・県の職員及び林農の参加型による森林管
理を行う。最終的に、集体林の参加型管理に関する政策概要とガイドラインを作成する。
- ④ 情報交流の促進
中国国内及び海外との間で森林管理に関する情報交流を深める。
JICA を含む他の援助機関とも交流を進めたい。

プロジェクトで実施する研修:

対象は、県レベルの FFC スタッフ。

これからインターナショナル・エキスパートを雇用して、研修方法、研修期間等を設計する。

補足説明:

- ・ FFC 設立は国家の法律で規定されている。FAO プロジェクトでは FFC 設立には関与せず、設
立後の FFC を強化し、研修を行う。
- ・ 林農はこれまで個人経営であったが、市場経済の下で情報収集、流通を個人で行っていくこ
とは困難であり、FFC という新システムを導入することにした。
- ・ プロジェクトでは事例研究を行い、国家の法律にフィードバックしていく。
- ・ 本プロジェクトで焦点を当てているのは、FFC と参加型アプローチである。現場を重視し、集体
林権制度改革(政策)を実効性のあるものにする。

以上

日時:2009年9月14日(月)15:00～17:00

場所:国家林業局管理幹部学院

出席者:

〔四川省林業庁〕

周鳳 人事教育処

〔四川省林業幹部学校〕

錢 曉明 副校長

馮 元普 副書記

〔調査団〕

澤池 多恵子、李 春燕

議事内容:

周鳳氏の説明

四川省の集体林権制度改革について

概要

- ・ 2007年6月から開始されたが、2008年から本格的に展開し始めた。
- ・ 2009年7月の時点で、合計176市・県のうち80%が集体林権制度改革に着手した。
- ・ 集体林権の移転は、郷鎮所有が個人所有に移るものと、個人所有になった林権が他の個人や企業に移るものの2段階がある。

実施体制

- ・ 省に集体林権制度改革弁公室がある。(室長は副省長(林業担当)、副室長は林業庁副庁長)
- ・ 林業庁内に集体林権制度改革グループがある。(グループ長は副庁長、副グループ長は林業庁法律法規処処長)
- ・ 市・県にも集体林権制度改革グループがある。(グループ長は林業ステーションのステーション長が就任するケースが多い)
- ・ 村に集体林権に関わるワーキング・グループがある。
- ・ 全体の管理は省の集体林権制度改革弁公室が行う。
- ・ 実際の林権の移転手続きは林権取引センターが行う。
- ・ 林権購入や林権購入後の林場運営のための資金として国の融資が受けられる。融資は許可を得た銀行が行う。返済期間、金利は国が規定している。

進捗状況

- ・ 集体林権制度改革グループが設立された市・県は合計21あり、スタッフは合計44万人。
- ・ 設立された村レベルのワーキング・グループ数は48,000、103.5万人が参加している。村レベルの林権改革プランは175万部ある。
- ・ 設立された林権取引センターは30ヵ所。取扱高は2009年7月までの累計で6.35億元。
- ・ 融資されたローンは2009年7月まで総額7.32億元。
- ・ 商品林伐採管理政策、林権移転管理、林権担保融資など、7分野の調査研究を実施した。
- ・ 四川省森林伐採管理改革試行法案が間もなく発布される。実施に当たっては、資源評価や各種基準を規定した附属条例の公布が必要であり、時間がかかる。

林権改革の課題

- ① 改革の内容、推進状況が地域間で異なる。
- ② 四川大地震の被災地で改革を推進することが難しい。
- ③ 林農が林業政策をよく理解していない。
- ④ 改革推進に掛かる経費が不足している。
- ⑤ 林権改革に必要な技術者が不足している。
- ⑥ 林権改革によって生じる紛争(境界の線引き等)の調整が難しい。
- ⑦ 集体林権制度改革政策に比して、経営に関する政策が立ち遅れている。

四川省の国有林場改革について

国有林場の概要

- ・ 2008 年末現在、省内の国有林場は 178 ヲ所、約 294.53 万 ha。活木蓄積量は 2.18 億³m。林地面積は約 285.76ha。
- ・ 従業員数は 16,240 人(現役 9,486 人、退職者 6,754 人)。
- ・ 2008 年の造林面積約 3.53 万 ha、保育面積 9.41 万 ha。低生産性から改造した林 1,340ha、木材生産量 19.34 万³m。
- ・ 六大事業によって天然林保護事業の対象となった 28 ヲ所は改革の対象から外されており、「四川省の国有林場」にこの 28 ヲ所は含まれない。

国有林場の区分

- ① 経営管理のための林場:49 ヲ所
- ② 荒地地の緑化と森林資源保護のための林場:116 ヲ所
- ③ 航空実播管理のための林場ステーション:9 ヲ所
- ④ その他(林科研究所、大学等所有):4 ヲ所

国有林場の管理体制

- ・ 四川省の国有林場は県が所有(2 つ以上の県に跨る林場は、県境で線引きした。)天然林保護事業対象の 28 ヲ所は森林工業局が管轄しており、県レベルで管轄している国有林場よりもクラスが上。
- ・ 国有林場は一般的に、林場長、副林場長、弁公室、人事股、財務股によって組織されている。副林場長の数は、林場の規模によって、1 人の場合もあれば 4 人の場合もある。
- ・ 国有林場の運営予算は、全額県が負担、県が一部負担、全額林場負担(自給自足)の 3 形態。

国有林場改革推進体制

- ・ 林業庁の担当部局は政策法規処と林権改革処。これらの処が政策と方針をまとめ、省内関係者に指示が出る。

国有林場改革の準備

- ・ 生態公益林と商品林に類型化し、生態公益林は国や省の財政で運営、商品林は企業として管理運営する。

国有林場改革の進め方(四川省内では改革の準備段階。試行のための候補林場を選定予定。)

- ① 国有林場内での生活レベルの最低ラインを調査し、改革の原価を試算する。
調査項目は、従業員数、社会保険の状況、資源、林場の負債、経費支出(給与含む)
- ② 優先順位を決定し、財政予算の基礎を築く。
重点分野を優先し、一般事項は後に回す。生態公益林を優先し、商品林は後に回す。
決定の判断材料にするため、関連図面、統計を整備し、定量的・定性的なデータを揃え、改革提案書を作成する。
- ③ 国有林場の経営体制を刷新する。
雇用制度、給与制度を見直し、幹部及び従業員の積極性を引き出す。林場に株式制度を導入し、活発化させる。

国有林場改革の問題

- ① 発展の立ち遅れ、インフラの不足
- ② 改革実施体制の脆弱性(関連政策の裏づけがない)
- ③ 余剰人員
- ④ 従業員の質の低さ(研修機会なし、低学歴、乏しい知識、低い技術力)

銭 暁明 氏の説明

四川省林業幹部学校について

幹部学校の組織

- ・ 幹部3人(校長兼党書記、副校長、党副書記)、教務処(6 人)、研修部(7 人)、弁公室(13 人)、総務処(15 人)。合計 44 人で、内講師資格を持つ者は 25 人。
- ・ プロジェクト実施に当っては、教務処がカウンターパートになる。

研修実績

- ・ ここ数年の平均で、年 18 回、2,000 人から 3,000 人を研修。(幹部学校が独自に開催した研修)
- ・ その他、国家林業局管理幹部学院や他省と共同で実施する研修も年数回開催している。

- ・ 受講者は省、市、県の林業行政官で、管理や技術に関する研修を行っている。
- ・ 成都だけではなく、地方都市でも研修を実施している。

集体林権制度改革に関する研修

研修実績

- ・ 四川省林業庁からの指示で制度改革を解説する研修を実施
- ・ 2007年から2009年までの3年間で計4回実施(成都で2回、地方都市で2回)
- ・ 1回の研修コースは3～5日の集中講義で、現場での指導はない。参加人数は1回に約150人。
- ・ 受講者は省、市、県の行政担当者。四川省には約180の市・県があり、対象人数は膨大。
- ・ 受講費は自己負担であるが省から補助が出る。補助率は50%。

国家林場改革に関する研修

研修実績

- ・ 1990年代初めには国家林場の研修を実施したことがあるが、90年代後半からは天然林保護事業に重点を置いており、国家林場に関する研修は実施していない。
- ・ 国家林場改革に関する研修設計・実施は、中央や省の政策次第であり、関連政策が整備されるのを待っている。

研修ニーズ(集団林権改革、国家林場改革共通)

- ・ 集団林権改革、国有林場改革の政策・法案の普及
- ・ 樹種選択、育苗、造林、管理に関する技術
- ・ 近代的管理方法の普及
- ・ 林場内の施設や林道といったインフラ整備の工事技術
- ・ 貧困緩和のための知識普及(林農自身の請負経営、林業製品の生産技術等)

その他/補足

- ・ 今後、両改革の研修ニーズを吸い上げ、対象者を検討する必要がある。
- ・ 林業ステーションは県林業局の下部組織であるが、国有林場には関わっていない。
- ・ 集体林権の取引センターでは、省や市の行政手続きセンターの職員が業務を行っている。これら職員に改めて研修が必要かどうかは不明。
- ・ 集体林権制度改革で林権を売った農民は他にも所得がある(林業ではなく農業を行っている等)。
- ・ 集体林権の使用権を移転している林農は、出稼ぎ等によって家庭内に労働力がない場合が多い。
- ・ 受講費は補助が出ない場合もあり、10年に1回しか研修に参加できない国有林場長もいる。
- ・ 国有林場に関する研修は開かれていないが、林業管理に関する研修には国有林場からも参加している。))
- ・ 四川省の研修シーズンは、毎年下半期(7月～12月)。

以上

日時:2009年9月15日(火)14:00~15:45

場所:中国林業科学研究院林業科学技術情報研究所

出席者:

[中国林業科学研究院(林科院) 林業科学技術情報研究所]

*調査に先立ち、集体林権制度改革及び国有林場改革を JICA より委託。

李 智勇	所長
王 登挙	副所長
葉 兵	所長助理
張 徳成	研究員

[国家林業局管理幹部学院]

玉 宝	国家林業局管理幹部学院国際合作部技術助理
-----	----------------------

[調査団]

澤池 多恵子、李 春燕

議事内容:

李 氏の説明

集体林権制度改革調査の結果

概要

- ・ 郷鎮、村レベルで研修ニーズがあるが、その全てに対応するには研修コスト、研修体系整備等、困難がある。

郷鎮、村の研修ニーズ

- ・ 集体林権制度改革は所有権の移転を図るものであり、所有権を得た林農は市場に対応した林業経営を行う必要があり、そのための技術研修が必要である。
- ・ 個人所有になると利益追求にのみ関心が向く可能性があり、森林資源保護について林農の意識を高める必要がある。
- ・ 集体林権制度改革実施に当り、国や省が設定した林農への措置を、林農自身は知らない可能性がある。どのような措置があるのか、林農に説明する必要がある。
- ・ 政策に基づいた措置の存在を説明するだけでなく、実務も教える。例えば、与えられた所有権や使用権を移転する方法、持ち株制度の紹介、担保融資を受ける方法、森林組合の設立と運営などについて、林農に指導する。

研修を企画する上での留意点

- ・ 各地のニーズの違いを把握する。林農の関心が林産品加工なのか、林権移転なのか、造林・保育なのか、または資金の融資なのかを見極める。
- ・ ニーズの違いは政策の実施状況にもよる。実施が遅れている場合は、省や県レベルを対象にした集体林権制度改革の政策理解に関する研修、改革が進み、体制整備が終了している省では、郷鎮向けの研修となる。

研修実施の具体例(浙江省での取り組み)

- ・ 研修対象を3層に分け、各ニーズに沿って研修を実施

① 村レベル

村の大手農家を林業科学技術責任者に任命して研修を実施。その責任者を通じて地域の農家に技術を普及する。(例えば筍の生産量を増やすために、いつ、どうやって掘るべきかといった具体的な生産技術)

② 県レベル

県の林業技術者に、村レベルよりもやや難しい技術を指導する。(例えば林産品の加工技術)

③ 省、市レベル

省、市の林業技術専門家を指導する。省、市の下部に位置する行政組織に対して指導できるように、マクロ的な課題に対処する内容となる。

新プロジェクトでの研修について(提案)

- ・ 集体林権制度改革の体制整備が完了しているのは5省、実施中が11~12省、実施準備中が

14～15 省である。モデル省がどの段階にあるのか把握する。

- ・ 改革実施段階に応じた研修内容にする。改革準備段階は省、市レベルを対象とした研修になり、実施が進むほど現場に近い研修となる。

張 氏の意見

集体林権制度改革に関する研修方法

- ・ 県の林業技術者を研修し、郷鎮村に指導できるようにする方法には懐疑的である。林業技術者の業務には、郷鎮村への指導は含まれていないため、得た知識を普及することは期待できない。県の林業技術者ではなく、林農に対して現場で直接指導していく方が効果的。
- ・ 研修ニーズは地域ごとに異なる。

王 氏の意見

集体林権制度改革について

- ・ 林科院は林権改革研究センターを設立し、集体林権制度改革によって生じる課題に取り組んでいる。
- ・ 林権改革の進捗は各省によって異なり、ニーズも様々。
- ・ 個人が林権を所有し、個別に林業を運営していく上で、日本の森林技術指導員や森林技術普及員の制度は大いに参考になり、集体林に導入できたらよい。プロジェクトの中でこれら制度をモデル的に実施して技術指導員を養成し、その結果を中国林業政策に反映できればよい。
- ・ プロジェクトでは技術指導システムを整備し、事例を作ったかどうか。プロジェクトはモデル(点)であるが、政策が立案・実施されてシステムが構築されれば、中国全体の林業農家が恩恵を受けられる(面的展開)。
- ・ 2006 年に中国農民専門合作法が成立し、協同組合による農林業の協同運営が進められることになったが、組合の理念、組織化と運営方法など当事者が理解できておらず、組合化は進んでいない。このシステムを健全に発展させることは重要である。
- ・ 林業というと、材木や林産品加工によって収益の手段として考えがちだが、プロジェクトによって多種多様な経験を積み上げ、関係者の視点を広げられたらよい。例えば、森林ではメタンガス、バイオエネルギーといった薪以外の燃料を産出することができる。

集体林権制度改革に必要な技術者

- ・ 改革実施の開始時、土地の実測、登記を行う上で、測量、分類(土地のレベル分け)、測樹、森林蓄積量の計測等を行う技術者が求められる。

その他／補足説明

- ・ 林権改革によって土地の所有権を世帯に分けた際、世帯間で土地の価値が不公平にならないようにした。1世帯に 5～6 のブロックを分けたが、そのブロックはまとまっておらず、飛び地になっているケースが多い。
- ・ 林権改革は農地改革よりも実施が困難である。農地改革は改革開放後すぐに着手され、人民公社が所有していた農地を農民所有に変更した。改革開放から 30 年経た現在、林地の所有権、使用権を保持しているのは、郷鎮だけでなく、企業や所在地以外の個人であるケースも多く、円滑な林権移転の障害となっている。

国有林の種類

- ・ 国有林には国有林区と国有林場の 2 種類がある。
- ・ 国有林区は元々大森林地帯であったが、管理者が曖昧だったため国家が集中的に管理することにした地域である。東北部や雲南周辺に多い。
- ・ 国有林場は荒地荒山で無林地だった場所に造林した地域。森林経営と森林保護を目的に、中央政府の地方政府が政策的に事業を進めた。省、市、県に所属する。

国有林場の変遷

- ・ 造林し、樹木が成長するまでは国や地方財政から人件費が支給されていた。
- ・ 樹木が成長した後は、木材を販売する自給自足体制に移行し、補助金は減少していった。
- ・ 現在は、100%補助金で運営されている林場、一部補助金が入っている林場、補助金はなく100%自給自足の林場の3種類がある。

国有林場改革の現状

- ・ 中央も地方も国有林場改革が必要であることは認識しているが、実施と推進が難しい。
- ・ 国有林場内部では個別に、従業員への請負制度導入、給与体系の見直し、工場生産の効率化を図っている所もあるが、国家政策として推進されている訳ではない。
- ・ 国有林場改革には、改革推進の裏づけとなる国家政策が必要。

国有林場の問題と対策

- ・ 自給自足の原則に対し、伐採制限や不利な地理的条件、元々荒地荒山だった厳しい自然環境といった条件から、国有林場の運営は厳しいものとなっている。これら不利な条件は外部条件であり、国有林場自身では解決できない。
- ・ 自給自足が困難な中、最大の問題は、従業員の給与を誰が負担するかということ。国有林場は中央もしくは地方政府の補助金による運営に戻すしかないのではないかと。
- ・ 以上の問題を解決するには、中央、地方政府で予算を握る国家発展計画委員会、財政部に働き掛け、国有林場の問題を認識してもらうことが重要。

国有林場の人材育成

- ・ 省林業庁の財政担当者、省中枢の予算担当部局に対して、生態系維持における国有林場の重要性、自主運営の困難さを認識してもらう。公共財としての林場を他国がどのように運営・管理しているか、外国に連れて行って視察してもらうのが効果的。
- ・ 国有林場の管理者に対して、林場の管理技術、運営方法を研修する。省の管理形態にもよるが、国有林場の管理ポストが省林業庁職員によって担われている場合、いずれ林業庁の幹部になることが予想される。林業庁の幹部が国有林場の現場の問題について直接理解していることは、改革実施の後押しとなる。
- ・ 国有林場の一般職員、従業員に対して技術指導を行う。国有林場には研修システムがない。プロジェクトによって一般職員や従業員に技術を学ぶ機会を与える。
- ・ 国有林場の中でも、用材林を持って企業管理をしている林場は合板生産により収入があり、職員の訓練を行っているところもある。(例: 広西チワン族自治区高峰林場)

その他／補足説明

- ・ プロジェクトを通して、林科院、管理幹部学院が協力し、中央に政策提言できるような事例を築き上げていくべきではないか。
- ・ 外国が中国で実施している環境分野の事業を調査したところ、最大の援助者は日本であった。生態系保護や植林分野の活動をしている日本の団体(NGOを含む)は90以上ある。これら日本の団体とも協力を得たらどうか。
- ・ 日本はプロジェクトを実施しても、その結果を政策に反映させようとしない。ドイツは常に政策支援を重要視している。日本も政策支援を視野に入れてプロジェクトを実施したらどうか。
- ・ 重要なことは、現場のニーズを把握すること、発展の方向性を把握することだと考える。

葉氏の意見

国有林場改革調査の結果

- ・ 国有林場の全従業員のうち、技術者は2%のみ。改革を推進していく上で技術者を増やしていくことは重要であり、人材育成ニーズは高い。
- ・ 国有林場改革実施が本格化する時期、改革に資する人材育成を目的とするプロジェクトはタイミングが良い。

国有林場の問題

- 国有林場の所在地は山奥や元々人が住んでいなかった所であり、そこに病院、学校、社会的機能を備えた林場を作った。そのため外部との交流が少なく、閉鎖的で、教育レベルも低い。
- 国有林場は世襲で運営され、中には親子三代が林場職員というケースもある。新卒の職員が外部から入ることは稀である。
- 2007年のデータでは、短大以上の学歴を持つ職員は10%であった。

国有林場の研修ニーズ

- 対象は、幹部、管理者、従業員の全ての層にある。

その他

- 林科院自身も19の国有林場を管理しており、現場の従業員は全て林科院の職員である。研究のための実験林場で、例えば広西チワン族自治区には熱帯林研究のための林場がある。

以上

日時:2009年9月16日(水)10:30~11:30

場所:世界銀行中国事務所

出席者:

[世界銀行]

劉 瑾(Ms Liu Jin) 高級林業専門家(Senior Forestry Specialist)

[調査団]

澤池 多恵子、李 春燕

議事内容:

劉 氏の説明

中国林業分野に対する世界銀行の取り組み

- 対象範囲は幅広い。人工林(植林)、流域保全、生物多様性、気候変動(低炭素化)、政策調査研究等に取り組んでいる。
- 近年は造林・植林よりも、生物多様性保護や気候変動等の生態系保全を重視している。

世界銀行の林業プロジェクト

1985年以來、中国の林業分野の発展に協力してきた。

- カウンターパートは国家林業局世界銀行借款プロジェクト管理センター。実施機関はプロジェクトを実施する省の林業庁や関連機関となるが、国家林業局世界銀行借款プロジェクト管理センターが国内で関係する機関を取りまとめている。
- 融資案件は7案件実施(内2案件は実施中)、新たに2案件を準備中。
- 地球環境ファシリティ(GEF)²では自然保護区に対して3案件を実施(内2案件は実施中)。
- 排出権取引に関する事業を2案件実施。
- 19省でプロジェクトを実施、政策研究は3案件実施している。
- 造林に適した南方でのプロジェクトが多い。西南、東北でもプロジェクトを実施している。西北は乾燥地帯で林業には向かないため、寧夏、青海でのプロジェクト実施実績はない。

プロジェクトの展開

- 人工林造林事業においては、モデル事業を行い、その成果を中国全域に普及していった。
- 中国国内のみならず、東アジア・太平洋地域全体への普及も意図している。

² Global Environment Facility(GEF)。地球環境問題に取り組む独立した環境基金で、多国間資金を無償で提供する国際的な資金メカニズム。事務局はワシントン DC の世界銀行本部に置かれている。

林業プロジェクトでの研修事業について

各プロジェクトのサブコンポーネントにキャパシティ・ビルディングが入ることが多く、その場合、活動に研修が入ってくる。研修内容はプロジェクトによって様々。一般的な研修は以下の通り。

- ① 対象者:
省、市、県、郷に対しては行政に関する研修を実施し、林農に対しては集中講義と現場研修を実施
- ② 研修内容:
プロジェクト管理(モニタリング、評価)、パソコンによるデータ管理、林業分野の新技术の普及
- ③ 研修体系:
技術サービスの提供・指導、小冊子の作成・配布、指導ガイドラインの作成・配布

研修企画と進め方

- ・ プロジェクト開始時に世銀と中国側関係者が専門家チームを組み、研修も含めた実施概要を合同で企画する(プロジェクト設計)。
- ・ プロジェクトが実施に移ると、中国側が運営していくため、世銀側では詳細を把握していない。プロジェクトの実施機関が研修ニーズや具体的な実施内容を把握している。講師は大学教師や研究者等、ニーズに応じて呼んでいるようだ。
- ・ 技術研修や普及に際して新たな制度は作らない。農村部に既存の技術サービス体系を活用する。県であれば技術サービス部、技術普及部があり、郷であれば技術サービス処、技術普及ステーションがある。

人材育成予算

- ・ プロジェクトによって異なる。イノベーションに関わるものでは投入が大きい、普及活動(PR活動)では投入は小さくなる。
- ・ 融資事業の場合は全体総額の10%以下に抑えることになっている。
- ・ GEF では総予算の60%以上を研修に当て、キャパシティ・ビルディング、計画策定のための研修に使われている。

集体林権制度改革について

- ・ 融資案件はないが、国家林業局と共同で、集体林権制度改革に関する調査研究を実施した。
- ・ 開始予定のプロジェクトのサブコンポーネントに集体林権に関わる研修が入っており、技術サービス体系の構築を目的としている。
- ・ 具体的には森林組合を組織し、伐採計画に基づいていたこれまでの運営を、森林経営に移していく。
- ・ 集体林権に関わる研修はサブコンポーネントの中の活動の一つであり、小規模な取り組みである。

国有林場改革について

- ・ 中国政府は国有林場改革の取り組みに注目している。
- ・ 世銀としては国家林業局と共に調査研究を行い、融資ニーズを確認することになるだろう。

以上

日 時:2009年9月17日(木)13:30~18:00

場 所:国家林業局管理幹部学院

出席者:

〔国家林業局管理幹部学院〕

王 建子	国家林業局管理幹部学院 党書記
汪 国中	国家林業局管理幹部学院国際合作部主任
劉 凱峰	国家林業局管理幹部学院国際合作部副主任
玉 宝	国家林業局管理幹部学院国際合作部技術助理

〔調査団〕

松本 高次郎、宮菌 浩樹、佐藤 英章、足立 佳菜子、李 飛雪、澤池 多恵子、李 春燕

議事内容:

要請内容の確認

足立 人材育成のテーマは、集体林権制度改革、国有林場改革。

重点対象は、集体林権制度改革は県・郷鎮レベルの林業職員と林農、国有林場改革は林場幹部。

パイロット省は、集体林権制度改革が四川と陝西、国有林場改革が広西と寧夏。

プロジェクト期間は4年間。長期専門家は3名。

管理幹部学院がカウンターパート(C/P)となるが、実際の人材育成はパイロット省の林業庁や林業学校が行う。

王 ほぼ同意。パイロット省で取り上げるテーマは集体林権制度改革と国有林場改革に分けず、4省でそれぞれ2テーマ両方を対象にしたい。2つの改革は国の林業政策にとってどちらも重要なテーマである。パイロット省でも2つの改革は両方とも取り組まれており、JICAプロジェクトを機に改革を推進したい。省レベルの研修機関は2テーマを取り上げても十分対応できるだけのキャパシティがある。2テーマの研修を行うことは、1テーマを深く掘り下げるよりも、効果大きい。改革の中身が異なるため、改革の制度に関する研修は違ってくるが、森林経営技術は共通である。

主な協議事項

足立 プロジェクトの目的は、両改革に対する効果的な人材育成方法・体制の整備。

プロジェクトの構成(アウトプット)は、人材育成方法の整備、人材育成体制の整備、関連情報の蓄積である。研修対象者は県以下のレベルに重点を置くが、中央や省の幹部への研修も必要に応じて行う。研修方法・内容は対象者に適したものを検討する必要があり、末端レベルを対象にする場合は現地での研修が多くなると思われる。実施体制については、省林業庁を中心に、省林業学校、県林業局、郷鎮の林業ステーション等を巻き込んでいくことが必要だと考える。

プロジェクトは2大改革に必要とされる人材育成を目標としており、2大改革を推進する中央からも助言を頂きたい。そのため国家林業局内に指導者グループを設置して頂きたい。

幹部学院には、セミナーやシンポジウムの開催、パイロット省の成果の他省への普及を通じ、両改革に貢献する幹部を育成することを期待したい。

王 プロジェクトの目的は体制整備ではなく、「林業分野の管理者、末端農民を育成し、2大改革の実施、管理レベルが向上し、改革が推進される」としたい。

人材育成方法については同意する。対象者のレベルによって研修方法は異なり、省幹部は管理幹部学院、県レベルは省の林業学校、郷鎮・村レベルは県や郷鎮の林業担当者が地域で研修・指導を行う。

研修体制の整備については具体的にどのようなことを指すのか？

実施体制は、現行プロジェクト同様、合同調整委員会を設置する。メンバーは政策決定に関与する者で構成され、具体的には国家林業局の国際合作司、人事司、管理幹部学院、農村林業改革発展司、国有林場・林木種苗作業総ステーション、パイロット省の林業庁からの参

加が考えられる。

また、国家林業局人事司を長とし、国家林業局農村林業改革発展司、国有林場・林木種苗作業総ステーション、パイロット省林業庁人事処、その他関係部署からも参加してもらって「研修調整連絡会議」を設置したい。

国家林業局の指導者グループは設置する必要なし。現行プロジェクトでは予算運営や指導体制について助言を必要としたが、既にメカニズムが確立している。

管理幹部学院の役割は、省レベルの研修とセミナー開催であるが、対象省はパイロット省だけでなく全国の幹部も参加させ、成果普及を図りたい。管理幹部学院が中国側のプロジェクト総括となる。

- 足立 省を対象とするセミナーやシンポジウムについては、プロジェクトの成果普及のためにも、パイロット省以外の省からも幹部が参加することは望ましいと考える。
検討が必要なのは、プロジェクト目的と実施体制である。
中国側が提案する「林業分野の管理者、末端農民を育成し、2 大改革の実施、管理レベルが向上」という目的のためには省全体の研修が必要となるが、本プロジェクトで研修可能な対象者は省の一部だけであり、省全体のレベル向上は難しい。プロジェクトでは適切な研修方法・内容を検討し、プロジェクト終了後も中国側が研修を継続・普及できる体制を整備することを目的とした方がよい。プロジェクト終了後も継続していく仕組みを作れば、プロジェクト終了後も中国側で研修継続が可能となり、人材育成や改革の推進につながる。
- 王 省ごとに状況が異なり、多少に普及できる研修方法・内容ができるか疑問である。
- 足立 省ごとに事情が異なる点は理解できるが、パイロット省での成果はサンプルになり、他省の取り組みに適した方法を模索する上での参考になるだろう。
- 宮菌 各省において既に各改革に関する人材育成について何らかの取り組みがなされていると思われる。プロジェクトでは既存の取り組みを補完することになる。改革の進捗や事情の違いによって異なった内容になるかもしれないが、共通する部分もある。プロジェクトを実施する中で明らかになる共通部分は、全国に普及し、共有可能であろう。
- 足立 合同調整委員会や研修調整連絡会議のメンバーについては、国家林業局も含めて来週後半の会議で明らかにしたい。各省から参加するメンバーも検討が必要。
- 王 各省については、林業庁長、人事処、集体林権担当処、国有林場担当処、計画処(予算担当)、外事処、林業学校(研修拠点)が考えられる。
- 足立 パイロット省の選定基準はどのようなものか。広西自治区については、国有林内の商品林比率が高いと聞く。西部地区の国有林の特徴は生態公益林が多く、そのため伐採ができずに収入手段がない点が問題となっているが、商品林の多い広西自治区はパイロット省としてどのようなモデルになり得るか。
- 王 西部地区の国有林場については、寧夏自治区は 100%生態公益林であり、四川省も長江上流区域であるため生態公益林が多いなど確かに公益林が多くなっているが、中国全体としては生態公益林だけでなく商品林も重視している。早生多収穫林基地整備事業は商品林を対象とした施策であり、木材を中国内で生産することを目指している。そのため、商品林が多い広西自治区においてプロジェクトを実施する意義はある。また、どちらのタイプの林場でも近代化経営、森林知識といった共通研修が必要になる。
- 足立 四川省、陝西省は日中林業生態研修センター計画プロジェクトの経験があり、実施体制が整っている。これらを中心省として、新プロジェクトでは日中林業生態研修センター計画プロジェクトと研修対象が異なり、新しい取り組みが必要となり、中心省を中心に試行を行うのが効率的と考える。
- 王 パイロット省では同時に試行して欲しい。4 つの省に同時に指示すれば良い。指導グループの設置、省の実施方法・制度や規定の整備、県以下を対象とした研修計画プラン作成等の指示を出す予定。2 大改革の推進は急を要する事項であり、2 省が先、2 省が後、と悠長な対応は適切ではない。
- 松本 本プロジェクトの対象は県以下の郷鎮レベルを対象としており、現場に入っていく、試行錯誤が必要となると考えている。そうした深いレベルでの取り組みを 4 省同時に行えるキャパシティは専門家にない。専門家は中国の林業体制、郷鎮の様子、林業学校の現状等、各ス

テークホルダーのニーズ把握だけでもかなりの労力を必要とする。2 大改革の課題に役立つカリキュラム作成のために、現場のことも詳細に知る必要がある。

日中林業生態研修センター計画プロジェクトは各省共通な部分が多く、8 省を対象とすることができたが、本プロジェクトでは対象省の状況が異なるため、4 省を均等な密度では行えない。しかしながら、中心省以外を放置する訳ではない。

王 パイロット省に推薦した 4 省は林業学校の能力も高く経験も豊富である。4 省同時に推進することは可能である。

松本 2 大改革の政策と課題は中国国内で既に整備され、取り組みも始まっている。本プロジェクトで日本側専門家に期待することは何か。

王 日本もかつて国有林改革を実施し、6 万～10 万人の職員を 4,000 人まで削減したと聞いた。そのプロセスや従業員の雇用制度を参考にしたい。また、森林経営にも日本の経験を取り入れ、入札制度を導入し、市場管理を行いたい。

松本 4 省は様々な改革段階にあり、事情も異なるようだが、4 省の課題を洗い出し、そこから日本の経験と合致するところで協力してはどうか。

王 各省への個別対応ではなく共通点を抽出したらどうか。国有林場は事業体でありながら企業管理による独立採算制であり、伐採が禁じられている林場では木材以外から収入を得る必要がある(木材以外の工場経営、養鶏、農業等)。また、道路、建物、水道、電気といったインフラの立ち遅れも問題である。これらは各林場共通の課題である。集体林権制度改革については国家林業局農村林業改革発展司が作成した教材がある。内容は方針、政策の解説と通達書の取りまとめである。

松本 共通部分について日本の経験を紹介すれば良いのであれば、研修資料を作成して関係者に配布すればプロジェクトは終わってしまう。パイロット省を複数設ける意義もない。

王 日中林業生態研修センター計画プロジェクトを通じて、既に研修体制が確立し、研修カリキュラムを作成するノウハウはある。本プロジェクトでは講義を日中共同で行えばよい。

松本 本プロジェクトでは県以下の郷鎮、農民まで対象に含める予定であり、そのための研修体系は未整備である。その体系を構築していくのが本プロジェクトではないか。また、現場に近い対象者のニーズを把握するためには対象者と密接に関わる必要があり、各省ごとに現場のニーズまで把握する必要がある。そうすると重点省を設けて取り組まないと難しい。

足立 省レベルでは改革の考え方や課題など共通する部分が多いが、現場に近いほど研修ニーズが変わってくるため、きめ細かな対応が必要。また研修内容を活用してもらうためには活用するメリット(収入増や人事評価、名誉などの社会的メリット等)を示す必要がある。各省の林業庁、県林業局、郷鎮の林場ステーションと協力しながら効果的な人材育成システムを構築していく必要がある。

松本 構築した人材育成体制はそのままでは他省で使えない可能性もあるが、事例をいくつかあれば、共通する考え方や部分も出てくる。その共通部分を他省に普及していくのが管理幹部学院の役割。

王 プロジェクト要請時の考えは、西部は立ち遅れており底上げをしたい、情報不足で研修の必要性を認識していない幹部の理念を向上させたい、というものであった。こうした意識改革を図る上で、外国からの協力はインパクトが大きい。また、体制構築については実績が必要であり、なるべく多くの研修を実施すべきだと考える。

松本 各省や県の幹部への研修は日中林業生態研修センター計画プロジェクトの経験を生かして、プロジェクトの早い段階から開始できる。但し、現場に近いレベルの人材育成は状況も様々であり、ニーズに合わせたきめ細かい対応が必要になり、本プロジェクトで重点的に取り組む必要がある。また、末端での改革の取り組みを上層部へと伝えていければ、上層部と末端が一体となった改革への取り組みとなる(T 字型の取り組み)。

王 1 省だけを重点対象としても得られる教訓が少なく、他に応用できる体制構築も難しい。体制構築にはある程度の規模の研修を実施し、そこから教訓を得る必要がある。

足立 体制構築には概念だけでなく、研修実施が必要だという点には同意。だからこそ、密接に関わっていく中心省が必要となってくる。

王 パイロットとなる 4 つの省はいずれもカウンターパートであるが、中心省を設ける場合、4 省と

も県以上は取り組むが、中心省は郷鎮レベルまで対応するということか。あるいは中心省が先に取り組み、残り3省は後になるということか。

足立 日中林業生態研修センター計画プロジェクトで県レベルを対象とする研修体系は確立しているので、県の幹部クラス対象の研修は4省同時期に実施可能。

松本 中心省以外の3省での自主的な研修を支援していくことも可能。

王 パイロット省それぞれに日本人専門家を置く必要はない。合同会議、連絡会議があるので、情報は伝わる。中心省を置くと、他の3省は名目上はカウンターパートであっても実質的には異なると不満に思うかもしれない。プロジェクト実施時には、パイロット省に対して、指導グループの設置、実施規定・細則・指令の制定の指示を出す予定だが、関与の度合いが低くなると、パイロット省のインセンティブも下がってしまう。

宮菌 中心省を設けるかどうかについては現地視察も踏まえて改めて検討したい。

パイロット省については、プロジェクト成果を他省へ広げるための取り組みを行う省であるという点だけは確認しておきたい。

佐藤 日中林業生態研修センター計画プロジェクトでは研修ニーズの把握とカリキュラム開発はどのように実施したか。

劉 日本人短期専門家と合同でニーズ調査を行い、カリキュラムを開発し、研修終了後には受講生からアンケートを集め、研修の改善を行うというサイクルを確立していた。研修ごとの報告書に具体的な内容が纏められているので、参考にして欲しい。

以上

日時:2009年9月18日(金)09:00~11:45

場所:国家林業局会議室

出席者:

〔国家林業局〕

呉 友苗	人事司教育处处長
江 機生	集体林権制度改革管理弁公室副主任
管 長峯	国有林場・林木種苗作業総ステーション国有林場管理处処長
李 玲	集体林権制度改革管理弁公室
杜 書翰	国有林場・林木種苗作業総ステーション
王 驊	国際合作司
劉 凱峰	管理幹部学院国際合作部副主任
玉 宝	管理幹部学院国際合作部技術助理

〔調査団〕

松本 高次郎	JICA 中国事務所次長
宮 蘭 浩樹	JICA 地球環境部技術審議役
佐藤 英章	林野庁森林技術総合研修所経営研修課長
足立 佳菜子	JICA 中国事務所所員
李 飛雪	JICA 中国事務所所員
澤池 多恵子	有限会社エクンディア
李 春燕	通訳

議事内容:

協議のアジェンダ

宮 蘭 本プロジェクトのテーマは集体林権制度改革と国有林場改革の2大改革をテーマに、現場での研修を行い、関係者の能力向上を図るものであるが、単に研修を行うのではなく、その成果を中央の政策にフィードバックしていくことが重要だと考える。国家林業局には政策レベルでの協力をお願いしたい。

江 全く同意。これまでは植林等の技術面で協力を得ていたが、政策にインパクトを与える協力も必要である。本プロジェクトは、林業分野の人材が不足している西部を対象としており、両改革のニーズにも適合している。

足立 本プロジェクトは幹部から末端までを対象とした人材育成を行う。西部地区は広いパイロット省を設けて試行的に実施する。パイロット省は複数設ける予定だが、改革度合いの異なる省、他省への普及が参考になる省を選びたい。適切な実施体制を構築するためには、中央の他、省の林業庁、林業学校とも密接な関係を築く必要がある。

国家林業局内の2改革に対する実施体制

江 集体林権制度改革では「県は指導、郷は実施、村は調査、中央は部門サービス」と言われており、中央は政策を担う。省は中央からの通達書に従う。全国31省のうち30省が通達書に従った取り組みを始めている。県、郷鎮、村は実施を担う。予算は、中央と省が段階的に投入する。集体林権制度改革では投入の主体は省であり、中央は補助的な立場である。国家林業局は年間数百万元程度負担している。省では、2007年から3年間で1ムー当たり1元負担している。中国の集体林の総面積は25.48億ムーであり、地方支出は25.48億元である。今後は1ムー当たり2元を予算化する予定だが、それでも不足している。予算については、市や県も負担している。

管 国有林場改革と集体林権制度改革は政策が似ている。実施体制は異なる。予算については、省に責任があり、中央は補助的な立場である。国有林場改革については国務院から通達はまだ出ていないため、補助金額も不明である。過去5年間、中央で改革の実施方法や対象を研究している。この研究結果は国務院から出る通達に反映される予定。通達が正式に出てから、本格的に改革を実施していく。

改革の進捗状況

江 集体林権制度改革については 30 省が中央からの通達を受けて省令を設けた。残り 1 省は上海市であるが、上海の集体林は 24 万ムーと少なく、取り組みの重要性は低い。省令が設けられた 30 省では集体林権制度改革指導者グループもしくは弁公室が設置された。19 省では省内で全面的に主体改革が推進されている。その内、福建、江西、遼寧、浙江、雲南の 5 省では家庭請負が完了している。

西部地域の進捗状況は数年前まで立ち遅れていたが、最近は急速に進んでいる。北西 5 省の内、陝西省は 2008 年末に 10 県で完了している。甘肅省は試行的に改革が進行している。西南の雲南省、貴州省、四川省、重慶市では取り組みが進んでいる。チベット自治区は集体林が少ない中で頑張っている。5 自治区の内、広西自治区と寧夏自治区は林権改革が進んでいる。広西自治区の集体林は 2.8 億ムーで全国第 2 位の面積を持ち、発展スピードが速い。寧夏は、かつては集体林が重要視されておらず、自然環境も不利であり、取り組みも遅れていたが、最近では宣伝効果もあり取り組みが進み出している。

全体の進捗としては問題なく、集団から世帯への権利移転が円滑に進んでいる。

課題は 3 点ある。

1 つは請負経営権を得た世帯の認識不足で、適切な森林経営がどこまで出来るのか不明である。北西地区は気候条件が悪く、林地から利益が得られるかどうか不明。土地の価値が低く、農民が土地を大切にしない傾向にある。華北は一人当たりの集体林面積が小さく経営が困難である。政府の政策に従って改革を進めるべきだが、現地事情に合わせることも必要。

2 つ目の課題は人材不足である。政策を推進する人材、測量や図面作成を行う技術者、人的・物的・財務管理を行う管理者が必要となるが、これら人材が不足している。

3 つ目は、請負後の関連政策の整備が遅れている点である。経営権や処分権の取り扱い、権利の移転、権利を担保とした融資制度、農村専門合作社、社会保険、種苗補助、公益林の取り扱い、森林伐採政策、森林保育基金の設置と関連政策等、様々な政策、制度が必要とされる。

管 国有林場改革は、山西、遼寧、福建、江西、湖南、重慶、寧夏の 7 省(自治区・市)を対象に、それぞれ県を選択して試行している。社会保障制度の整備、林場の類型化などを実施。国有林場改革の課題も 3 つある。

1 つ目は、インフラ整備の立ち遅れで、道路、水道、電気が未整備の林場が多い。

2 つ目は、全面伐採禁止による収入減である。

3 つ目は、林場と都市部の格差である。林場職員の技術と収入を向上する必要があるが、長期的な取り組みとなる。

国有林場改革の今後の方針は以下の 3 点である。

まず、生態公益林と商品林の類型化を進め、生態公益林には補助をしていく。

次に、国有林場の負担を減らすことである。国有林場には、学校、病院、村、公安があるが、それらを減らしていく。

3 つ目は、林場の生計向上である。養老保険には 3 割の従業員が未加入である。また基本医療保険制度は農村にはあるが、国有林場にはないので導入する。道路の修理・開通、水道の改善、電気の開通といったインフラ整備を進める。自営収入を増加させるための奨励政策も整備する。

改革の先行事例

江 南方では江西省、福建省が先行事例である。江西省では主体改革が終了し、請負が 82.5% となっている。各世帯に発行された林権証書は 650 万部である。

東北部の遼寧省、黒龍江省は国有林が多く、集体林は少ないが、従来から家族を中心としたグループ経営の習慣があり、集体林権制度改革に合わせて制度が整備されている。

北西では陝西省、甘肅省が先行している。陝西省では 10 県で改革が終わった。内 1 県は株主制度を導入した。甘肅省では世帯請負制度がうまくいっている県があり、国家林業局でも注目している。この県の経験、教訓を活かして全省に普及したいと考えている。

南西では雲南省で、省、市、県、郷鎮、村の党書記がリーダーとなり改革を推進する体制が構築されている。生物多様性の面では、雲南省は他国と共有する国際河川が省内に流れ、自然保護区の問題もあり、改革が困難である。

四川省、貴州省では改革が着実に進んでいる。

華北の平原部では山東省、江蘇省、山西省、華南では浙江省、広西自治区、海南省で改革が進んでいる。

- 管 国有林場は北方地区、華北、西部、南西に多く、その他の地域は集体林が多い。山東省、重慶市は国有林場が少ない。国有林場の広い地域の改革は困難である。
- 松本 江西省では集体林の請負が82.5%となっているが、残りの17.5%はどうなっているのか。
- 江 残りは、林権改革前に移転されていて所有権が不明なもの、集体林のうち生態公益林で株式所有されているもの、人口変動に応じた調整用に保留しているもの、国有林場や自然公園のような自然保護区のもの等である。
- 松本 集体林権が企業に移ることはないのか。
- 江 直接企業に移ることはなく、まずは農民に林権が移る。農民が林権を所有した後、荒地の場合一般入札によって競売することがあり、企業が応札すれば林権を購入できる。林地では出稼ぎが多く、林権改革によって得た林地を放棄して企業に売る人もいる。
- 松本 林権の移転は開始されているのか。
- 江 既に始まっている。
- 管 国有林場が集体林権を買うこともある。
- 松本 分配後の経営状況は見ているのか。
- 江 次のステップで見ていく。日本の森林組合は参考になり、中国でも農民専門合作社を組織する予定である。集体林権制度改革では先に林権を分配し、次に集団による経営に移る。

パイロット省候補

- 江 陝西省、四川省の推薦理由は次の4点。
第1に、改革の方向性が正確で進捗も速い。
第2に、改革の質の中身が良い。現場調査を行い、林権管理が正しく行われ、文書管理や証書配布、資料保存も適切になされている。陝西省が最も良い。
第3に、インフラの整備状況が良い。大規模研修施設も整っている。
第4に、2省の林業庁幹部は研修を重要視し協力に前向きである。中央との連携も図れる。
広西自治区の集体林は3億ムーで広く、少数民族も多いため、パイロット省とするインパクトや効果大きい。また、林権の形態が様々であり、課題もある。
寧夏自治区は北西に位置し、降水量が少なく森林にとって条件は悪い。土地を大切にしない傾向があるが、宣伝によって造林のインセンティブが高まっている。中央林業作業会議後、造林の模範として表彰もされている。また、中国三北保安林管理局の事務局は寧夏自治区の省都・銀川に置かれている。
- 管 西部12省のうち、広西自治区、陝西省は林業が重要産業である。広西自治区は商品林の面積が広く、ユーカリ等木材供給が多い。商品林は全国有林場の10%であるが、技術管理を向上し、早生樹種や、口径の大きい樹種を栽培する。
四川、寧夏は生態公益林が多く、これらは河川の上流に多く、自然環境保全のために重要である。

研修実績

- 江 集体林権制度改革に関する研修は、2007年、2008年と国家林業局人事司によって実施された。受講者は、省レベルの改革実施担当者と重要県の幹部である。内容は法律法規と知識の普及であり、具体的には林地請負に関する法律法規、林権管理の法律法規、組合設置等である。関係者を中央に招聘し、講義形式で行っている。2008年は200名の参加があった。2009年も2回実施予定である。課題としては、全国には2,800県あり、全てを対象にすることが難しいという対象範囲の問題、1回に2~3日という限られた日数で研修内容が不完全であるという問題、経費不足の問題がある。経費については、交通費は受講者が負担する

が、宿泊費、食費、雑費は中央が負担している。

プロジェクトへの提案(研修ニーズ等)

- 江 研修実績から以下2点を提案する。
まず、対象者を県、郷鎮、農民といった末端に重点を置くということだが、省レベルの政策指導者や行政担当者も対象に入れて欲しい。
次に、階層別の研修内容にして欲しい。幹部には政策や法律法規の実施理解、専門技術者には林権改革の計画作成や現場調査の方法、図面の書き方、GPS 使用実務等、農民には林権改革によって生じる権利と義務等を教えて欲しい。
実施方法としては、以下5点が考えられる。
第1に集中講義で、日中双方から専門家を講師として招聘する。
第2は現地視察で、集中講義の後、2日くらいで実施する。
第3はグループ討議で、参加者が互いの考えを述べ合う場を設ける。
第4はDVD、パンフレット、小冊子を配布する。郷鎮、村レベルの参加者は遠隔地に居住していて集中講義への参加はコストがかかり、参加が難しい。地域には夜間学校等の教育施設もあり、DVD や印刷物があれば、それら施設を利用した研修を行う場合の教材となる。
第5は国際交流で、日本人専門家の訪中、中国側カウンターパートの訪日研修を希望。
パイロット省は4省ということだが、対象範囲が狭すぎる。拠点は4省としても、対象を西部全12省にして欲しい。
- 管 国有林場改革研修についても、政策を推進する省レベル、実施者である末端と、2つのレベルでの実施を希望する。パイロット省で研修を試行実施し、成果を広める段階では拠点の4省から12省に拡大して欲しい。12省の国有林場数は多く、4年間で100回の研修を行ったとしても少ないくらいである。
- 呉 補足すると、政策に関する研修は中央、省レベルを対象として、中央で毎年実施している。しかし県以下を対象とした研修は少ないため、プロジェクトで末端レベルを研修対象の重点とすることに同意する。JICA プロジェクトは国レベルの協力プロジェクトであり、如何にその役割を果たすかを検討すべきである。まず、プロジェクト設計には国家林業局の関係者が全て関わるのが大切である。次にプロジェクトの限られたリソースを最大限に活かすことも重要である。試行の対象者を広げるために、マルチメディア教材を配布することも検討したい。日中林業生態研修センター計画プロジェクトからも得られる教訓はあるだろう。
ドイツのGTZは教材作成、PR資料の作成と配布を重視していた。本プロジェクトでも、実施期間や投入が限られている中で、教材や資料の配布を検討したらどうか。

国有林場改革の正式通達の見通し

- 宮 今後国務院から出される通達の中身はどのようなものか。
- 管 想定される内容は、生態公益林と商品林の類型化である。現在、国有林場は事業体でありながら企業経営をするという不明確な立場であり、両者を明確化させる。
西部地域は主要河川である長江や黄河の上流に位置すると共に、大型ダムもあり、それらの周囲にある林場では伐採が禁止され、生態保護が義務付けられている。従って、生態公益林では木材による収入はなく、企業管理は不可能であり、政府から補助金を含む支援が必要である。商品林は国有林場全体の10%程度であるが、木材経営が可能である。
以上について関連政策や支援政策が打ち出される予定であり、通達が出れば、中央から省に対して、目標、原則、方針を作成するように指示を出すことになる。
2008年、国有林場に関する日中シンポジウムが開催され、日本の国有林場改革の経験が活用できると考えている。
- 宮 まだ国務院から正式通達が出ていないということだが、現在各地で取り組まれている改革は試行であり、これから正式に取り組まれるのか。
- 管 現在の取り組みは、2003年に国務院が出した「林業発展の加速に関する決定」という通達に従った改革である。現在発行が待たれている通達は、2003年の通達を補足して詳細化するもので、これまでの改革実践によって明らかになった問題を改善するためのものである。

ドナー支援

江 集体林権制度改革に関し、EU が資金を負担し、FAO が実施するプロジェクトがある。予算は270万ユーロで、協力期間は3年間。資金負担はEUが220万ユーロで、残り50万ユーロをFAOと中国が負担する。内容は、移転政策に関して取引サービスの支援、農民専業合作社政策の支援、情報交流の促進等である。

実際の伐採について

佐藤 伐採を実際にやるのは誰か。

江 伐採は許可証を持った人しかできない。伐採の許可を得るためには複雑な手続きが必要。現在、伐採の簡易化を目指して200県で試行的伐採が行われている。手続きの簡易化、各農家グループによる伐採計画作成、全面伐採という3段階を経る。

日本の伐採はどうなっているのか。

佐藤 日本は計画伐採を行っている。木材の搬出には大型の資機材が必要になるが、農民が各自で資機材を所有しているのか。

江 農民が自ら搬出を行っているか、大手の専門業者が行っている。木材の伐採と輸送にはライセンスが必要になる。

佐藤 国有林場ではどうか。

管 すべて林場自らがやっている。

協議のまとめ

足立 パイロット省は4省では少ない、研修は100回以上実施してほしいという意見が出たが、プロジェクトだけで西部地区全体の人材育成を完結することは難しく、プロジェクトではあくまでも試行を行い、中国側が成果を普及していけるモデルを構築するようにしたい。限られた予算の中、教材配布という手段を用いて、パイロット省から他省に成果を普及していきたい。プロジェクトでは研修体制を開発し、他省が応用できる方式を示したい。人材育成は長期的であり、プロジェクト期間の4年間だけでなく、継続性が不可欠である。

中国の政策制度、予算を踏まえ、有効な体制を国家林業局と一緒に考えていきたい。

管 対象が北京と4省だけでは少ない。管理幹部学院が実施する研修では、4省だけではなく、西部12省、できれば全省を対象にして欲しい。省での研修は、その周辺の省も招いて欲しい。

足立 省幹部の研修はパイロット4省以外の省からの参加も考えている。

省を跨る研修については、日中林業生態研修センター計画プロジェクトで実施したが、他省からの参加者を入れるのは手続きが複雑になるという問題があると聞いている。また、通常昇が実施する研修は省内を対象としているため、複数省を対象とした研修はプロジェクト終了後の持続性の問題もある。参加者にとっては他省で同じ取り組みをしている人と交流し視野が広がったと評判が良いので、本プロジェクトでも他省から招くというニーズがあれば検討の余地はある。

呉 プロジェクトを実施する段階で詳細を決めればよい。

松本 両改革推進のためには、国家林業局に深く関与してもらう必要がある。日中林業生態研修センター計画プロジェクトでは6大林業重点事業を担当する全ての部署から指導グループに参加して頂き、講師手配やカリキュラムの助言をしてもらい、プロジェクト推進に貢献して頂いた。本プロジェクトに関しても、プロジェクトの現場での取り組み、成果、失敗を中央の国家林業局にフィードバックしていくことが改革にとって重要だと認識している。

呉 人事司としても、プロジェクトに協力するし、他司についても協力で問題はない。

以上

日時:2009年9月21日(月)15:10~17:45

場所:陝西省林業庁

出席者:

[陝西省林業庁]

殷 龍	林業庁副巡視員
辛 占良	省林業庁国際プロジェクトセンター主任
温 臻	省林業庁国際プロジェクトセンター副主任
李 璞	林業庁科教外事処調研員
趙 少毅	省林業庁林権改革処副処長
程 世斌	省林業庁林場ステーション科長
呉 普侠	省林業庁林権改革処科長
杜 増宝	教育研修ステーションステーション長
王 中全	教育研修ステーション副ステーション長
邵 金輝	教育研修ステーション副ステーション長

[国家林業局国際合作司]

劉 立軍	国家林業局国際合作司処長
------	--------------

[国家林業局管理幹部学院]

劉 凱峰	国家林業局管理幹部学院国際合作部副主任
蘇 秀麗	国家林業局管理幹部学院国際合作部副教授

[調査団]

宮 菌 浩樹	JICA 地球環境部技術審議役
足立 佳菜子	JICA 中国事務所所員
澤池 多恵子	有限会社エクシディア
李 春燕	通訳

議事内容:

陝西省における集体林権制度改革の状況

趙 陝西省の面積は2,0.58 万㎡、林地は1.84 億ムー(約1,227 万 ha)、内集体林は1.33 億ムー(約887 万 ha)、国有林は0.51 億ムー(約340 万 ha)となっている。

集体林権制度改革は陝西省では2006 年から取り組みが開始し、2007 年に省政府から通達が出され試行が始まった。10 県を選び、林権を家庭に移転する試みを行った。2008 年11 月時点で、試行対象の10 県の集体林2,190 万ムーの内2,120.1 万ムーで林権の移転が終了、林権移転が完了した2,120.1 万ムーの83.4%が家庭による請負となっている。8,000 万ムーの集体林は家庭に分配する。残りの5,300 万ムーは、経営主体が不明、経営メカニズムが未整備、林権を所有する集体(郷鎮、村)が不明といった問題があり、林権の移転を保留。

10 県での試行が開始して1 年余りが経過し、2 点の顕著な効果がある。まず、経営主体が家庭となったことで森林経営の意欲が高まり、造林や植林のために約6,000 万元が投資された。第二に森林経営に対する投融资システムが拡大された。

試行する上で重点を置いているのは、財産権の明確化、契約手続きの厳格化、林地の境界実地測定、指導グループの強化、の4 点である。

2009 年1 月に中央から徹底的に推進するという通達が出ている。

陝西省での集体林権制度改革の全面推進

趙 まず中央の林権改革の意図を省レベルで理解する。

次に省において改革推進のための実施計画を立案する。

第三に、集体林の中には国有林場が委託を受けて代行管理している所もある。そのような公益林に対する補償制度を確立する。

第四に、改革を高度に推進するため、省の高いレベルでの会議を招集する。

第五に、改革を着実に実施し、深化する。省の農村信用協同組合と協力し林権を抵当にし

た融資制度を確立し、伐採手続きを簡素化し、林権の効率的な移転方法を探っていく。

集体林権制度改革の推進体制・指導体制

- 趙 省や市は改善指導を行い、県は実施し、郷鎮、村は実務、となっている。直接農民を指導するのは郷鎮の林業普及ステーションである。県の林業局が行うこともある。
- 澤池 林業ステーションは全ての郷鎮にあるのか。
- 殷 郷鎮の林業ステーションは1,089カ所あり、職員数は5,044人である。市の林業局は282人、県の林業局は2,562人で、合計7,888人となる。

集体林権制度改革に関する研修についての意見

- 趙 第1に農民の林権改革に対する意識の向上を図って欲しい。林地の権利を得ても利益を生み出そうという意欲が乏しいケースがある。
- 第2に末端を対象とする研修体制の確立して欲しい。陝西省には幹部や管理者に対して行政管理の一環で研修を行うことはあっても、農民レベルに研修を行うシステムがない。
- 第3に農村の林産業への資金投入が必要である。これは研修への提言ではないが、プロジェクトの中でモデル的に産業に補助を与えて欲しい。
- 集体林権制度改革には、あらゆるレベルに関わる人がおり、対象人数は膨大。
- 宮菌 農民は林業技術が不足していると聞く。本来、農民は誰が指導すべきか。
- 趙 郷鎮の林業ステーション職員が指導すべき。また、県も技術普及を行う。
- 宮菌 農家の生計向上にとって林業が占める重要さはどうなっているか。
- 趙 林業が占める割合は農業に対して小さい。
- 宮菌 その場合、林業に関する技術研修に農民は参加しようとするだろうか。
- 殷 技術研修が、農家の収入向上のために役立つとなれば、農家は参加したいと思うだろう。

国有林業改革について

- 程 国有林場は陝西省の山地に位置する。国有林場数は現在258カ所で、黄河流域に165カ所、長江流域に93カ所ある。258カ所の内、省が管理している林場は26カ所、その他は市や県が管理している。従業員数は25,905人で、内現役が19,213人、退職者が6,692人である。国有林場面積は5,792万ムー(約386万ha)で、林地面積は5,568.6万ムー(約371万ha)、森林蓄積量は2.3億m³。森林面積は41.3%で、森林蓄積量は74.2%となっている。
- 改革の初期段階として、2003年以降は現地調査を実施した。まず基礎調査を行い、資源、人、インフラ施設、課題を確認した。2005年には宝鶏、2008年には延安を対象として調査した。他省の国有林場の視察も行っている。2004年から2009年まで、主に国有林場クラスの職員が、延べ220名視察している。広西チワン族自治区、福建省を見学した。また、国レベルで実施される管理者を対象とした研修や座談会に出席している。

国有林場改革の内容と課題

- 程 改革は、生態公益林と商品林の類型化、国有林場のニーズ確認という2面から実施される。予算面では、改革に必要な原価計算を行い、経費の財源を確認する。そのために、林場の債務、未払い給与、未払い退職金、補助金の支給等も林場ごとに調査する。また、政策整備も行っている。余剰人員や従業員の資質、技術研修の実施状況を確認している。国有林場長のうち中級資格取得者は40%未満、従業員のうち短大以上の学歴を持つ者は28%。国有林場の待遇が悪いという理由で人材の流出も多い。新入職員の就職希望者も少ない。

JICAプロジェクトの研修ニーズ

- 程 国有林場に関する研修は、省、市の主管部門に対し、合理的な計画推進のための手法解説を行って欲しい。JICA技術協力では、省内の研修機関の研修レベルが向上し、受講生の意識や技術レベルが向上することを期待する。
- 宮菌 現在の国有林場の研修形態はどうなっているのか。
- 程 陝西省林場ステーションが研修を実施。受講者は主に林場長や市・県の管理部門の職員。

- 宮 林場ステーションという組織は何か。
 程 林業庁の外郭団体で、主に国有林場を管理している。業務の一環として研修も行う。
 杜 林業庁傘下には業種別にステーションが設けられていて、各ステーションは配分された予算の中で業務を行い、業務上必要であれば研修を行っている。各ステーション共通のテーマがあれば特別会計が計上される。プロジェクトが発展改革委員会の下に設置されれば、特別会計となり、教育研修ステーションが研修を実施する。
- 辛 林業庁の各ステーションや事業体は業務に必要な関連研修は行っているが、専門技術に関する研修は教育研修ステーションが行う。
- 足 集体林権制度改革の業務や研修はどこが担当しているのか。
 趙 林権改革処が担当となるが、本格的な研修は実施していない。セミナー等で政策普及のための解説を行っている程度である。

省教育研修ステーションについて

- 宮 教育研修ステーションは研修回数が増えた場合、やっつけていけるのか。
 杜 問題ない。
 足 教育研修ステーションは林業関連のステーションからの研修の相談を受けたりして、省全体の研修計画を調整しているか。
 杜 研修の調整はしていない。各ステーションは業務内容に応じて業務経費の中から必要に応じて研修をしている。
- 宮 林業庁と教育研修ステーションの連携は強くないということか。
 杜 教育研修ステーションは林業庁の傘下にあり、施設は林業庁の敷地内にあり、両者の関係はよい。

林業分野の国際プロジェクトの経験

- 辛 現在実施されている国際プロジェクトは3件で、ドイツ、円借款、小淵基金が支援している。全て造林事業であり、ドイツの事業は30万ムー、円借款事業は150万ムー、基金の事業は1万ムーの造林を行う。3案件とも活動の中に研修も含まれている。しかし研修費用が特別に設けられている訳ではなく、造林に必要な簡単な技術指導が行われている。国際協力プロジェクト終了後も研修は継続的に実施される必要がある。造林は終わっても、それら樹木を如何に収入につなげるか、また保育していくか、樹木の管理を任された対象農民に研修が行われるべきである。
- 足 対象となる農民の人数は多く、学校での講義形式での研修では限界がある。農民の人材育成は省が持続的な方法を考えていかなければならない。例えば、郷鎮の林業ステーションを通じた技術指導という形式も考えられる。
- 杜 その通りである。
 辛 県レベルの弁公室を対象にした場合は省での集中講義も可能だが、農民レベルは困難。これまでドナーとの協力プロジェクトでは県レベルを対象に行っていた。研修のやり方は、省内の専門家が県の林業職員に技術を教え、県から農民に現場指導していた。
- 足 対象者によって研修方法、場所、教材等は変わってくる。プロジェクトでは、中国の実状と合わせて、効果的で効率的な方法を共に探していきたい。
- 宮 プロジェクトの狙いは、末端の農民まで研修可能な体制作りである。研修の回数を多くすることが目的ではなく、システムを作ることである。また、国有林場の課題に余剰人員の再就職のための職業訓練が挙がっていたが、プロジェクトの狙いは国有林場の森林経営であり、余剰人員の転職のための職業訓練はプロジェクトの対象ではない。
- 程 国有林場改革に関しては、国務院から改革の通知が公布されていないため、まだ改革は実施されていない。
- 足 林場ステーションで研修する場合の研修費用は誰が負担しているのか。
 程 研修費は受講者と主催者の双方が負担している。自由参加であり、費用が負担できない場合は参加していない。
 杜 教育研修ステーションは機能の変更が行われ、学歴教育や生涯教育は学校から切り離され、

研修専門の組織となった。そのため学校の名称も「教育研修ステーション」となった。現在は予算がないため、業種別研修が実施できない。

足立 省レベルの研修機関は1つだけか。

杜 教育研修ステーションのみ。市に林業学校のようなものがある場合もあるが、規模は小さい。

予算について

足立 陝西省でプロジェクトを行う場合、必要な予算が省から配分されるのか。

殷 良いプロジェクトだと判断すれば、プロジェクトに省は予算をつける。例えば、三北造林事業では1ムー当たり1元の投入をしていたが、ドナーが1ムー当たり数百円を投入し、成果を上げた。そこで、省は1ムー当たり千円で造林を始めた。このように効果があると認識されれば省予算をつける。JICAプロジェクトに関しても、効果が確認されれば予算をつける。

以上

日 時:2009年9月21日(月)18:00~19:30

場 所:陝西省林業庁教育研修ステーション(旧・林業学校)

出席者:

[陝西省林業庁]

李 璞	林業庁科教外事処調研員
杜 増宝	教育研修ステーションステーション長
王 中全	教育研修ステーション副ステーション長
邵 金輝	教育研修ステーション副ステーション長

[国家林業局国際合作司]

劉 立軍 国家林業局国際合作司処長

[国家林業局管理幹部学院]

劉 凱峰	国家林業局管理幹部学院国際合作部副主任
蘇 秀麗	国家林業局管理幹部学院国際合作部副教授

[調査団]

宮 藺 浩樹	JICA 地球環境部技術審議役
足立 佳菜子	JICA 中国事務所所員
澤池 多恵子	有限会社エクシディア
李 春燕	通訳

議事内容:

杜 教育研修ステーションは林業分野の専門機関であり、研修経費予算で行われる研修を実施している。独自の研修としては、資格試験の研修を有料で実施している。

林業庁の各ステーションも業務の一環で研修を実施している。

足立 研修コースが設けられる過程はどうなっているのか。

杜 本来であれば、林業庁の各部門のニーズを取りまとめ、林業庁が教育研修ステーションに研修依頼をするべきだが、予算のルートの関係で体系化されていない。林業庁の各部門からの委託研修はない。教育研修ステーションで実施する研修については、誰を対象にどのような研修を行うかは教育研修ステーションで決める。

現場での研修も実施している。例えば天然林保護事業は県の林業局を対象に、現場で研修を実施している。但し、範囲が広く、交通機関の制約もあり、対象者は限られている。

現場で研修を行う場合は、農民も資料を受け取りにやって来ることがある。

足立 教育研修ステーションが保有している車両数は何台か。

杜 乗用車が1台だけである。必要なときは、林業庁から車両を借りている。

宮 藺 県を対象に研修を実施する場合、どのような手順で実施しているのか。

杜 まず経費を確保して、それから計画を立てる。国の事業の場合、研修費が来たら、林業庁資源局(国有林区の管理担当部署)と共同で開催案内を出す。

足立 国の事業は省の予算とは違うということか。
 杜 事業ごとに予算配分される。事業の名目で、国から省に資金が流れる。
 天然林資源保護事業には研修予算があるため、その研修が実施できる。退耕還林事業でも
 研修実施を申請しているが、財政庁で検討しているところで実施に至っていない。
 足立 質問票の回答を見ると、2008年から2009年にかけて予算が増えているが、その理由は。
 杜 人員増の計画があり、人件費分が増えている。
 宮菌 教育研修ステーションで開催される研修頻度はどのくらいか。
 杜 1つのテーマを年3～5回実施している。実際に研修を行っているのは月に1週間ほど。
 宮菌 予算があれば、もっと研修回数が増やせるか。
 杜 そのキャパシティはある。研修を実施していない時は、林業庁からの問い合わせに対応す
 るといった業務もある。

以上

日 時:2009年9月22日(火)13:25～15:30

場 所:陝西省銅川市耀州区関庄鎮楊塬村

出席者:

[陝西省林業庁]

李 璞 林業庁科教外事処調研員
 呉 普侠 省林業庁林権改革処科長

[陝西省銅川市]

張 北社 銅川市林業局チーフエンジニア

[陝西省銅川市耀州区林]

趙 武栄 銅川市耀州区林業局副局長
 董 景東 銅川市耀州区林業局股長

[陝西省銅川市耀州区関庄鎮]

焦 紀国 銅川市耀州区関庄鎮政府武装部部長
 邱 成保 銅川市耀州区関庄鎮政府林業員

[陝西省銅川市耀州区関庄鎮楊塬村]

翟 兩京 銅川市耀州区関庄鎮楊塬村主任(村長)
 譚 軍社 銅川市耀州区関庄鎮楊塬村共産党支部書記
 謝 文学 銅川市耀州区関庄鎮楊塬村組長
 姚 軍義/張 樹成/郭 林/杜 少志/張 正川
 銅川市耀州区関庄鎮楊塬村村民

[国家林業局国際合作司]

劉 立軍 国家林業局国際合作司処長

[国家林業局管理幹部学院]

劉 凱峰 国家林業局管理幹部学院国際合作部副主任
 蘇 秀麗 国家林業局管理幹部学院国際合作部副教授

[調査団]

宮菌 浩樹 JICA 地球環境部技術審議役
 足立 佳菜子 JICA 中国事務所所員
 澤池 多恵子 有限会社エクシディア
 李 春燕 通訳

議事内容:

陝西省銅川市について

銅川市は、西安、安康に次ぐ陝西省第三の市で、西安(長安)に次ぐ長い歴史を持つ。人口 86 万人、面積 3,882 km²。主要産業は石炭、木材等。市内には 3 つの区、1 つの県がある。

銅川市躍耀州区関庄鎮楊塬村について

翟 楊塬村は銅川市躍耀州区関庄鎮にある村で、陝西省が集体林権制度改革の試行を行った県(区)の一つ。楊塬村は人口 1,028 人、林地は 6,000 ムー以上、荒廃地は 8,000 ムー、農地は 4,000 ムー。村内には 7 つのグループ(地区)に分けられ、地区ごとに活動を行っている。村民 1 人当りの林地は 9 ムーで、1 世帯当たり通常 4 人家族なので、1 世帯の森林保有面積は 30~40 ムーとなる。

集体林権制度改革の実施プロセス

翟 村民の間で改革案が討議され、村民大会で 2/3 以上の同意を得た。その結果を県の専門家
に報告し、林地の面積や境界が決定され、農家へ林権が配分され、証書が発行された。

林権の配分について

翟 村民大会で林権改革の実施が決まった後、各農家が申し込み、皆で確認しながら決定した。複数の農家が 1 つの土地を争うこともあり、調停を行った。解決のために話し合いを重ねたこともあれば、長老に判断を委ねたこともある。地域によってはくじで決めたりもしている。少数ながら、林権不要という村民もいて、そうした農家には分配しなかった。林権を得た面積は各農家によって違う。立地条件の良い林地は面積が少なく、林地条件の悪いところは面積が多いように配分した。荒廃地も分配し、14,000 ムーの林権を分配した。

林権改革によって生じた義務と権利

村民 林権を得た森林から得られた収入は、決められた額を国に納付しなければならないが、残りは家計収入となる。公益林については保育・管理をしなければならないが、きめられた補助金が出る。義務と権利については協議書に明記されている。協議書とは林権譲渡の際、法定代表人(村長)と村民が署名する契約書のようなもの。荒廃地については植林の義務がある。植林については苗木を配布することもある。三北保安林事業については苗木の配布があった。苗木は外部から購入することもある。

林権改革が与えたインパクト

村民 集体(村)で管理していた時は、経営意欲は沸かなかったが、林権の証書をもらったことで、経営意欲が増した。しかし、林業の請負は難しい。国の支援や補助が、以前は林業だけではなく、水利関係の部署からも補助が出ていたが、今は林業だけの補助となった。現在の 1 ムー当たり 5 元という補助は以前より少ない。広い荒廃地には投資が必要で、補助が足りない。全体的には、林権改革前より今の方が随分良くなっている。

林地の評価

劉処長 林権改革には、林地の評価を行う人が必要になる。林業資産評価士という制度を広めることが課題である。現在は中央にのみいるが、全国的に林権改革を展開するためにも、林業資産評価士は各省で必要となる。林業資産評価士以外が評価した土地評価は無効となる。

公益林について

村民 公益林については国や省から補助が出る。村内には 1,900 ムーの公益林があり、村内の森林の 40%を占める。公益林には 1 ムー当たり 5 元の補助が出ている。但し 5 元の内 0.25 元は省が保留し、残りの 4.75 元が公益林を管理している農家に渡される。この補助金は省の財政状況により金額が異なり、浙江省では 1 ムー当たり 20 元の補助金が出る。決められた管理がなされていない場合の罰則はあり、協議書に記載されている。管理されないために損失が大きい場合は、管理者である農家から公益林を没収する。補助が出るため公益林管理のインセンティブはあるが、技術が足りない。公益林の管理については、県の林業普及ステーションが郷鎮の林業ステーションに指示し、農民は郷鎮の林業ステーションの指示に従う。

森林の管理・経営について

村民 森林管理は、基本的に家族単位で行っている。林地が広い世帯では人を雇用することもある。また、グループで管理を行っている所もある。森林の保育・管理技術のレベルは高くない。初歩的で、穴を掘って苗を植え、家畜に食べられないようにパトロールする、といった程度である。接木はどうするか、肥料はどうするか、といった知識がない。
林権を得た後、経営権を他者に与える場合もあるが、林地を貸す側がお金を支払って経営してもらおうことあれば、借りる側が賃貸料を払う場合もある。いずれも交渉次第。

農業技術者を核とした技術指導

村民 耀州区には区独自の「農業技術者」という制度がある。区内の189の村から50名の農業技術者を選び、農業技術者に対して年500元の報酬を払う。農業技術者は報酬の対価として、地域の農業技術普及を行わなければならない(文書化した契約書がある)。農業技術者は区の林業普及ステーションで説明を聞き、村で農民に指導する。これまで、果樹の接木のタイミング、防虫防除、肥料の与え方、剪定方法といった技術が教えられた。農民が技術で分からないことがあると農業技術者に相談し、農業技術者は区の林業普及ステーションに解決方法を教えてもらう。各村に農業技術者がいるわけではないので、農業技術者のいない村にも教えに行く。その場合は徒歩か自転車に乗って行く。農民技術者が区の林業普及ステーションの指導を受ける時は、鎮の林業担当者も同行する。しかし鎮の林業担当者は1名であり、管理も技術研修も多くはできない。農業技術者制度は3年前から始まった。以来同じ人が農業技術者になっていて、今後も継続する予定。技術は人に蓄積しており、交代してしまうと意味がない。

農業技術普及ツール

村民 村にはカレンダーが配られ、そのカレンダーにはいつ頃、何をすべきか注意事項が書かれていて参考になっている。
呉 林権改革用のカレンダーもあり、政策の内容が分かりやすく解説されている。

村民の研修ニーズ

村民 適地適住で、その土地に適した樹種を教えて欲しい。これまで土壤に関して留意していなかったが、土壤の知識が欲しい。
用材林(ニセアカシヤ)は造林後、活着したものの伐採年齢に達する前に枯れてしまった。その原因を教えてください、保育技術を向上したい。

収入について

村民 主な収入源は農業。林業は請負が始まったばかりで、収益にはなっていない。
公益林は補助金以外にも、伐採が許されている部分で収益がある。商品林には補助金が出ない。生産した商品の流通ルートは確立しており、果業協会が買い付けに来たり、農民合作社が市場の仲介をしたりする。クルミや山椒は売れ行きが良く、価格交渉も可能。

用材について

宮菌 ニセアカシヤの用途は何か。
村民 炭坑の柱(坑木)に使われる。また、フローリングや椅子、机にも加工される。
澤池 伐採道具は各家庭にあるのか。伐採方法はどのようになっているのか。
村民 伐採道具は各世帯にある。伐採後は購入者が回収して運んで行く。購入者が伐採する場合もある。

以上

日時:2009年9月21日(月)15:00~18:00

場所:寧夏回族自治区林業局

出席者:

〔林業局〕

李月祥	副局長
平学智	事務局副主任
閻秀娥	人事教育処副処長
蘇亜紅	造林治砂処福処長
哈林	林権改革資源処副処長
王東平	計画財務処副処長
李懷珠	林木種苗管理總ステーション副ステーション長
何全發	林業国際協力プロジェクト管理センター主任
憑学軍	林業国際協力プロジェクト管理センター高級エンジニア

〔生態工程学校〕

石建寧	校長
丁学利	副校長

〔国家林業局管理幹部学院〕

王建子	国家林業局管理幹部学院 党書記
玉宝	国家林業局管理幹部学院国際合作部技術助理

〔調査団〕

松本高次郎	JICA 中国事務所次長
佐藤英章	林野庁森林技術総合研修所経営研修課長
李飛雪	JICA 中国事務所所員

議事内容:

<全般>

- ・ 寧夏自治区の国有林、集体林の比率。

林地全体 3266 万ムー

集体林地 1920 万ムー(約60%)

国有林地 1345 万ムー(約40%)

(※林地:寧夏では、1. 森林法の定めにより既に自然林のある場所、2. 人口造林した場所、3. 造林計画のある場所、4. 計画はないが造林に適した場所、の4つを合わせた場所を林地と呼んでいた。寧夏では「林区」という言葉はあまり使わない。「林場」は行政上の機構。一般には、「林場」とは、森林が存在しなかった場所において植林を行った場所であり、「林区」とは、原生林が存在した場所において木材生産を行う場所であるとされている。寧夏の地は、植生被覆が非常に少なく、そもそも原生林が存在した場所というものがないために、「林区」が存在しないものと考えられる。寧夏では、自然林のある場所の多くを、「林区」とは呼ばずに、「自然保護区」と呼んでいるようである。)

- ・ 降水量年間約200ミリ
- ・ 人口650万

<人事教育処>

現在実施している研修の概要(自治区全体)

- ・ 寧夏の林業系統の職員は約1万人、管理者は500人、技術者は3500人
- ・ 年間6000人の研修を行っている(自治区全体)
 - 管理者400名、専門技術者1600名、労働者3000名、農民1000名
- ・ 林業局は年間10~12回に分けて2000名を研修。

- ・ 研修実施主体のレベルは次の3層
 - ①林業局実施 ②市、県が実施 ③郷鎮が実施
 管理者に対しては法律・政策、技術者に対しては新しい技術理論、労働者に対しては実用技術の研修を実施。
- ・ 現場実習、遠隔教育、街宣車による農民への普及、遠隔教育なども実施。

研修計画の立案、予算

- ・ 林業局として計画を立案しているが、経費不足により計画通りに実施できない。
- ・ 市、県、郷鎮の研修実施状況について、林業局はある程度は把握している。
- ・ 林業学校については、林業局が研修内容を決めてこれを学校が実施する形。
- ・ 林業局の研修の大半を林業学校が実施。県、市、郷鎮の研修は林業学校に委託するケースもあるが、大半は各々の場所で実施。
- ・ 郷鎮が自律的に研修を実施するケースは少ない。大半は市、県の要求により市、県の経費を使って実施する。郷鎮が行う研修は短期間でピンポイントの内容で行うのが通常。
- ・ 研修費用について、包括的な計画はない。自治区には「100 万農民訓練のための計画」というのがあり、その中に林業分野も含まれ、毎年 100 万元を自治区より割り当てられている。
- ・ しかし、基本的に事業が始まらないと研修予算は来ない。様々な事業には大抵人材育成の経費が入っており、これを活用して実施している。林権改革の事業も始まれば研修予算が付くはず。

研修の希望

- ・ 現在の粗放的な管理を改めて生産性を向上するための研修と、森林防火のための研修。

<林木種苗管理総ステーション> (国有林)

業務の概要

- ・ 国家林業局内の林木種苗管理総ステーションとの対応をしている。
- ・ 主に国有林場のマクロ面の管理をしている。
- ・ 国有林場改革は、国家林業局が作成した方針を國務院に上げ、現在その批准を待っている。
- ・ 現在は国家林業局や自治区の指示により、国有林場改革の準備をしている。政策の勉強・研修や成功している林場の経験共有などに取り組んでいる。

寧夏の国有林場の概要

- ・ 寧夏には 97 ヶ所の国有林場があり、全て事業単位である。
- ・ 寧夏の国有林場は 100%生態林である(全国平均は、生態林 93%、商品林 7%)。
- ・ 補助金の現状については以下のとおり。
 - 国家重点公益林(全林地面積の1/3) 国より 5 元/ムーの補助金
 - 自治区重点公益林(全林地面積の2/3) 自治区より 4.5 元/ムーの補助金を与えられるが、現在のところ 10%しかもらっていない。
- ・ 上記補助金以外の経費は以下のとおり。
 - 林場数の 40% 主管する政府(県、市など)より必要経費の 100%を支給
 - 林場数の 50% 主管する政府より毎年定額支給、不足分は自己収入
 - 林場数の 10% 独立採算
- ・ 林場の独自収入の種類は以下のとおり。
 - 林業生産 育苗や経済林(果樹など)による収入
 - 緑化工事の請負による収入
 - 林場中の土地を職員に分け、何でも良いから生産してもら(農作や果樹など)
 - (少数だがどうしようもないケースは) 政府から来た補助金を直接職員に分配してしまう

研修のニーズ

- ・ 政策面と様々な経験について交流が必要。
- ・ 森林経営技術、経営計画の編成に弱い

- ・ 林木育苗、育種、山火事防止、森林造成技術の研修
- ・ 技術者や労働者の資格制度

<林権改革資源処> (集体林)

集体林改革に関する現状

- ・ 寧夏の集体林は林地の 58.8%、1920 万ムー。うち、灌木低木が 398 万ムー。
- ・ 寧夏は自然条件が厳しく、低木や防風保安林などが集体林の主体となり、集体林権制度改革は寧夏の自然条件下では難しい。
- ・ 国家林業局の政策により、以下 3 点を 2008 年より開始。
 - 地権の調査(集体林の現状調査)
 - 自治区政府に改革に関する提言(段階を経て改革を進めること)
 - 5つの県をモデルとして調査し、これから改革内容・範囲などを確定していく。
- ・ 3つの県と村の責任者を甘肅省の条件が類似の地区に派遣し、調査を実施した。報告内容を制度改革のため自治区政府に送付済み。内容は、改革の意義、目的、原則、業務内容、段階的推進、権利・利益の明確化など。これから批准。
- ・ 補助金については、2010 年、国が公益林の補助金の範囲を拡大する方向であると聞いている。自治区としても補助金の重要性は認識。
- ・ 権利分配の準備は進めているが、まだ全く実施していない。
- ・ 集体林権制度改革に関する指導部を組織した(内訳不明)。

集体林権制度改革に関する問題

- ・ 全国から比べると寧夏は最も遅れている省の一つ。改革はスタートしたばかり。
- ・ 経営権を確立しても、林地の中で農作や畜産を行っても自然条件が厳しく、収益を上げることは困難。
- ・ このため、農民の積極性も低い。農民が経営権を持った後、林地を放置する恐れがある。
- ・ これらの問題をどのように解決するかが、寧夏や西北地区の改革の主要課題。

研修のニーズ

- ・ 法律や技術は改革を進める基礎となる。各方面の技術、人材を借りて研修を行う重要性は高い。
- ・ 研修の対象
 - 市、県レベル:局長、課長等々の管理者
 - 郷鎮:林業従事者(ステーション責任者など)、代表性のある林農、農家、農民
- ・ 研修の内容
 - 管理者など:中国及び寧夏の基礎法、市民法、農村土地法等の法律、規定、政策
 - 林業従事者、林農など:政策、規定、判例、技術面、代表性のある林農には政策のPRも必要
- ・ これらの研修を通じて、各レベル指導者の政策実施能力向上、改革に関与する人の能力向上、林農からの質問に対する回答能力向上、農民の行動の積極化などを図る。
- ・ 研修計画は既に立案しているが具体性は無い。自治区の全体林業業務会議で決める方針に沿って進められる。県レベル林業局長、林業資源処長などが重点。
- ・ 幹部や林業学校関係者の訪日研修も有効。

<その他>

- ・ 国有林場改革、集体林権制度改革ともに外国からの協力は無い。
- ・ (指導グループ設立の可能性について聞いたところ)設立できる。
- ・ このプロジェクトが寧夏を対象として実施される場合、全力を尽くす。ぜひ、プロジェクトの対象にしてほしい。日本から過去、有償や無償、JOFCA、小渕基金などのプロジェクトがあったが全て成功したので、今回も成功できると考える。特に集体林権制度改革については、まだ白紙の状態でありプロジェクトを実施すればそれなりの効果が出るはず。

以上

日 時:2009年9月22日(火)9:30~12:30

場 所:樹新林場

出席者:

〔樹新林場〕

蔣 場長
王 副場長
陸 副場長

〔林業局〕

李 懷珠 林木種苗管理総ステーション副ステーション長
何 全発 林業国際協力プロジェクト管理センター主任
憑 学軍 林業国際協力プロジェクト管理センター高級エンジニア

〔生態工程学校〕

丁 学利 副校長

〔国家林業局管理幹部学院〕

王 建子 国家林業局管理幹部学院 党書記
玉 宝 国家林業局管理幹部学院国際合作部技術助理

〔調査団〕

松本 高次郎 JICA 中国事務所次長
佐藤 英章 林野庁森林技術総合研修所経営研修課長
李 飛雪 JICA 中国事務所所員

議事内容:

<全般>

- ・ 樹新林場は青銅峡市の西 10km に位置する(銀川より車で 1.5 時間程度)。
- ・ 1963 年設立。前身は農場。(質問に対し)元人民公社ではない。
- ・ 経営面積 21.8 万ムー。6つの支林場がある。
- ・ 40 年前は荒山の状態。土地のアルカリ化が深刻だったが、40 年の努力で変化した。
- ・ 838 名の職員。うち、270 余名は定年退職者。一部は街に住み、他は林場内に住む。
- ・ 寧夏の中では最大規模の林場の一つ。経営状況は比較的良い。
- ・ 市より定額の補助金を得ているタイプの林場。
(場内は所々に用水路(黄河の水)が敷かれ、数年から十数年程度の高木林地、低木、葡萄園、農地(とうもろこし、水稻など)、放置地などが区画を切った上で混在している。)

<経営改革、経営状況>

- ・ 1990 年代半ばに既に経営方式は遅れていた。当時は 100%市の予算で運営。その後経営改革を実施。一つは本部での集中管理を止め6つの支林場で経営を分担。もう一つは、集団経営から個人経営(林地、果樹園等を個人に請け負ってもらう)に変更。その結果ある程度の成果が現れている。
- ・ リンゴ、ナツメなどに力を入れてきた。
- ・ 育苗も力を入れてきた。育苗面積 2000 ムー/年。育苗売上は 3000 元/人。
- ・ 促成多収穫林も造林。5000 元/人をあげた人もいる。
- ・ 商品林の割合は 20%。
- ・ 間伐した木の用途の一つは緑化事業(街などに植える)。
- ・ この地域は国よりワイン生産基地に指定され、葡萄の栽培も開始。現在、外資(後述)、職員により 3500 ムーの葡萄園。売上は 3000 元/人。
- ・ 放置されている土地には保全林の植栽を勧奨。保全林を植えた人が所有し、保育も行う。伐採した際の利益の権利も得る。

- ・花の苗も作っている。平均収入は高い。
- ・ロバ、牛など木を食べない家畜の飼育も実施。
- ・現在職員の平均収入は20000 元/人・年
- ・林場としての蓄えはなく、赤字もない。公益業務が主なので、基本的に政府の投入で経営している。一部商品林の利益については、職員個人の収入になるか、電気代、水代などの経営費に充てている。
- ・林場の管理者及び技術者の合計は約70名。市政府の予算はこれら70名の給与でほとんど消える。林場の保育は十数人で実施。また、50名の火事消火チームが指定されており、手当が支払われる。
- ・職員数は漸減。技術性の高いポストか、生活困窮家庭の子弟が就職に困った際に、新規採用するケースはある。
- ・(個人経営の際、内容の限定はあるか?)職員でも外の会社でも良いが、林業を優先することが前提。
- ・(植林の義務は?)方向としては植えなければならないが、義務ではない。

<職員住宅訪問>

(1棟2世帯の2階建て住宅が60棟。新築のものもあり、良好。ただし、他にも場内に平屋の住宅が多数あり、こちらは古い。)

- ・1戸35000 円で購入できる。
- ・学校は林場外にある。(林場内に公共的施設は見あたらなかった。)
- ・ある家は30 ムーの果樹園を林場より借り、林場に借用料を払っている。借用は定年まで。
- ・ある家は果樹園で稼いでいるため、給与は支払われていないが、年間8 万円の収入を得ている。
- ・ある家は林場の専任業務はないが、様々な作業を実施することはあり、その際、50 ヲ60 元の手当が支払われる。

<樹木の伐採について>

- ・伐採の許可の条件は以下のとおり。ただし、伐採は基本的に間伐のみ許可。商品林でも許可が必要。許可者は自治区林業局。伐採については森林法に詳しく記載されている。
 - 生態環境保全に悪影響がないこと(周辺に十分な保全林がある、など)
 - 使える木材に成長していること
 - 自然災害や虫害などで全滅の場合

<場内のワイン醸造所>

- ・1998 年中国系カナダ人の民間投資で設立。
- ・林場より1 万ムー借りて葡萄園と醸造所を運営。林場には借地料が入るが、経営は一切関係なし。
- ・以前荒れ地であった場所を貸したところ、葡萄園となった。葡萄園でも砂漠よりは良い。
- ・50tの醸造槽が143 基あり。
- ・借地料は林場の不足資金と林場職員の社会保険費に充当。職員の給与にはならない。
- ・林場ではもう1社ワイン会社に土地を貸している。

<研修のニーズ>

- ・ここ数年職員の研修を重視。現場での勉強会も開く。研修は林場長以下の職員が相談して企画する。
- ・研修計画が資金や施設の問題で実施されないことも多い。現場での研修には限度がある。講師の手配や生産が忙しい時などにも課題あり。林場の近くに研修基地が欲しい。
- ・自治区、市が開く研修に参加したことはある。経費は一部負担の場合と無料の場合があった。
- ・現地の自然条件に適し、樹種に適した研修が必要。また、対象者ごとの内容が必要。管理者には森林経営、作業員には技術研修。
- ・林場長は、国有林場改革の法規、政策や、人的資源管理なども含む林場経営の経験について研修ニーズあり。ちなみに、国家林業局主催の林権制度改革に関する研修には、林場より2 名が参加した。

<その他>

- ・主に市の林業局と連絡している。財政局、人事局、水利局、牧畜局、土地資源管理局など。

以上

日時:2009年9月22日(火)15:30~17:00

場所:灵武白芨灘国家級自然保護区(大泉管理ステーション、馬鞍山管理ステーション)

出席者:

[自然保護区]

王 保護区管理局副局長

[林業局]

李 懷珠 林木種苗管理總ステーション副ステーション長
何 全發 林業国際協力プロジェクト管理センター主任
憑 学軍 林業国際協力プロジェクト管理センター高級エンジニア

[生態工程学校]

丁 学利 副校長

[国家林業局管理幹部学院]

王 建子 国家林業局管理幹部学院 党書記
玉 宝 国家林業局管理幹部学院国際合作部技術助理

[調査団]

松本 高次郎 JICA 中国事務所次長
佐藤 英章 林野庁森林技術総合研修所経営研修課長
李 飛雪 JICA 中国事務所所員

議事内容:

<全般>

- ・ 1953年設立の国有林地を核に、2003年より国家級自然保護区となった。
- ・ 総面積150万ムー。うち、自然保護区112万ムー、国有林場38万ムー。
- ・ 職員476人。
- ・ 砂漠化防止と野生生物保護が業務。
- ・ 3万ヘクタールの砂漠の拡大防止、緑化業務実施。
- ・ 治砂業務は1991年スタート。

<現場:大泉>

- ・ 過去、日本の植林無償(2001年)、円借款、JOFCAとの研究プロジェクト(1993年)、小渕基金による植林なども実施。
- ・ 黄河の水を引いて植林する場合と自然のまま緑化する場合の双方の事業を実施している。
- ・ アフリカ、中東などからの見学者もあり。
- ・ 日本の協力で成功した成果をモデルとして治砂事業を推進している。
- ・ ここで治砂事業を推進してきた人は非常に有名であり、国からも表彰されている。(王有徳氏)
(無償、JOFCA、小渕基金などの植林サイトとともに、広大な砂漠を大規模に緑化しているサイトあり。)

<馬鞍山(銀川の空港近く)>

- ・ 空港近くには円借款の植林サイトがある。1500万元。
- ・ 2000年まで林場だったが現在は自然保護区。砂漠化防止と管理が主な仕事。
- ・ この自然保護区は銀川市の直屬機関としての事業単位と位置づけられる。自治区、銀川市、地元の市より年間600万元が出ている。
- ・ ただし、年間支出は3000万元。
- ・ 保護区内にレンガ製造と建築資材の工場がある。また、緑化作業や苗木を供給する会社があり、不足する資金はこれら工場からの収益でまかなっている。他に現在は果樹園からの収入もある。

<研修に関する課題など:馬鞍山>

- ・ 林場の研修については特に課題は無い。育苗や砂漠化防止の技術も特に問題無い。
- ・ ただし、自然保護区に関する部分は経験が少ない。動植物モニタリングやコミュニティとの協調、エコツアーリズムなど。コミュニティとの協調とは、放牧禁止措置と牧民との関係である。2003年に全面禁止となり、牧民との間で問題になっている。
- ・ これまで蓄積した砂漠化防止技術等を他に普及して行きたい。まだ計画の段階であるが、自治区の教育センターを作りたいと考えている。

以上

日 時:2009年9月23日(水)9:00~12:00

場 所:寧夏生態工程学校

出席者:

[生態工程学校]

石 建寧	校長
米 成蘭	書記
丁 学利	副校長
王 金成	副校長
陳 殿峰	事務局主任
郭 永恒	研修課長
智 紅寧	教務課長
江 志国	学生管理課長

[林業局]

李 懷珠	林木種苗管理總ステーション副ステーション長
何 全發	林業国際協力プロジェクト管理センター主任
憑 学軍	林業国際協力プロジェクト管理センター高級エンジニア

[国家林業局管理幹部学院]

王 建子	国家林業局管理幹部学院 党書記
玉 宝	国家林業局管理幹部学院国際合作部技術助理

[調査団]

松本 高次郎	JICA 中国事務所次長
佐藤 英章	林野庁森林技術総合研修所経営研修課長
李 飛雪	JICA 中国事務所所員

議事内容:

<全般>

- ・ 1985年設立、自治区林業局傘下。
- ・ 2006年に「林業学校」から名称変更。専門分野拡大から生徒募集の際「林業」は相応しく無くなったため。ただし、今でも林業分野がメイン。
- ・ 園林学科、葡萄栽培学科は自治区からモデルに指定されている。もちろん伝統的な林業学科もある。
- ・ 学歴教育と非学歴教育に分けられる。非学歴教育がいわゆる「研修」に当たる。研修受講生は学歴教育の学生数を上回る。
- ・ 研修の際、受講料を取っているが、金銭面の目的ではなく、次の研修をより良くするためという考え方で徴収している。
- ・ 設立20年来の育成人材により、県・市、郷鎮レベルの林業関係者はほとんど同校の出身。
- ・ 専任教師101名。うち、27名は修士号。
- ・ 研修の例示:国有林場等の労働者・技術者の昇格(国家の定める等級)訓練、林業行政、林業事業の

監督、造林、育苗、防虫害、砂漠化防止、火事防止、農民の就職技能訓練、自治区「100万農民研修」の一部担当、県・市の林業局長研修会、ステーション長の研修、など。今年は郷鎮技術者の研修、国有林労働者の昇格研修等を行う予定。

- ・ 2007年714人、2008年3200人、2009年3655人研修予定。2007年から2008年への増加が多いのは、技術者の昇格のための研修による増加。
- ・ 宿泊施設あり。200～300人くらい宿泊できる。

<研修実施に関する仕組み>

- ・ 林業分野研修は林業局からの委託で実施。人的資源管理局、労働保障局、扶貧弁公室、共産党青年団、農牧局、全国婦人連合など他部門からの委託もある。県からの委託もある。委託元が経費を払う。
- ・ 委託元が研修の枠組みを示し、研修の具体的な内容は、学校の教師が作る。内容については、委託元と確認した上で研修を実施。
- ・ ある県から、県の技術者40名を3年間研修するといった長期の受け入れを行ったこともある。別の県では1年間「経済林技術」というテーマで受け入れた。
- ・ 郷鎮レベルの研修も行う。学校で行う場合と、現場に教師が赴くケースもある。例えば、政策の講義は学校、技術は現場で、など。90年代初めに初めて現場研修をやった際は農民の家に入ってやった。
- ・ 農民への研修で良いのは、研修終了後も定期的に様子を見に行けること。当学校の発案でこのようなフォローアップをやるケースがあり、好評である。
- ・ 農民への研修は、労働保障局から委託されるケースが多い。募集は委託先から郷鎮政府を通して行う。研修に参加するのはモデル的な農家か大手の農家。農閑期に1回40～60名の定員で、1ヶ月程度やることもあり。農家からは金は取らない。受講費、宿泊費、食費、交通費など一切必要なし。
- ・ 1つの村を対象とすることもあるし、2～3村を1村に集めてやることや、郷鎮でやる場合もある。
- ・ 研修終了後は委託元が農家へアンケートをとる。
- ・ 教師が現場指導すると様々な知識が入ってくるので、学校としてもメリットがある。
- ・ 林業局の委託で国有林場の職員を研修したこともある。
- ・ 学校が林場に研修案を提示し、林場側から金を出してもらおうといったケースもある。
- ・ 講師は学校の教師が主だが、委託元の意見も聞く。学校外(自治区の他機関、他省)の専門家を呼ぶこともある。
- ・ 作物の1年の成長に合わせた研修も行ったことがある。
- ・ 技術者の昇級・昇格のコースなどは速いが、研修によっては、コース作成まで数ヶ月ということもある。
- ・ 林権制度改革に関する研修は未実施。集体林権制度改革の研修をやれば、農民は来るだろう。農閑期は学校で、忙しい時期は現場での研修を望むだろう。
- ・ 林業関係の人、大手の林農などは、林権改革のことを知らないとこれからやってゆけなくなるだろう。

<課題>

- ・ 国有林場改革など、新しい政策への体制が整備されていない。
- ・ 設備、経費不足もある。
- ・ 新技術の活用。

<中国防沙治沙大学への発展について>

- ・ 本学校を中心に拡大発展し、砂漠化防止専門の大学が設立される予定。2012年に寧夏防沙治沙職業技術学院となり、2020年には中国防沙治沙大学となる。3000人の学生からスタートし、10000人規模にする予定。
- ・ 現在の学校から20km離れたところに敷地を確保し、現在整地等の工事中。

以上

日 時:2009年9月24日(木)13:50~23:00、2009年9月25日(金)14:20~19:30

場 所:国家林業局管理幹部学院

出席者:

〔国家林業局国際合作司〕

劉 立軍 国家林業局国際合作司処長

〔国家林業局管理幹部学院〕

王 建子 国家林業局管理幹部学院 党書記

汪 国中 国家林業局管理幹部学院国際合作部主任

劉 凱峰 国家林業局管理幹部学院国際合作部副主任

蘇 秀麗 国家林業局管理幹部学院国際合作部副教授

玉 宝 国家林業局管理幹部学院国際合作部技術助理

〔調査団〕

松本 高次郎 JICA 中国事務所次長

宮菌 浩樹 JICA 地球環境部技術審議役

佐藤 英章 林野庁森林技術総合研修所経営研修課長

足立 佳菜子 JICA 中国事務所所員

李 飛雪 JICA 中国事務所所員

澤池 多恵子 有限会社エクシディア

李 春燕 通訳

議事内容:

1. 中国側の実施体制について

宮菌氏より、中国側の実施体制について、アウトプットの観点から以下の通り説明した。

今回のプロジェクト成果は以下の3体系に分類される。

- ①中央の国家林業局、省(自治区)の林業庁(局)の密接な情報交換
- ②パイロット省における県以下のレベルでの実践的な試行
- ③パイロット省での試行成果の他省への普及

そのため、プロジェクト活動には、管理幹部学院や省林業学校だけでなく、研修テーマである集体林権制度改革、国有林場改革に携わる国家林業局及び省林業庁の担当者の参加も必要となる。

また、松本団長より、現地調査を受けて、中央及び各省のもつ研修予算だけではなく、事業部署が持つ業務費もプロジェクトの人材育成経費として活用できないかと提案した。

これらの意見を基に日中間で協議を行い、中国側の実施体制について以下の点が確認された。

- ・ 国家林業局には指導グループは設置しないが、兼任のカウンターパートを置くこととする。
- ・ 管理幹部学院については国際合作部だけでなく研修関連部署もプロジェクトに協力し、関係部署に兼任のカウンターパートを置くこととする。
- ・ パイロット省では、関連部署による指導グループを作る。弁公室は林業学校に置く。
- ・ 省林業庁財務処に対して研修経費の予算化を要望する。要望はするが強制はできないため公式文書には記載しない。
- ・ 国家事業では、科技教育費が設けられれば、その予算で研修ができる(例:天然林資源保護事業)。しかし集体林権制度改革には科技教育費はなく、研修予算については検討が必要。
- ・ 現状では、集体林権制度改革や国有林場改革に関する研修が、省林業学校ではなく、担当部署により実施されているケースがある。そのため、林業学校だけでなく関係部署との調整が必要。
- ・ 研修機関の能力向上が人材育成の持続性と継続性に繋がるため、本プロジェクトでは省林業学校の能力向上を重視する。
- ・ 省幹部向けの研修は管理幹部学院が行う。

2. 討議議事録(R/D)について

上位目標

西部地区において、集体林権制度改革及び国有林場改革を推進するための県レベル以下の林業関係者を対象とした研修方式(注)の普及を通じて、両改革の円滑な実施が促進される。

(注)プロジェクトでいう「研修方式」とは、研修形式、研修カリキュラム、研修方法、研修教材及び研修評価方法等を指す。

プロジェクト目標

パイロット省(自治区)における試行を通じ、西部地区に適用可能な、集体林権制度改革及び国有林場改革を推進するための県レベル以下の林業関係者を対象とした研修方式が整備される。

プロジェクト目標の文言作成に当たって確認された事項は以下の通り。

- ・ 中国側は林業関係者の「能力向上」を目標としたいと主張したが、日本側は「能力向上」というと対象者全体の能力向上を図らなければ目標達成にならず、プロジェクト期間内で達成が厳しいため、「能力を向上する」ではなく、能力向上のための「研修方式を普及する」に焦点を当てるよう提案した。
- ・ 中国側は研修実施を目標にする方が予算を確保しやすく、研修方式の整備ではプロジェクトが過小評価され、予算が少なくなる恐れがあると説明。日本側は研修実施は研修方式の整備のための手段であり、研修そのものは目的ではないと主張、研修実施については活動や成果の指標として明示する旨説明。中国側は、通常プロジェクトの上位目標やプロジェクト目標だけが見られ、活動まで読まれない傾向にあるため、活動で研修を行うことが書かれてあっても不十分であり、プロジェクト目標に研修実施と記載してほしいと主張。日本側は両改革の研修対象者は膨大でプロジェクトで全ての対象者をカバーすることはできず、研修実施を目標にすることはできず、プロジェクト終了後も中国側で研修が継続できる仕組みを構築することを目指すべき、と説明。中国側は研修規模を成果指標で明示することで妥協。
- ・ 中国側は研修の実施回数を多くし、経験を蓄積していくことが有効な研修方式を構築するために必要だと主張。日本側は可能な範囲で研修をある程度の規模実施することに同意。1 回当たりの研修コストが少なければ回数を増やすことも可能であると説明し、中国側と合意。
- ・ 中国側は「集体林権制度改革及び国有林場改革の政策への理解及び森林経営管理能力が向上し」と記載することを主張したが、プロジェクトで試行される研修内容には、政策理解や森林経営以外のテーマも含まれることが予測されるため、「集体林権制度改革及び国有林場改革を推進するための」という表現にすることを日本側は提案、中国側も同意。

期待される成果

- (1) パイロット省(自治区)において、両改革にかかる研修のための連携が省(自治区)林業庁(局)関連部門間で強化される。
- (2) パイロット省(自治区)において、研修実施を通じて、両改革を推進するための県レベル以下の林業関係者を対象とした研修方式が整備される。
- (3) 多様な方法で両改革に関する政策、優良事例、参考情報及び研修方式に関する情報共有・交流が促進される。

期待される成果の文言作成に当たって確認された事項は以下の通り。

- ・ アウトプット 3 で情報共有される「参考情報」について、範囲が広がりすぎることに懸念が中国側から示され、「参考情報」とは集体林権制度改革及び国有林場改革に関連する情報を指すということで合意した。

活動

- (1-1)パイロット省(自治区)における両改革にかかる研修の現状を把握する。
- (1-2) 両改革にかかる研修に対する関連部門の役割について、各省(自治区)林業庁(局)と共通認識を形成する。

- (1-3)関係部門間で、両改革にかかる研修の連絡・調整を行う。
- (2-1)パイロット省(自治区)における両改革の方針、進捗状況および課題、研修ニーズを把握する。
- (2-2)パイロット省(自治区)において代表的な集体林及び国有林場を複数タイプ選定し、改革及び森林経営の現状と研修ニーズ等についての分析を行う。
- (2-3)上記(2-1)、(2-2)に基づき、対象者別に研修コースを開発する。
- (2-4)上記(2-3)の研修を実施する。
- (2-5)受講生による研修評価結果を踏まえ、研修を改善する。
- (2-6)研修参加者の普及研修実施を支援する。
- (2-7)研修効果のモニタリングを行い、結果を研修内容にフィードバックする。
- (3-1) 全国の省主管部門の幹部向け研修を実施し、両改革の政策の理解を促進する。
- (3-2)セミナー等を開催し、知見・経験に関する情報交換を行い、プロジェクト成果の共有を図る。
- (3-3)プロジェクト成果や両改革に関する参考情報をインターネット及びプロジェクト・ニュースレター等を通じて発信する。

活動の文言作成に当たって確認された事項は以下の通り。

- ・ 「(2-6) 研修参加者の普及研修実施を支援する」は、プロジェクトで普及研修を実施するのではなく、研修参加者が普及研修を実施する際に、必要に応じてプロジェクトが研修実施者を支援することを指す。
- ・ 「(2-5) 受講生による研修評価結果を踏まえ、研修を改善する」と「(2-7) 研修効果のモニタリングを行い、結果を研修内容にフィードバックする」の違いは、前者は研修直後の受講者からのアンケートを基にした改善であり、後者は研修後数ヶ月を経てから、研修した内容が現場での両改革実施に役立っているかどうかを検証し、研修テーマ設定に反映させるために行うものである。

2. 協議議事録(M/M)について

附属文書の「2. 特記事項」の8項で言及した事業経費については、プロジェクト開始当初は日中で同等程度負担し、次第に中国側の負担割合を増加させていくことを日本側から提案した。中国側は、中国の予算は単年度制であり、2年目以降の予算を確約できないことから、負担増を明記することはできないと説明があった。そのため、「日中双方が同等程度負担する。」という記載とした。また、日本側はプロジェクト終了後の継続性確保のため、中国側が中央・地方を含め、より多くの財源を確保することが重要との認識を示し、中国側も同意し、「中国側はより多くの財源を確保し、研修を拡大できるよう努力する。」と記載することとした。

以上